

中学校 家庭分野 D「身近な消費生活と環境」副教材

エブリデイ消費者! Ver.2

指導書

目 次

本副教材の特徴と使い方

1章 (プロローグ)みんなは消費者？	
授業展開例	3
ワーク解答と解説	5
2章 何を選ぶか，何をあきらめるか？	
授業展開例	10
ワーク解答と解説	13
3章 表示をじっくり見てみよう	
授業展開例	18
ワーク解答と解説	21
4章 どこで買う？どんなふうを買う？	
授業展開例	28
ワーク解答と解説	29
5章 お金とカードとのつきあい方	
授業展開例	34
ワーク解答と解説	36
6章 消費者トラブルってなんだろう	
授業展開例	41
ワーク解答と解説	43
7章 静岡版もったいない運動	
授業展開例	51
ワーク解答と解説	53
8章 (エピローグ)消費者問題と社会のしくみについて考える	
授業展開例	60
ワーク解答と解説	62
外伝1 ネットの落とし穴に気をつけよう	
授業展開例	68
解説	69
外伝2 安全・安心に製品を使うには	
授業展開例	74
解説	75
評価規準モデル及び授業展開例	79

本副教材の特徴と使い方

本冊子は、2012年度に作成された中学校家庭科向け副教材の改訂版である。本副教材の基本的なコンセプトは変わっていないが、これまでに副教材を利用していただいた先生方を中心に、委員会メンバー、学生サークルのご意見等もふまえて、できる限り見直した。そのため当初はマイナーの改訂で終わらせるつもりだったが、かなり大きく変更したところもある。

これまで通り、本副教材は、これまでの既存教材を研究し、そこにみられる課題を克服すべく、様々な工夫がなされている。

第1に、一つの章で1時間の授業ができるように設定されている。第2にすべての章を順番に行えば、自ずと現行学習指導要領の「身近な消費生活と環境」領域をおさえられるようになっている。第3に、副教材の各章が有機的なつながりをもち、最終的に8章の消費者の権利と責任へ結びつくようになっている。第4に副教材、ワークブック、指導書、各章の授業展開例の3点セットと静岡県教育委員会の評価規準例、教科書と副教材を結びつけた授業展開例も用意し、先生方があまり準備時間をとられず、生徒たちに対して十分な指導を行っていただけるようになっている。第5に想定される時間数を超えるところは、外伝として取りあげたが、ここは生徒自身が自習しても、充分、理解できるようになっている。

さらにこの改訂版では、先生方が指導書をより利用しやすくなるよう、授業展開例やワークとその解答、解説を、各章の前半部分に移動させることにした。また、必要な記述を精選するとともに、参考になるリンク集にも、手がかりとなるひと言をつけることにした。

コンセプトからいえば、本副教材のすべての章を利用していただきたいとは考えているが、学校の事情に応じて、一つの章を取り出して授業で利用することも、副教材の一部を授業で用いることも可能である。

このように様々な工夫を試みた副教材セットの改訂版ではあるが、実際に学校現場で利用されてはじめて、意味がある。ぜひ先生方に授業でどんどん利用して頂き、その感想や意見等を静岡県消費生活センターまでぜひお知らせ頂きたい。今後も使いやすい副教材として先生方に評価されるよう、随時、改訂を進めていく所存である。

消費者教育副教材作成委員会 委員長
静岡大学教授 色川 卓男

1章（プロローグ）みんなは消費者？

開…生活に必要なものの流れ（教科書 pp. 208-209）・契約（教科書 p. 217）

東…私たちの消費生活と環境（教科書 pp. 224-226）・消費生活と契約（教科書 p. 227）

◇『学習指導要領解説 技術・家庭編』D 身近な消費生活と環境

（1）家庭生活と消費について、次の事項を指導する。

ア 自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること。

【ねらい】

○自分自身が消費者として社会と関わりを持っていることに気づく。

○消費行動の基礎となる社会的なルールとして、約束と契約の違い、契約の成立・有効性・効果について学び、契約の基本的な知識を身につける。

【授業展開例】○は教師の発問 ・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	<p><u>消費生活の学習を始めよう</u></p> <p>○葵さんたち3人は“消費者”という言葉聞いてもピンとこないようですね。</p> <p>・僕たち（私たち）は子どもだから，“消費者”には当てはまらないのでは？ 消費者ってどういう意味？</p> <p><u>消費生活とは何か</u></p> <p>○普段気にとめていない私たちの行為は、消費生活と密接に関わりがあります。</p> <p>○商品やサービスを買ったり使ったりするプロセスを、各場面に分けてみんなで考えてみましょう。</p>	<p>*生徒自身の生活を振り返らせる。それにより、社会との関わりなしでは日常生活が成り立たないことに気づかせる（消費者としての自覚）。</p> <p>*副教材 p. 3 下段を見せ、これからの学習の流れ、全体像のイメージをつかませる。</p>
展開	<p><u>契約とは何か</u></p> <p>○【ワーク1-1】</p> <p>・社会を成り立たせるためのルールの一つに「契約」があります。私たちの消費行動と契約は密接に関わっています。副教材 p. 2 の葵さんたちの行動から「契約」を見つけましょう。</p> <p>・友だちと待ち合わせるのは約束だと思う。</p> <p>・塾で勉強することやオンラインゲームで遊ぶことも契約なのかな。</p> <p>➡ 答え合わせをする。</p> <p>誤解が多いのはどれかを確認し、説明を加える。</p>	<p>*契約と約束の違いを説明する。契約も約束も「する」とお互い決めたのに守らなければ信用を落とす。意思表示には責任が伴うことを伝える。</p>

契約の成立について

○【ワーク 1-2】を見て考えましょう。

契約はどの時点で成り立つのでしょうか。

- ・契約書にサインしたときだと思ふ。
- ・お金を払ったときじゃないの？
- ・難しいなあ。どこも当てはまる気がする。
- ・お店の人に「ください」と言った時点で契約成立なんだ。

契約の効果について

○【ワーク 1-3】を見て考えてみましょう。

いったん成立した契約をなかったことにできるのでしょうか。

- ・もちろん返せると思ふ。
- ・領収書やレシートが必要なんじゃない？
- ・一度買ってしまったものを返品できるのかなあ。
- ・えーっ、契約が成立したら一方的には返品できないんだあ。
- ・契約するときには、消費者も責任を持ってよく考えないといけないな。

契約の効果・有効性について

○これまで学んだことをふまえて、【ワーク 1-4】を考えてみましょう。

○ (①の設問)

商品に欠陥があった場合、取り替えてもらうことはできるのでしょうか？

- ・欠陥があったことを知らなかったんだから取り替えてもらわないと困る。
- ・お店に取り換える責任があるんじゃないかな。

○ (②の設問)

どうして子どもだけでは売ってくれないときがあるのでしょうか？

- ・値段が高いから、親の許可が必要になるんじゃないかな。
- ・値段が高いから、子どもだけでは契約できないと思ふ。
- ➡ p. 8 「未成年者の法律行為」を説明する。

○ (③の設問)

こんな約束も守られる必要があるのでしょうか？

- ・守る必要はないと思ふ。

*意思の合致があった時点で、契約が成立することを伝える。

* (発展) 重要な契約は、後に争いになったときの証拠とするために契約書を取り交わす必要があることを伝える。

*自己都合による一方的な理由で、いったん結んだ約束を反故にすることはできないことを伝える。

*商品に気づかない欠陥があった場合は、契約内容が完全に履行されていない状態であるから、欠陥のない商品と交換することができる (契約の効果)。

*たとえお年玉や貯金など親に処分を許された財産であっても、それが親から許された財産なのかどうか店側には分からないので、親の同意を求めている。

*設問と同様、人に乱暴する約束なども公序良俗により無効 (契約の

	<p>➡ p. 9 「契約の有効性～契約自由の原則～」を説明する。</p>	有効性)。
まとめ	<p>○契約をする際は、消費者はどんな態度で臨むことが大切ですか。今日の学習をもとに考えましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お店の人に「ください」と言った時点で契約は成立するから、その前によく商品を見て、よく考えてから買うことが大切だと思う。 ・一度購入したら、原則は「返せない」んだよね。どのお店で買うのかも大切だと思った。 <p>○最後に「契約」についてまとめてみましょう。</p> <p>(ふり返り 1)</p> <p>「契約」は、日常生活のあらゆる場面で生じている身近なことです。</p> <p>(ふり返り 2)</p> <p>○「契約」は、商品の購入でいえば、「買います」という申し込みの意思表示と、「売ります」という承諾の意思表示による合意により成立します。</p> <p>(ふり返り 3)</p> <p>○「契約」が成立することにより、お互いに契約した内容を守る義務が生じ、一方的な理由で「なし」にすることはできません。</p> <p>○しかし、「契約」したら全て守らなければならないということではありません。(ワーク 1-4③のように) そもそも無効な(契約できない)約束もありますし、相手が守らないときは契約をなかったことにできる場合もあります。</p>	<p>*契約について学習することは、日常生活を送る上で役に立つことを伝える。</p> <p>*契約は、書面を取り交わさなくても、口約束だけで成立することを伝える。</p> <p>*重要な契約するときは、その内容を理解して、よく考えてからする必要のあることを伝える。 (注意するポイントは第2章以下で詳しく扱う)</p> <p>*契約に関する正しい知識を持つことで、「あれ?この契約はおかしいぞ」と思えることが大切(自分の身を守る)。</p>

【ワーク解答と解説】

p. 4 ワーク 1-1

p. 2のイラストを見て、3人の行動のなかで、「契約」にあたるものに○をつけましょう。

- | | | |
|---------------------|-----------------------|---------------|
| () 宿題をする | (○) 美容院でカットする | () 家の手伝いをする |
| (○) 塾で勉強する | () 友達と待ち合わせる | () おこづかいをもらう |
| (○) コンビニで夜食を買う | (○) シール写真を撮る | (○) バスに乗る |
| (○) ネットゲーム(有料)で遊ぶ | (○) スタジアムでJリーグを観戦する | |

【解説】

◆約束と契約の違い

「契約」とは、法律により強制的に内容を実現させることができる「約束」のこと。

法律に保護されていない「約束」は守らなくてもよいというものではない。いったん交わした約束はきちんと守るべきである。社会生活が成り立つよう、強制的に守らせるべき約束について明文化したものの（社会のルール）が「契約」である。

契約であれば、約束したことが守られない場合、相手を裁判所に訴えて契約内容を実現させるよう求めることができる。

契約にあたるか否かの判断については、「社会生活が成り立つよう、強制的に守らせるべき約束」であるか否かを基準にすると分かりやすい。

副教材p.2のイラストにあるように、「コンビニで夜食を買うこと」（売買契約）や、「バスに運賃を払って乗ること」（運送契約）が契約であることは認知されやすいが、「美容院でカットしてもらうこと」「塾で指導を受けること」「シール写真（プリクラ）の機械にお金を入れて写真を撮ること」「有料オンラインゲームで遊ぶこと」や「サッカー観戦をするためにスタジアムに入場すること」もまた契約である。これらの約束が守られなければ、社会生活は成り立たない。

p. 4 ワーク 1-2

p.4のパソコンを買う場面のイラストをみて考えましょう。契約はどの時点で成り立ちますか？

答え （①） 理由（「買う」という申し込みと「売る」という承諾のお互いの意思が合致したとき）

【解説】

◆契約の成立

契約は、当事者の一方による「申し込み」の意思と、他方による「承諾」の意思が合致することによって成立する。ワーク1-2では、「これください（買います）」という申し込みと「はい（売ります）」という承諾により契約が成立している。

契約は原則として口頭でも成り立つ。契約書の交付は契約の成立要件ではない。契約書を取り交わす理由は、契約の成立を後日立証するためである。契約が守られなかったことで争いになると、裁判をする場合がある。裁判においては主張を裏付ける証拠が重要であり、契約をしたことを証明する契約書などの証拠がなければ、たとえ口約束で契約をしたことが真実であっても、契約があったとは判断されずに裁判に負けてしまうおそれがある。

一方、契約書に記載されている内容は、原則として、当事者双方の合意があったと認められてしまう。契約内容をよく読まなかったということは、当事者の言い分とならないから、契約書に署名（サイン）したり、判を押す場合は、事前に内容をよく確認することが必要である。

p. 4 ワーク 1-3

p.4のスカートを返す場面のイラストを見て考えましょう。スカートを返すことはできますか？

答え （④） 理由（いったん成立した契約は原則的に一方的に解除できないから）

【解説】

◆契約の効果～契約の拘束力～

当事者間の合意に基づいてなされた契約は、両当事者を拘束する。契約に盛り込まれた条項を互いが守り誠実に契約内容を実行することが前提となっている。売買契約の場合、売り主は商品を引き渡す義務が、買い主は代金を払う義務がある。

契約成立後、ワーク1-3の選択肢①のように、買い主が商品を返品してお金を返してもらうことができたり、選択肢③のように、他の商品に交換できるとしたらどうなるか。また反対に、売り主が、商品を売った後、「もっと高く買ってくれる人がいた。お金を返すから、商品を返してほしい」と買い主が言うことができるとしたら、どうなるか。契約をいつでも自由にやめることができるとしたら、お互いに不安定な関係が続いてしまう。よって、いったん有効に「契約」が成立すると、お互いにその約束を守らなければならない。一方的な都合や理由で契約の解消はできない。

契約は守られなければならない。しかし、実生活では、何らかの理由で契約を守れない場合も有りうる。その場合には、債務不履行としてペナルティ、すなわち賠償責任を不履行者に課している。

ワークの正解は④である。「返せない」と表現しているが、売り主側のサービスとして、返品を受け入れて代金を返金する場合も考えられる。但し、返品を受け入れることはあくまで売り主のサービスであって、原則として返品できないことを生徒に伝える必要がある。

選択肢②を選択した生徒は、クーリング・オフ期間と混同したことが考えられる。（「クーリング・オフ」については、6章p.48を参照）

p. 5 発展ワーク 1-4

① ページが抜けていたマンガ本は取り替えてもらえるでしょうか？

答え（取り替えてもらえる）

理由（本屋さんはページがそろった本を引き渡す義務があるから）

② 中学生の葵さんが、犬の購入を断られてしまったのはなぜでしょうか？

理由（ペット屋さんは未成年者を無能力者と判断し保護者の同意を求めた）

③ お金を返す代わりに、娘を売り飛ばす約束はあり（有効）でしょうか？

答え（無効）

理由（非人道的な契約は公序良俗に反するので無効）

【解説】

◆契約の解消

契約が成立した後、自分の責任は果たしても、相手が責任を果たさないこともある。この場合、相手に責任を果たせという裁判をする以外、責任を果たすまでずっと待つしか方法がないとしたら、不安定な状態がずっと続くことになってしまう。そこで、相手が約束を守らなかったり、契約内容を実現できなくなってしまった場合のように、「相手側に落ち度があるとき」には、一方的に契約を終了させることができる（契約解除）。

例えば、売買契約において、買い主が代金を支払ったにもかかわらず売り主が商品を引き渡さない

場合、買い主は契約を解消して支払ったお金を返還してもらうことができる。

また、ワーク 1-4・事例①のように、商品に重大な欠陥がある場合、買い主はページがそろった本と取り替えてもらうよう本屋さんに要求する権利があり、取り替えることができない場合、買い主は契約を解除して代金を返してもらうことができる。

なお、相手に落ち度がない場合でも、当事者同士で話し合い、お互いに納得すれば、双方の意思で契約をなかったことにすることもできる（合意解除）。これは、お互いが納得したうえで契約をなかったことにするので、不利益を被る人がいないため認められるものである。

◆未成年者の法律行為

ワーク 1-4・事例②のように、未成年者が契約を行う場合には、法定代理人（親など）の同意が必要である。

20歳未満の未成年者は、成年者と比べて取引の知識や経験が不足しており、判断能力が未熟であるという理由から、未成年者が行う契約によって不利益を被ることがないように法律によって保護されている。民法においては、未成年者の行為能力を制限し、「未成年者が法定代理人（父母や後見人）の同意を得ないでした法律行為は、取り消すことができる」と定められている。

未成年者による契約を取り消した場合、契約は締結時にさかのぼって最初から無効なものとなる。例えば、未成年者が売買契約の買い主の場合、未成年者は代金の支払義務がなくなり、支払った代金があれば返還請求することができる。

ただし、未成年者の契約であれば、法定代理人が全てを取り消すことができるというものではない。予め法定代理人から処分を許された財産（小遣い）の範囲内であったり、許された営業に関する取引である場合は取り消すことができない。また、未成年者であっても、結婚経験がある場合は、成人と同じように行為能力があるものとみなされるので（成年擬制）、取り消すことはできない。

さらに、契約の締結時において、未成年者が、相手方を騙して自分を成人であると偽ったり、法定代理人の同意を得ていないのに同意を得ていると偽って、その結果契約の相手方が誤信した場合もまた、取り消すことはできない。

ワーク 1-4・事例②においては、未成年者が小遣い（お年玉貯金）を持参している。小遣いは親から処分を許された財産であり、後に法定代理人は契約を取り消すことはできないから、契約を成立させてもよいと考えるかもしれない。しかし、ペットショップからしてみれば、未成年者が持参したお金が、親から処分を許された財産であるか否かが分からない。後にトラブルになることを避けるため、親と一緒に来店することを勧めたのである。

次のような場合には、契約を取り消すことができません。

- ① 小遣いの範囲内で行った契約
- ② 結婚している未成年者が行った契約
- ③ 未成年者が、「20歳以上である」「親の同意を得ている」などと偽った場合
- ④ 営業している未成年者が、その営業に関して行った契約
- ⑤ 成人してから契約を認めた（追認した）場合

《出典》消費者庁、2012、「よくわかる消費生活～消費者が知っておきたい20のこと～改訂版」：p.13

◆契約の有効性～契約自由の原則～

契約は、当事者の自由な意思によって行われる。人々は、生活を送るうえで、あらゆる場面において知らず知らずのうちに契約という法的な行為をしているが、だれと、どのような内容の契約をするか、もしくは契約をしないかは、個人の自由である。自由に自分の意思で契約をすることができることから、これを「契約自由の原則」と呼ぶ。(契約が自由である一方、契約したことの責任を取らなければならないことは、上述「契約の効果～契約の拘束力～」のとおり)

ただし、契約が当事者同士の自由意思によって成立するとはいえ、ワーク 1-4・事例③のように、人命を借金のカタ（担保）にすることは非人道的・反道徳的な内容の契約であり、契約として成立させるべきではない。このような公序良俗に反する契約は無効であり、契約そのものが成立することはない（契約自由の原則の例外）。

*公序良俗とは

「公の秩序（社会の一般的秩序）及び善良な風俗（社会の一般的道徳観念）」の略。民法第 90 条において、「公序良俗に反する事項を目的とする法律行為は無効とする」と定められている。

【その他 要点】

◆消費者とは

消費者とは、人の消費行動に視点を置いた役割のことである。

一人の人間には、複数の役割がある。例えば、小売店を経営している人は、販売者（経営者）という役割と自分の生活のためにモノやサービスを購入するという消費者という役割がある。また、親としての役割や地域に住む人としての役割もある。その中で、消費に関わる役割だけを切りだしたものが「消費者」である。完全な自給自足の生活があり得ない現代において、すべての人々は一生を消費者として生活をおくる。それだけに「消費者」という側面は、様々な役割の中でも重要な意味をもっている。

《参照》御船美智子，2000，『生活者の経済』放送大学教育振興会:pp.29-31

【関連する文献・資料リスト】

「契約・取引」をイラストで分かりやすく説明する冊子です

- ・消費者庁，2012，「よくわかる消費生活～消費者が知っておきたい 20 のこと～改訂版」
(2015 年 12 月 2 日取得 http://www.caa.go.jp/information/pdf/00_seikatsu.pdf)
- ・御船美智子，2000，『生活者の経済』放送大学教育振興会

2章 何を選ぶか、何をあきらめるか？

⑧…商品の選択と購入

(教科書 pp. 210-211)

⑨…商品の選択と購入について考えよう

(教科書 pp. 230-233)

◇『学習指導要領解説 技術・家庭編』D 身近な消費生活と環境

(1) 家庭生活と消費について、次の事項を指導する。

イ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。

【ねらい】

- 最適な意思決定をするために、ニーズ(needs)とウォンツ(wants)の考え方がわかる。
- デシジョン・ツリーを活用して、選択肢の良い点と悪い点を比較・検討することができる。
- 災害時の非常持ち出し袋に入れるものを選択する学習活動を通して、品物を選択する際の自分の視点や価値観に気づく。

【授業展開例】 ○は教師の発問 ・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	<p><u>課題を把握する</u></p> <p>○みなさんは、これまで買い物で失敗した経験はありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可愛いから欲しいと思ってメモ帳を買ったけど、いまは使っていないものがある。 ・「特売」と書いてあるゲームを安いと思って買ったら、他の店の方がもっと安かった。 <p>○なぜ失敗したのでしょうか、失敗の原因を考えてみましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よく考えないで、買ったから。 ・「特売」の言葉につられたから。 <p><u>デシジョン・ツリーについて知る</u></p> <p>○葵さんは新しい靴が欲しいそうですね。「ほしい」にも、いろんな理由があります。買うか、買わないか、自分の意思を決定することを“意思決定”といいます。満足できる意思決定をするときに、“デシジョン・ツリー”(意思決定を樹状図にすること)が役立ちます。デシジョン・ツリーを使って、新しい靴を買った場合と買わなかった場合について、良い点と悪い点を書き出し、比較・検討してみましょう。なぜ新しい靴が欲しいのか理由がはっきりすれば、どんな靴を買えばよ</p>	<p>*自らの買い物の失敗経験を振り返らせる。</p> <p>*靴の購入について、AとBの2つの場合のデシジョン・ツリーについて説明する。</p>

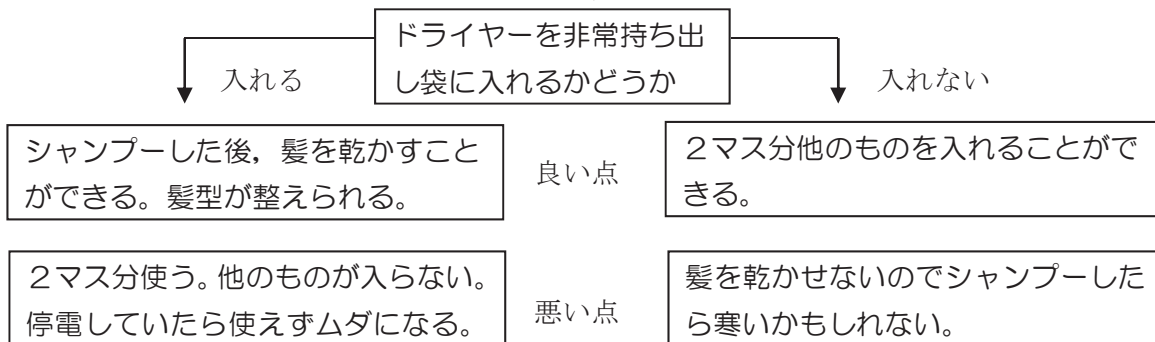
	<p>いかも見えてきます。</p> <p><u>ニーズとウォンツについて知る</u></p> <p>○比較・検討した結果，Aの場合は，新しい靴を買うことになりました。Bの場合は，新しい靴を買うことを我慢することになりましたね。</p> <p>品物を購入するときに，Aの場合のように必要なものはニーズ，Bの場合のように欲しいものはウォンツとして，区別することができます。</p> <p>○みなさんの失敗経験をニーズとウォンツの視点で振り返ってみましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欲しいと思って買ったメモ帳はウォンツで，ニーズではなかった。よく考えていなかった。 ・買ったゲームは自分にとってニーズだったけど，その店で買うべきかどうかは考えていなかった。 	<p>*どの店で購入するかも意思決定に関わる行動である。この店で購入する必要がある（ニーズ）場合と，この店で購入するのがよさそう（ウォンツ）という場合がある。ここでは，消費行動の意思決定にとどめ，具体的な購入方法の選択については，「第4章どこで買う？どんなふうを買う？」の学習で取り上げるとよい。</p>
<p>展 開</p>	<p><u>デジジョン・ツリーを使って，品物を選ぶ自分の視点に気づく</u></p> <p>○意思決定をするために，何を選べばよいか，なぜそれを選ぶのかを考えるトレーニングをしましょう。【ワーク 2-1】を開きましょう。</p> <p>○【ワーク 2-1】清さんは，水，タオルを入れることにしました。あと 16 マスには何を入れたらよいでしょうか。</p> <p>○【ワーク 2-1】隣の席の人と，自分と同じもの，違うものは何か，なぜそれを選んだのか，紹介し合みましょう。</p> <p>○【ワーク 2-2】【ワーク 2-1】をしてみて，また，お互いに紹介し合ってみて，どんなことに気づきましたか。また，自分の日頃の行動を振り返り，どんな視点</p>	<p>*ドライバーは，身なりを整えて気持ちよく過ごせるなどのメリットがある一方，電気を使うため避難所で使えるかどうかわからないなどのデメリットが考えられる。良い点，悪い点を考える際には，多面的な視野で検討するように促すとよい。</p> <p>*他の人の視点を知ることによって，自分の視点に気づかせる。</p>

	<p>で自分が物を選んでいたら、気づいたことを発表しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初めは持って行きたいもの（ウォンツ）の視点で物を選んでいただけ、必要なもの（ニーズ）で考えることが必要だと思った。 ・同じものでも、良い点、悪い点の見方が人によって違った。 ・「古新聞紙は必要ない」と思っていたけど、床に敷いたり、防寒になったり、工夫していろいろ使えることがわかった。古新聞紙を見る目が変わった。 <p>○ものを選ぶときには、そのものについて情報を得ることも必要ですね。</p> <p>また、リュックに入れられる量は制限があります。あきらめたものはありましたか。あきらめたものがあつた人は、代わりにどんな方法や工夫ができるか考えてみましょう。</p>	<p>*選択肢の比較・検討をするときに、情報を収集し、活用することにも触れる。</p> <p>*ものの使い方に対して、いろんな用途に使えるように工夫することも生活をよりよくする方法であることを伝える。</p>
まとめ	<p><u>意思決定プロセスについてまとめる</u></p> <p>○今日の授業を通して、1) 適切な意思決定をするためのニーズとウォンツの考え方がわかりましたか。2) デシジョン・ツリーを活用して、選択肢の良い点と悪い点を比較・検討できましたか。</p> <p>○私たちは、ある決定をするときに、課題を確認し、その課題を解決するために必要な情報を集め、良い点、悪い点を比較・検討して、自分にとって最適なものを選択して決定しています。こうした過程を意思決定プロセスと言います。昼ごはんは何を食べるか、日曜日に友だちと遊びに行くか行かないかなど、私たちは生活のいろいろな場面で、意思決定をしています。自分が満足できる意思決定をするには、限られた条件の中で、優先順位を考えて意思決定をすることが必要ですね。今日、学んだ考え方を生活で活用していきましょう。</p>	<p>*ここでは商品の購入を決定するまでの意思決定について取り上げたが、教科書「商品の選択と購入について考えよう（p.211(開) pp.230-231(東)）」の図1に、意思決定プロセスが示されている。商品を購入する際には、商品に関する情報を収集して、商品を比較・検討し、意思決定することの学習につなげる。</p>

【ワーク解答と解説】

p. 7 ワーク 2-1

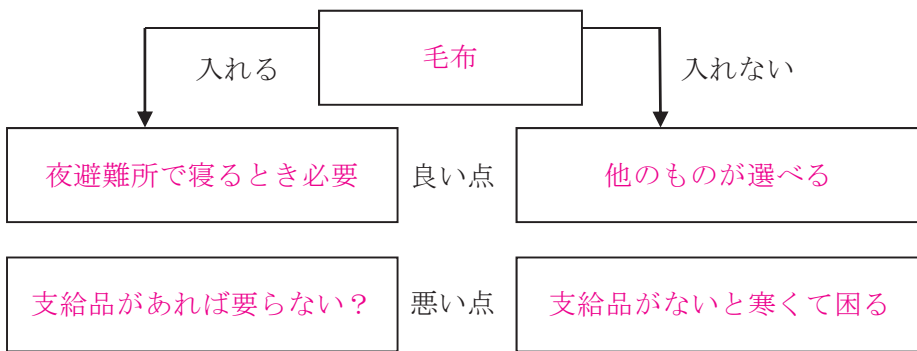
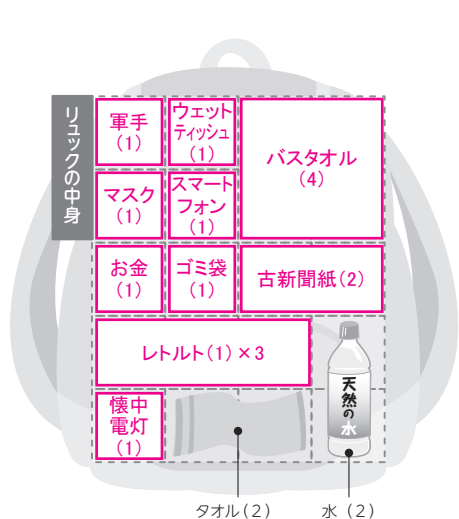
葵さんはドライヤーを持っていくかどうか、デシジョン・ツリーを使って考えてみました。



考えた結果…大きな地震だと停電や断水でシャンプーできないかもしれない。ドライヤー以外のほうが役に立ちそう。あきらめよう。

清さんは、地震に備えて非常持ち出し袋を作ることになりました。水、タオル以外に何を入れればよいでしょう。デシジョン・ツリーを使って、何を入れるか考えてみましょう。

例：粉塵等から体を守るため、マスク、軍手を用意。情報収集はスマホです。ゴミ袋は雨具の代わりにもなる。お金（小銭も含む）、古新聞紙（応用範囲広い）、残りのスペースにバスタオル等を入れる。

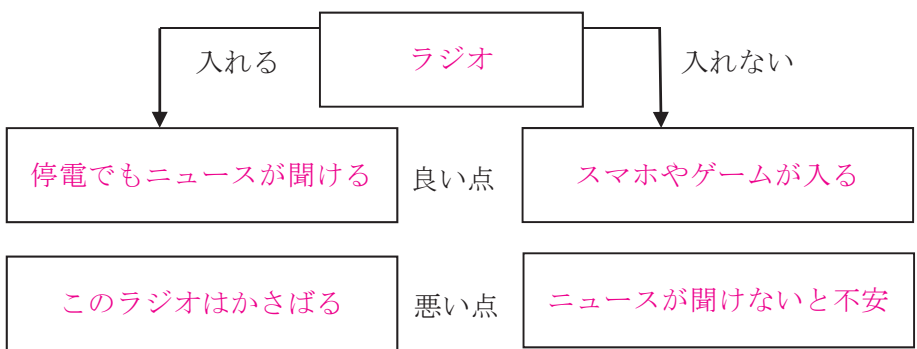


考えた結果…毛布はかさばるけど寒いのは困る。バスタオルで代わりになるかな。ゴミ袋に古新聞をちぎって入れればふとんみたいに使えるかな。

ベッドの下にヘルメットと靴を置いておくと、リュックに入れなくても、すぐに身につけて避難できるよ。



KIYOSHI



考えた結果…スマホのネットがつながるならニュースはわかる。
(ワンセグTVがついている)

ワークにする都合上、模式的に構成したが、男子は15kg、女子は10kgまでもっと多くのものを入れることができる。家庭の事情に合わせて、実際に荷物を用意してほしい。

【解説】

◆ニーズ(needs)とウォンツ(wants)

満足できる買い物をするためには、必要なもの（ニーズ needs）と欲しいもの（ウォンツ wants）に分けて考えるとよい。必要なもの（ニーズ）は、必ずしも生活必需品などの使用頻度が高いものを指すのではなく、いざというときの備えとして必要な防災用品、生活を豊かにするために趣味で使うものなども含まれる。物資やサービスに対する価値観は人それぞれであり、何を必要と考えるかは人によって異なる。自分にとって、本当に必要かどうかの判断が大切であることに気づくようにする。

◆意思決定プロセスとデシジョン・ツリー(decision tree)

図2-1に示すように、私たちはある決定を迫られたときに、「1）課題を確認」し、課題を解決するための「2）情報を収集・活用」して選択肢を考える。そして、それらの「3）比較・検討」を行い、どれを選択するか「4）決定」する。その後、自分の決定が満足できるものであったかどうか振り返り、「5）消費行動の評価」をする。こうした意思決定に関わる過程を意思決定プロセスという。

商品購入を決定するまでのプロセスは、図2-1の左端に示すように、購入の目的である「1）課題を確認」（2章）し、商品に関する情報（3章）、購入方法（4章）、支払い方法（5章）について「2）情報を収集・活用」して、「3）比較・検討」を行い、どの商品をどんな方法で購入するかを「4）決定」するプロセスである。副教材の2章から5章までの学習を通して、商品購入の意思決定プロセスを学ぶことができる。

しかし、私たちは商品購入を決める前に、まず、購入するかどうかを検討する。それが図2-1の左から2番目に示した「購入を決定するまでのプロセス」である。つまり、購入するかどうかの「1）課題を確認」する場合にも、意思決定プロセスを活用することができる。本章では、靴を買うかどうかを決める場面について、この意思決定プロセスを取り上げた。

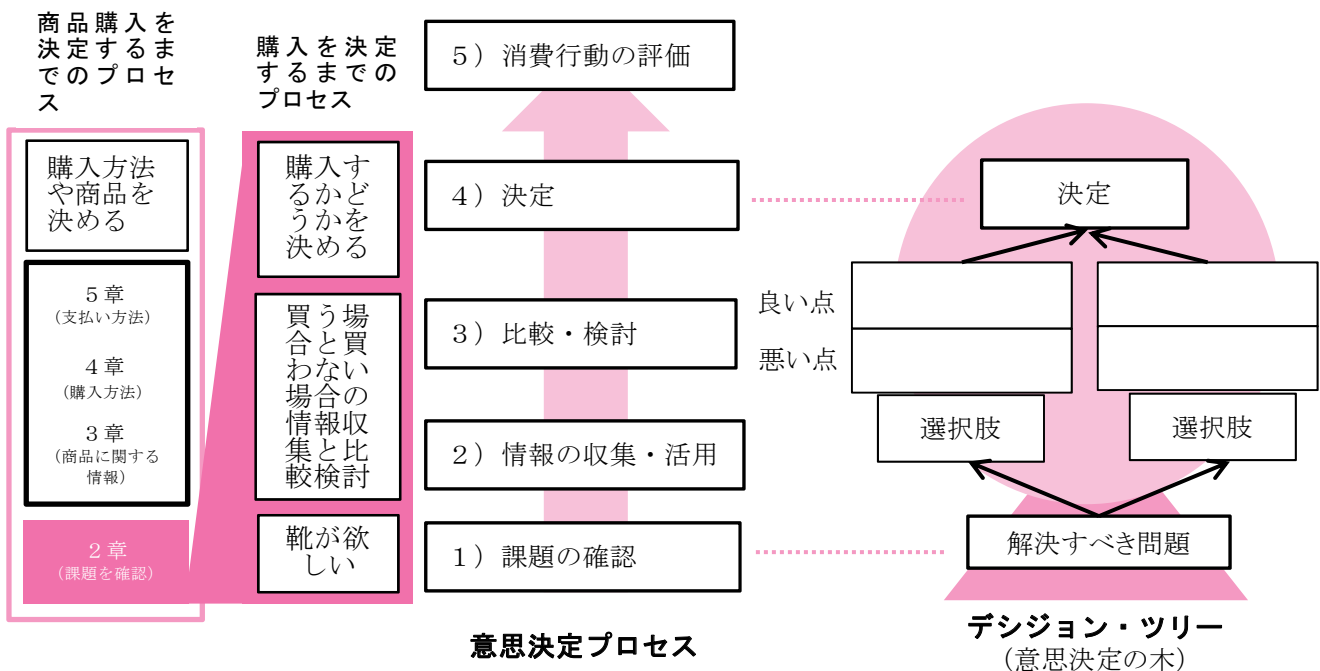


図2-1 意思決定プロセスとデシジョン・ツリー

私たちは意思決定を行う際、生活情報や自分の価値観に基づいて、無意識に決めることが多い。意思決定のプロセスを意識化させるものが**デシジョン・ツリー**（意思決定の木）である。判断の混乱を少なくするツールとして使われている。方法は、まず解決すべき問題に対して考えられる選択肢をあげる。それぞれの選択肢について、選択した場合の良い点（メリット）、悪い点（デメリット）をあげ、選択肢を評価する。その上で、適切な判断を決定する。商品やサービスの購入時の判断だけでなく、進路選択など、さまざまな生活場面で活用することが可能である。意思決定をする際の一つの考え方として、身につけておくとよい。

本来、デシジョン・ツリーは、図2-1のとおり、木の幹から枝葉を伸ばすように、下部から上部に向けて示される。しかし、副教材では、生徒が理解しやすいように、上部から下部へ、流れを逆に示した（図2-2参照）。この点に十分留意していただきたい。

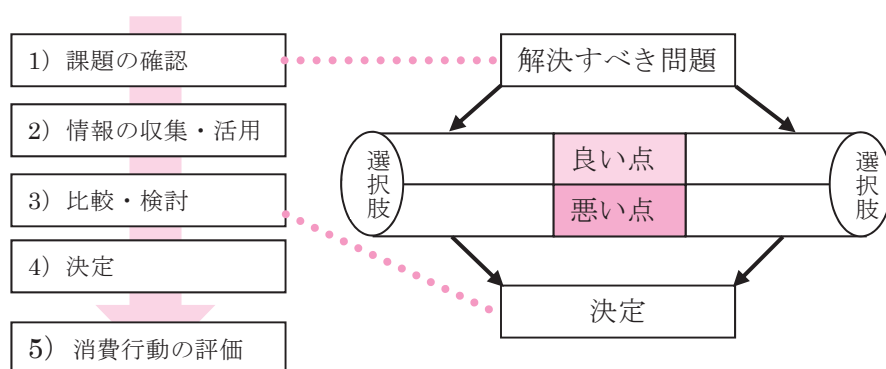


図2-2 副教材およびワークブックで示した意思決定プロセスの流れ

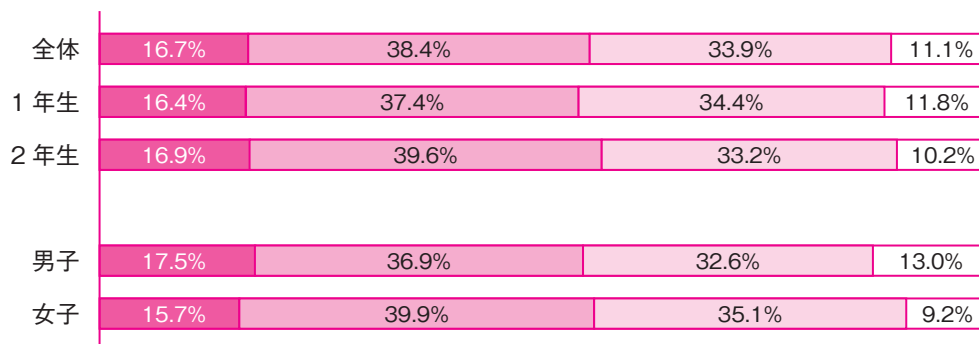
【参考資料】

■ 図2-3 買い物の傾向

(1) 衝動買いをする

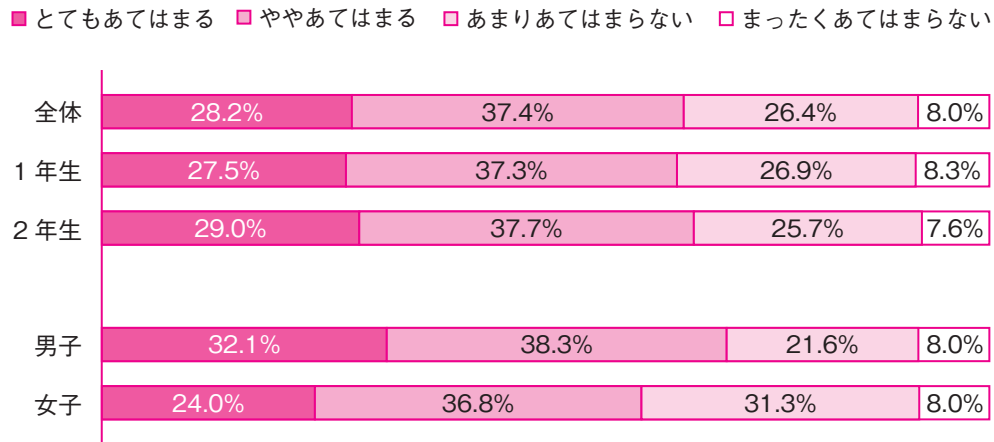
全体の約半数が「衝動買いをする」と回答した。学年別、性別による大きな差は見られない。

■ とてもあてはまる ■ ややあてはまる ■ あまりあてはまらない ■ まったくあてはまらない



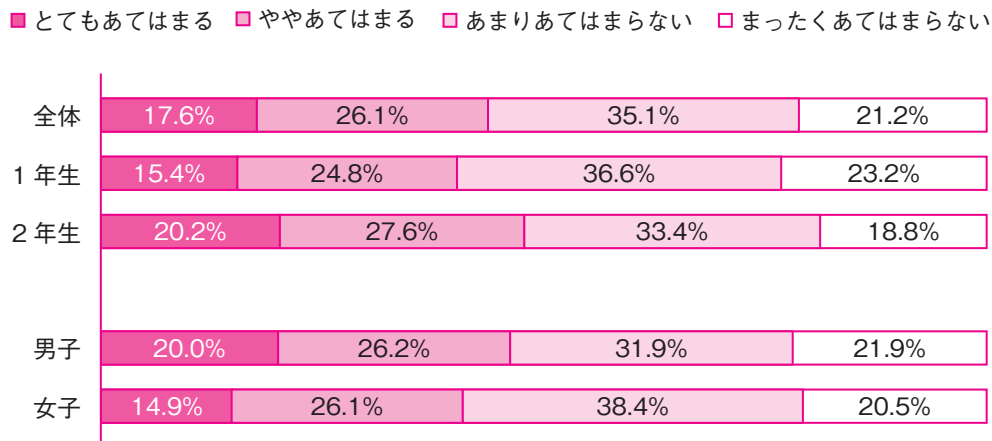
(2) お金が足りない場合は貯めて買う

全体の約7割は、お金が足りない場合は貯めて買うと回答した。性別では、特に男子の方が「お金を貯めて買う」傾向が強かった。



(3) 買い物のために情報収集をする

全体の約半数が買い物のために情報収集をすると回答した。学年別では2年生、性別では男子に買い物のために情報収集をする傾向がみられた。



《出典》公益財団法人消費者教育支援センターおよび公益財団法人生命保険文化センター，2012「高校生の消費生活と生活設計に関するアンケート調査報告書」(対象者は全国の高等学校1年生及び2年生3,213名，調査時期は2012年7月)

■ 図 2-4 消費に対する考え方

(単位:2000~09年は%、変化量はポイント)

増加した項目	2000年	03年	06年	09年	2000~09年 変化量
同等の機能・価格なら外国製より日本製を買う	32.7	39.0	44.8	52.2	19.4
事前に情報収集してから買う	22.3	28.4	28.9	35.8	13.5
使っている人の評判が気になる	13.6	16.2	20.9	26.9	13.3
自分のライフスタイルにこだわって商品を選ぶ	22.9	31.2	31.5	34.6	11.7
価格が品質に見合っているかどうかをよく検討して買う	52.4	58.5	62.0	63.4	11.0
減少または増加量が少なかった項目	2000年	03年	06年	09年	2000~09年 変化量
とにかく安く経済的なものを買う	50.2	46.9	45.3	45.4	-4.8
利便性より、色・デザインを重視して購入する	19.1	17.2	19.2	19.4	0.3
自分の好きなものは高価でも貯金して買う	16.1	17.9	20.2	19.5	3.4
環境保護に配慮して商品を買う	14.4	16.6	17.6	18.2	3.8
回りの人と違う個性的なものを選ぶ	10.5	13.5	15.3	14.4	3.9

《出典》池野心平，2010，「変わる価値観と購買行動ー『生活者1万人アンケート調査』からみる日本人の変遷」『NRI Knowledge Insight』野村総合研究所，2010年9月号：1)

【関連する文献・資料リスト】

消費行動や意思決定について知りたい

- ・池上彰，2009，『経済のことよくわからないまま社会人になってしまった人へ』，海竜社
- ・中原秀樹，1995，『私たちは消費者』岩波書店
- ・山本良一責任編集，Think the Earth Project 編，2004，『世界を変えるお金の使い方』，ダイヤモンド社

指導法や教材に関するアイデアを得たい

- ・金融広報中央委員会，2011，『これであなともひとり立ちー自立のための WORK BOOKー』指導書』（2015年11月5日取得 <http://www.shiruporuto.jp/teach/school/hitoriedu/index.html>)
- ・南野忠晴，2011，『正しいパンツのたたみ方』，岩波書店
- ・消費者庁消費生活情報課，2007，「よくわかる消費生活」中学生・高校生以上向け（2015年11月6日取得 <http://www.consumer.go.jp/seisaku/caa/shohishakyouiku/2007yokuwakaru/2007yokuwakaru.html>)
- ・日本ファイナンシャル・プランナーズ協会，『10代から学ぶパーソナル・ファイナンス』（2015年11月5日取得 https://www.jafp.or.jp/about/personal_finance/personal_finance.shtml)

防災や災害時の対応策を調べたい

- ・OLIVEー生きる日本。被災地での生活で作れるデザイン/飲食料/アイデアの wikiー（2015年11月5日取得 <https://sites.google.com/site/olivesoce/olivenitsuite>)
- ・静岡県地震防災センター，『地震防災ガイドブック』（2015年11月5日取得 <http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/center/guidebook/>)
- ・阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター（2015年11月5日取得 <http://www.dri.ne.jp/>)

3章 表示をじっくり見てみよう

- ⑧…生活情報の活用（教科書 p. 212）・暮らしの中のマークを探してみよう（教科書 pp. 214-215）・商品の選択と購入（教科書 pp. 210-213）
- ⑨…食品の表示やマーク（教科書 pp. 46-47）・安全、品質、福祉に関する表示やマーク（教科書 p. 232）・環境に関する表示やマーク（教科書 p. 246）・商品の選択と購入について考えよう（教科書 pp. 230-233）

◇『学習指導要領解説 技術・家庭編』D 身近な消費生活と環境

(1) 家庭生活と消費について、次の事項を指導する。

イ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。

【ねらい】

- 商品についている表示に関心を持ち、その意味を正しく読み取る。
- 広告に書かれている情報を批判的に読み解く学習活動を通して、商品選択の際に情報を正しく読み取り、適切に判断することの必要性に気づく。

【授業展開例】 ○は教師の発問 ・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	<p><u>商品に書かれている表示に関心を持つ</u></p> <p>○みなさんは、商品についている表示を見たことがありますか。それには、どんなことが書かれていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつまで食べられるか ・使われている材料 ・保存方法 ・賞味期限 ・誰が作ったか <p><u>表示を正しく読み取る必要性に気づく</u></p> <p>○商品を選択するときこれらの表示を活用していますか。表示を見ないで買ってしまい、失敗した経験がある人はいませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵庫で保存することを確認していなくて、カビが生えて食べられなくなった。 ・パッケージに「ハンバーグ」と書いてあって、牛肉や豚肉で作られたものだと思って買ったのに、よく見ると、鶏肉で作られていた。 <p>○表示にはその商品に関する情報が書かれています。表示があっても、その意味を知らないと情報を正しく受け取ることができません。今日は、表示の意味や商品に書かれている情報について知り、適切に情報を読み</p>	<p>* 小学校の学習を振り返らせる。</p> <p>* 日常生活に目を向けさせる。</p>

	<p>取る力をつけましょう。</p> <p><u>商品に書かれていることは何か</u></p> <p>○清さんが購入したあんパンの商品のパッケージをじっくり見てみましょう。</p> <p>○【ワーク 3-1①】について、あなただったら、どこを見て、買うか買わないかを決めますか。買う決め手になる表示に◎をつけましょう。</p> <p>○どこに◎をつけましたか。商品を買うかどうか決めるとき、どんな情報を手がかりに判断しているのか、みなさんの意見を聞いてみましょう。</p> <p>○では、【ワーク 3-1②】であんパンを作った会社が消費者に注目してほしいと考えているところはどこでしょう。青で○をつけましょう。どこに○をつけましたか。発表して下さい。</p> <p>○【ワーク 3-1③】で、消費者がきちんと選ぶためには、どこを注意して見るとよいですか。注意して見たいところに赤で○をつけましょう。</p> <p>○赤色、青色の情報にはどんなものがあつたでしょうか。発表して下さい。</p> <p>○では、一緒に、この商品のパッケージに書かれている情報や表示を確認していきましょう。</p> <p>○このように、多くの情報の中から必要な情報を理解したり、選択したり、発信できる力のことを「メディア・リテラシー」といいます。いま見てきたように、消費者が商品を選択するために必要な情報もあれば、企業が商品売るために発信している情報もあります。メディア・リテラシーを働かせて、情報を正しく読み取り、適切な判断ができる力をつけていきましょう。</p> <p><u>広告を批判的に読み解く</u></p> <p>○商品のパッケージをみてきましたが、つぎに、広告を見てみましょう。葵さんは、痩せるサプリメントを買おうとしています。あなたが葵さんだったら、この広告について、企業に聞きたいことや確認したいことは何ですか。</p> <p>例を参考にして3つあげてみましょう。【ワーク 3-2】</p>	<p>*子どもたちがどんな情報に着目しているのかを把握する。</p> <p>*情報や表示の解説をする。</p> <p>*教科書「いろいろな加工食品 (pp. 92-93(開))」「食品の選択と購入について考えよう (pp. 44-45(東))」「食品の表示やマーク (pp. 94-97(開) pp. 46-47(東))」「環境に関する表示やマーク (pp. 214-215(開) pp. 246(東))」を参照するとよい。</p> <p>*企業の広告戦略に気づかせ、メディア・リテラシー(情報を使いこなす能力)の育成を図る。</p>
--	--	---

	<p>に書きましょう。</p> <p>○どんなことが出てきたでしょうか。発表しましょう。</p> <p>○広告には「45 秒に 1 本売れている」「話題沸騰中！」 「全国のテレビ・雑誌で次々紹介！」「女優の〇〇さん も愛用！」の表現がありますね。なぜそのような表現 が使われているのでしょうか。</p>	<p>* 消費者の消費行動をあおる表現 であることに気づかせる。 「第6章消費者トラブルってなん だろう」の学習と関連させること もできる。</p>
ま と め	<p><u>消費者としての意識を持つ</u></p> <p>○今日の学習のふり返りをしましょう。1) 商品の表示 を正しく読み取ることができましたか。2) 表示や広 告などの情報を正しく読み取り、適切に判断すること が必要なことが分かりましたか。</p> <p>○私たち消費者は情報を正しく読み取り、適切に判断す ることが必要ですね。情報を鵜呑みにせず、正しく読 み取り、メディア・リテラシーを高めていきましょう。</p>	

【ワーク解答と解説】

p. 8 ワーク 3-1

- ① あなたがパンを買うとしたら、どこを見て買うか買わないかを決めるでしょうか？決めてとなる表示に◎をつけてみましょう。→**生徒の主観による**
- ② あんパンを作った会社が、消費者に注目してほしいと考えているところはどこでしょうか。青で○をつけましょう。→**点線で示す**
- ③ 消費者がきちんと選ぶためには、どこを注意して見ればよいでしょうか。赤で○をつけましょう。→**実線で示す**

表

国産をアピールすることでおいしさや安心感を伝えようとしている。

消費者が「おいしそう」と感じて選んでくれるような表現を工夫している。



商品と値段が見合うものかどうか。

1日の摂取カロリーと比べ、カロリーや塩分が多すぎないかチェックできる。

栄養成分表示 (1包装 80gあたり)
 エネルギー…216 kcal たんぱく質…5.9g
 脂質…2.6g 炭水化物…42.2g
 食塩相当量…0.2g
 この値は推定値です

100円 (税込)

消費期限 20XX.XX.XX

いつまで衛生上の危害の恐れがないか (定められた方法で保存した場合)。

裏

表面では「国産」が強調されていたが、実は「カナダ産」のほうが多い。

名称 菓子パン
 原材料名 砂糖、小豆 (カナダ産 70% 北海道産 30%)、小麦粉、マーガリン、ごま、全卵、パン酵母、発酵風味料、植物油、食塩、牛乳、植物性たんぱく (大豆を含む)、脱脂粉乳、還元水あめ
 添加物 甘味料 (ソルビット)、乳化剤、イーストフード、V.C、香料
 内容量 1個
 消費期限 商品表面下部に記載
 保存方法 直射日光、高温多湿を避けてください。
 製造者 ○○食品株式会社 静岡市△区□町×番地
 電話 0120-345-678
 万一品質に不都合がありましたら、お手数でもお買い求めの月日、店名を添えて現品と外袋をお送りください。
 開封後は消費期限にかかわらず、お早目にお召上がりください。

原料は適正か、添加物はどうか。

アレルギー体質の場合アレルギー物質を必ずチェックすること。

どのように保存したら安心して食べられるか。冷蔵庫に入れなくていいか。商品に問題があったらどうすればいいか。

この広告に書かれている情報を正しく読み取るために、吹き出しの例を参考に、企業に聞きたいことや確認したいことを3つあげてみましょう。

3章

現在も注文が殺到している等、その状況が継続しているかのように表示していても実際は、過去の一時点の販売実績にすぎない場合は、景品表示法の優良誤認にあたる可能性があります。

「がまんしない」と食事制限をすることなく著しい痩身効果を謳った広告は、事実でなければ特定商取引法の虚偽表示にあたる可能性があります。

医学博士の関与や、女優が愛用していることが事実に基づく表示でなければ、景品表示法の優良誤認にあたる可能性があります。

限定価格を強調しているが、その期間以前にも同様の価格で販売していた場合は特別価格といえず、景品表示法の有利誤認にあたる可能性があります。

効果はどうやって判断するのですか？返金は全額ですか？一部ですか？

消費者庁がお墨付きをあたえたように誤認させる表示は特定商取引法の虚偽記載にあたる可能性があります。

痩身効果が得られない場合に、特段の条件を課すことなく返品できるかのような表示をしていても、実際には申し出をした消費者に数々の返金条件を課しているのなら、特定商取引法の誇大広告の禁止に違反する可能性があります。

利用者として掲載された者が、実際にはタレントやモデルだったり、商品の利用による効果以上の効果を印象づけている場合には、景品表示法の優良誤認にあたる可能性があります。

45秒に1本売れている
話題沸騰中!
全国のテレビ・雑誌で次々紹介!
女優の〇〇さんも愛用!

がまんしない
ダイエット!!

毎日3粒食後に飲むだけ。
幻の高山植物由来のアミノ酸が
驚きの効果。とにかくやせます。
やせる喜びをあなたも実感してください!

何という名前の人ですか?
△△大学病院
医学博士推薦

通常価格8,000円のところ
〇月〇日までの注文に限り

特別価格 4,980円
(効果がなければ返金します)

本当にこの期間
だけですか?

ほかに体調が悪くなることはないのですか?

食事はいつもの通り
食べていてもたったの
1か月で-8kg、ウエスト
-12cm。彼氏もできて、
超ハッピー!!!

やせたい部分
だけやせられるのはなぜ
ですか?

実在する人
ですか?
静岡市
アオイマル子さん
(21歳)

毎日続けて理想的なダイエットも。
男性も女性も、「部分やせ」実現!

Before After

消費者庁認可

お申込は090-1234-5678(駿河太郎)にご連絡下さい。

【解説】**◆広告と表示**

広告は、営利企業においては、消費者に情報を与えて「買いたい」と思わせることが目的である。表示もまた広告の一部である。しかし表示は、消費者の「知らされる権利」に関わるものでもあるため、適正かつ体系的な表示が求められており、必要な表示等が定められている場合も多い。

副教材 p. 8 のあんパンの表示は主に、食品表示法と不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という）の2つの法律が関わっている。「食品表示法」は、それまでの食品衛生法、農林物資の規格化等に関する法律（通称「JAS法」という）および健康増進法の3法の食品表示に係る規定を一元化し、平成27年4月1日から施行されている。

①食品表示法**a.目的**

- ・食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保すること
- ・消費者の利益の増進を図り、国民の健康の保護・増進、食品の生産・流通の円滑化、消費者の需要に即した食品の生産振興に寄与すること

b.対象

- ・販売されるすべての飲食料品（医薬品を除く）

c.義務付けられている表示

- ・生鮮食品は基本的に、名称と原産地
- ・加工食品は基本的に、名称、原材料名、添加物、内容量、期限表示、保存方法、栄養成分、食品関連事業者、製造所

※添加物と添加物以外の原材料がどちらかわかるように、「添加物」の項目名を設けて表示するなど、明確に区分しての表示

- ・食品に含まれる全てのアレルギー物質
- ・全ての消費者向けの予め包装された加工食品の栄養成分表示
- ・ナトリウムの量は食塩相当量
- ・あんパンに使われる「生あん」を含む22食品群の加工食品には、原料原産地名

②景品表示法**a.目的**

- ・公正な競争を確保し、一般消費者の利益を保護すること。

b.規約

- ・食品の37品目（2015（平成27）年11月現在）には公正競争規約が設けられている。果汁が10%しか含まれていないのに「果汁たっぷり」という表示や、カニに似せた魚介練り製品なのにカニの絵を表示したりすることを禁止している。

◆メディア・リテラシー (media literacy)

テレビ番組や新聞記事などのメディアから発信された情報を、批判的に読み解く能力を指す。リテラシー(literacy)とは読み書き能力のことを言い、読む力と同時に、書く力を含む。情報を鵜呑みにせず、どのような意図で作られて、発信されているのかを自分で判断する。それとともに、自ら情報を発信する力を身につける。本章では、商品や広告に表示されている情報を批判的に読み解く力(メディア・リテラシー)をつけることをねらいにしている。メディア・リテラシーに関する教育はカナダなど欧米では早くから取り組まれており、日本では1990年代以降に全国的に広がってきている。商品や広告に書かれている表示やキャッチコピーから、企業が商品を守るために発信している情報と、商品を購入するために消費者として必要な情報があることに気づかせ、それらを区別できるようにさせたい。

◆なぜ、怪しげな広告が出回るのか

怪しげな広告が出回るならば、もっと事前に規制を厳しくして、取り締まればいけないか、と生徒たちは考えるかもしれない。でもそうもいかない面がある。大きくいって、二つ理由がある。

まず第1の理由として、今日は近代市民社会であるからだ。「近代市民社会とは、封建的諸関係を解体していっさいの人間を自由・平等・独立の者として把握した市民相互の人間関係を中心とした社会である」。この近代市民社会では、自由が何よりも尊ばれる。自由だからこそ、企業は新しい技術を開発し、新しい商品を日々作り出す。自由に競争してこそ、社会が活性化される。固定電話が、携帯電話になり、スマートフォンになるという技術革新は、我々の社会が自由で競争があるからこそ、もたらされたものともいえる。もちろん何でも自由ではない。「公共の福祉」にあわないものは制限されている。しかし基本的に自由を侵害する権利を社会的な規範として生み出すことには慎重なのが、今日の我々が住む社会なのである。このように考えると、明らかに不適正で消費者が不利益を被る広告については規制を設けるが、不適正なのかどうか、消費者が不利益を被るかがはっきりしないことまで、規制しようとはならない。

第2の理由として、財政的な問題がある。規制をかければかけるほど、規制を執行する役人が必要となる。別の言い方をすると、法律で縛れば縛るほどお金がかかる。縛る必要があるものとそうではないものを選別し、規制をかけるようにしないといけない。

これらをまとめると、規制が多い社会は「自由」ではなく、「お金」がかかる社会である。だからこそ、規制をどの程度にするのか、それを常にこれらとのバランスを考えて進めなければならない。そしてこのバランスをどうするのかを決めるのは、我々なのである。

《参照》宮坂富之助他、1990、『現代経済法講座5 消費生活と法』三省堂、pp.106-107

◆誇大広告等の禁止

特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という)第12条の内容:通信販売を行う事業者は、商品の性能・役務の内容等の広告において、著しく事実に相違する表示、又は実態のものよりも著しく有利・優良と誤認させる表示をしてはならない。また、誇大広告かどうか判断するために必要があると認められるときは、主務大臣は事業者に対し、合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。提出しない場合は、誇大広告を行っているものとみなされる。誇大広告の禁止規定に違反した場合には、行政処分(業務停止等)される。

◆景品表示法における不当な表示の禁止

第4条1項1号…優良誤認

商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のものまたは事実と相違して競争事業者のものよりも著しく優良であると示す表示

第4条1項2号…有利誤認

商品・サービスの取引条件について、実際のもの又は競争業者のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認させる表示

違反行為の疑いがある場合、行政は事業者への事情聴取や調査を行い、根拠資料提出や弁明の機会を与える。その上でこれらの行為が同法に違反すると認められた場合は、その事業者に対し、消費者庁と都道府県は措置命令等の措置をとっている。

◆参考事例

美容関連の通信販売事業者に対し、五都県（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・静岡県）が表示の改善を指示した。

当該業者は、「980円」と痩身機器を非常に安い価格で購入できることを強調していたが、実は1本数千円のジェルとセット販売なので消費者の支払う額は高額（有利誤認）な表示を行っていた。また、「マッサージによる摩擦熱で体温を上昇させて脂肪を分解しやすい状態に」などと、合理的な根拠があるとは認められない効果効能等を強調する（優良誤認）の表示を行っていた。

《参照》東京都生活文化局、2012、「美容関連の通信販売事業者に表示の改善を指示」（2015年11月5日取得 <http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2012/09/20m94400.htm>）

《参照》消費者庁「表示規制の概要」

（2015年11月5日取得 <http://www.caa.go.jp/representation/keihyo/hyoji/hyojigaiyo.html>）

◆JARO 公益社団法人日本広告審査機構

消費者に迷惑や被害を及ぼすウソや大げさ、誤解をまねく広告を社会から無くし、良い広告を育む活動を行っている。消費者からの苦情や問い合わせをもとに、公平なスタンスで広告を審査し、問題のある場合には広告主へ広告の改善を促している。

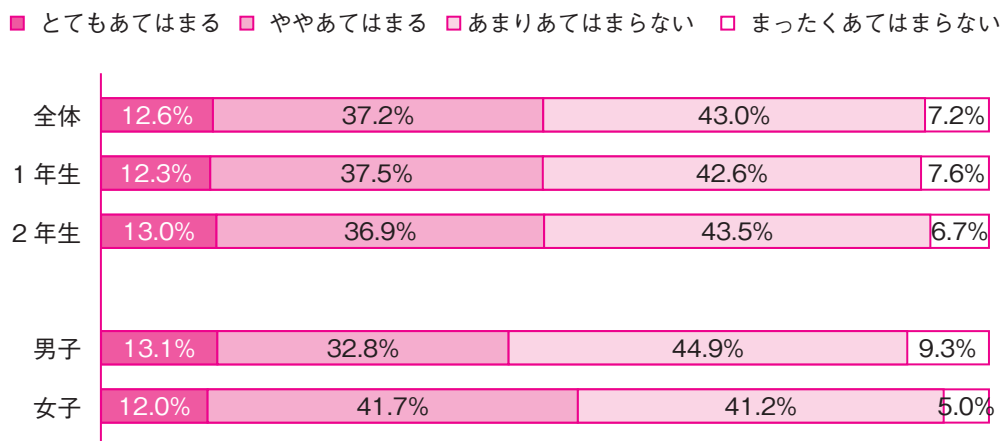
《参照》公益社団法人日本広告審査機構（2015年11月5日取得 <http://www.jaro.or.jp/index.html>）

【参考資料】

■ 図 3-1 買い物の傾向

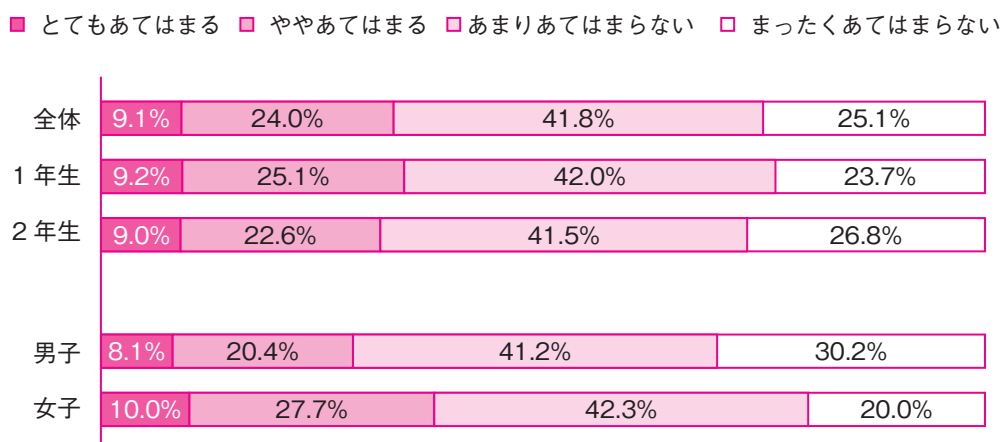
(1) 品質より見た目で買う

全体の約半数が品質より見た目で買うと回答した。性別では、女子の方が「品質よりも見た目で買う」傾向が強かった。



(2) テレビCMに影響されやすい

全体の3割がテレビCMに流されやすいと回答した。性別では、4割近い女子がテレビCMに影響されやすい傾向にあった。



《出典》公益財団法人消費者教育支援センターおよび公益財団法人生命保険文化センター，2012「高校生の消費生活と生活設計に関するアンケート調査報告書」(対象者は全国の高等学校1年生及び2年生3,213名，調査時期は2012年7月)

【関連する文献・資料リスト】**メディア・リテラシーについて知りたい**

- ・池上彰，2008，『池上彰のメディア・リテラシー入門』，オクムラ書店
- ・菅谷明子，2000，『メディア・リテラシー—世界の現場から』，岩波書店
- ・波田浩之，2007，『広告の基本』日本実業出版社
- ・森達也 2011，『世界を信じるためのメソッド ぼくらの時代のメディア・リテラシー（よりみちパン！セ）』，イースト・プレス

表示について知りたい

- ・国民生活センター（2015年11月6日取得 <http://www.kokusen.go.jp>）
- ・消費者庁「表示規制の概要」（2015年11月5日取得 [http://www.caa.go.jp/representation/keihyo/hyoji/hyojigaiyo.html](http://www.caa.go.jp/representation/keihyohyoji/hyojigaiyo.html)）
- ・全国食品安全自治ネットワーク食品表示ハンドブック作成委員会，2011，『くらしに役立つ食品表示ハンドブック—全国食品安全自治ネットワーク版』，群馬県食品安全局食品安全課
- ・東京都生活文化局，2012，「美容関連の通信販売事業者に表示の改善を指示」（2015年11月5日取得 <http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2012/09/20m94400.htm>）
- ・NACS 東日本支部食部会，2008，『高いわけ，安いわけ—食品表示で読み解く価格差』，大月書店
- ・公益社団法人日本広告審査機構（2015年11月5日取得 <http://www.jaro.or.jp/index.html>）
- ・宮坂富之助他，1990，『現代経済法講座 5 消費生活と法』三省堂
- ・東京都福祉保健局，2015，「食品表示法ができました」
- ・静岡県「ふじのくに食品表示ガイド」（2015年11月13日取得 <http://www.shokuhin-shizuoka.jp/>）

4章 どこで買う？どんなふうを買う？

開…販売方法と支払方法（教科書 pp. 216-217）

東…販売方法と支払い方法について知ろう（教科書 pp. 228-229）

◇『学習指導要領解説 技術・家庭編』D 身近な消費生活と環境

（1）家庭生活と消費について、次の事項を指導する。

イ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。

【ねらい】

○店舗販売と無店舗販売の違いを知り、店舗販売と、無店舗販売の一類型である通信販売を比較することで、各々の特徴と注意点を知る。

○商品を購入する際に、自らが情報を収集・分析して、判断する力（商品を選択する力）を養う。

【授業展開例】 ○は教師の発問 ・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	<p><u>販売方法について考える</u></p> <p>○同じ商品を買うにしても、いろいろな販売方法があります。</p> <p>○副教材 p. 10 のイラストにあるとおり、デパートや美容院など、常設のお店にお客さんが出向く販売方法を店舗販売、それ以外の方法を無店舗販売と呼びます。</p> <p>○みなさんは、これまでに無店舗販売を利用したことはありますか。どんなものを、どうやって買いましたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットで服を買ったことがある。 ・スマートフォンでゲームのアイテムを買ったことがある。 <p>○無店舗販売のうち、インターネット、テレビやラジオ、新聞や雑誌等を通して販売する方法を通信販売と呼びます。</p>	<p>*様々な販売方法があり、店舗販売と無店舗販売に分けられることを知る。</p> <p>*無店舗販売の種類（訪問販売、通信販売、自動販売機による販売、宅配など）を確認する。お祭りの夜店は、店を構えてはいるものの、常設店舗ではないので無店舗販売に分類される。</p> <p>*通信販売は無店舗販売の一形態である。</p> <p>ネットショッピングは、通信販売の一つであり、インターネットにより商品を注文して購入する行為を指す。</p>
展開	<p><u>店舗販売と通信販売の比較【ワーク 4-1】</u></p> <p>○店舗販売と無店舗販売の特徴を知りましょう。</p> <p>電子辞書を購入するとき、店で買う場合とネットショッピング（通信販売）をする場合でどんな違いがあるかを比べてみましょう。それぞれの長所と短所を【ワーク 4-1】にたくさんあげましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（生徒によるワークの発表） 	<p>*店舗販売と通信販売（無店舗販売）を比較することで、通信販売は便利な反面、実物が想定していたものと違ったり、販売店が信頼に足る店なのかを確かめることが難しいといったリスクがあることを認識させる。</p>

	<p>○通信販売は便利ですが、実物を見たり、相手がちゃんとした店か確かめることができないところに欠点があります。また、お金を払ったのに商品が届かないなどのトラブルが起こることもあります。</p> <p><u>ネットショッピングの注意点を学ぶ【ワーク 4-2】</u></p> <p>○ネットショッピングを利用するときは、画面のどんな表示に注意しなければならないのかを学習しましょう。</p> <p>○【ワーク 4-2】はネットショップのパソコン画面です。購入時に確認すべきポイントを見つけて○をつけましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(生徒によるワークの発表と教師による解説) (解説は、ワーク 4-2 の吹き出しと解説「ネットショッピングにおける注意点」をもとに説明する。) 	<p>* ネットショッピングをする際は、会社概要、返品特約、支払方法、画面構成等を確認することで、販売店が信頼に足る店かどうかを見極めることが大切であることを認識させる。</p> <p>* 自分がネットショッピングを利用する際に確認する事項をまとめさせる。</p>
<p>まとめ</p>	<p>○今日は店舗販売と通信販売の違いや、ネットショッピングの利用方法を学習してきました。</p> <p>商品を購入する方法はいろいろあります。それぞれの特徴を知って、どこで、どんなふうを買うとよいか、よく検討することが大切です。</p> <p>○ネットショッピングをする際は、会社概要、返品特約、支払方法、画面構成等を確認することで、販売店が信頼に足る店かどうかを確認しましょう。</p>	

【ワーク解答と解説】

p. 10 ワーク 4-1

電子辞書を買う場合、電器店で買う場合（店舗販売）とネットショップで買う場合（通信販売）とどんな違いがあるか比べてみましょう。

	長所	短所
店舗販売	<ul style="list-style-type: none"> ・商品を手にとって確かめられる ・パソコンを使えなくても買い物できる ・店員さんから説明を受けられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・店が閉まっている時間は買えない ・遠くの店だと行くのが大変 ・店によっては展示や在庫が限られる ・使い勝手や評判はわからない、店の人の説明にたよらざるをえない ・(電子辞書は小さいけれど、もし重い荷物やかさばるものを買ったら、持って帰るのが大変)

通信販売	<ul style="list-style-type: none"> ・好きな時間に買い物できる ・在庫や種類が店よりも多い ・あちこち店を探さなくても検索が簡単 ・ショップによってはレビューで使い勝手や評判がわかる ・(電子辞書は小さいけれど、重いものやかさばるものを買った時、配達してくれるので運ばなくてよい) 	<ul style="list-style-type: none"> ・手にとって商品を見ることができないので、イメージ違いということがある ・画面操作が難しかったり、注文の入力を間違えたりすることもある ・相手がちゃんとした店か確かめられない
------	--	---

【解説】

◆無店舗販売

小売業の販売形態の一つ。商品~~を常設店舗で販売せず、それ以外の方法で販売する小売業の総称。~~セールスマンが商品やサンプル、パンフレットなどを持参して戸別に家庭を訪問し、商品を販売する「訪問販売」、カタログ・ダイレクトメール・テレビや新聞の広告などを利用して、電話や郵便で顧客からの注文を受ける「通信販売」、小型トラックやワゴンタイプの車に商品を積み、広場や街角で販売する「移動販売」、空き店舗などを借りて不定期に商品を陳列して販売する「展示会販売」、自動販売機による販売などがある。

訪問販売や通信販売などは店舗を構えていないので、「無店舗販売」であることは明白であるが、移動販売や展示会販売、副教材 p. 10 のイラストにある祭りの夜店は、簡易ではあっても店舗において販売している。したがって店舗販売と間違えやすいが、これらの販売方法は「常設」の店舗ではないという点から無店舗販売に分類される。

ワーク 4-1 は、店舗販売と無店舗販売を比較するのではなく、店舗販売と通信販売を比較する内容になっている。本ワークは、教科書 p. 216㉟p. 228㉟に記載のあるとおり「無店舗販売は店に出向かなくともよい反面、実物を見たり、サイズを確認したり、比較できないという欠点」を理解することが重要であるが、無店舗販売という括りではその欠点が一概に当てはまらないことから、ネットショッピング（通信販売）との比較にしたものである。

◆ネットショッピング（インターネット通信販売・インターネットショッピング）

ネットショッピングは、店に自らが出向くことなく、自宅で好きな時間帯に商品の購入ができるため、時間の短縮や便利さが大きな長所である。

一方、購入するものを実際に手にすることなく契約締結に至ることが多いため、商品到着後に「思っていたものと違った」等のトラブルが発生しやすい。ネットショッピングの特質に「非対面性・匿名性」が挙げられるが、契約の相手方を直接確認できないことから、他人に住所・氏名や会員番号を勝手に使われて申込みをされ、代金請求を受けるといった「なりすまし」の問題や、匿名性を利用したワンクリック詐欺のような不当・架空請求の問題が発生している。

確認すべきところに○をつけましょう。

会社案内のページを開いて、所在地や電話での連絡ができるか確認する。

会員様ページへ

通話料無料

代金の支払い方法が選べるか確かめる。詳細を確かめてから、できるだけ前払い以外の方法を選ぶ。

トップへ 商品情報 会社案内 カー

ショッピングカート カートには1商品入っています

お買い物を続ける

商品画像	商品名	お届け目安	お支払い方法
		1週間~10日	<input type="radio"/> 代金引換 <input type="radio"/> クレジットカード <input type="radio"/> 前払い振り込み 詳細はこちら>>

この段階で入力ミスや気持ちが変わったら取り消しや変更が可能。注文の各段階でしっかりと表示を確認することが大切。

お支払い金額 単価 21,800円 数量 1 個 小計 21,800円 取消

【ご注文の前にご確認ください】

返品特約の明記がある。詳しく書かれたページも確認すべし。

商品金額合計(税込)	21,800円
送料(税込)	987円
お支払い合計金額(税込)	22,787円

ご注文手続きへ

送料の記載がある。代引の場合別途費用がかかることもある。

ショッピングご利用ガイド

○配送について
お届け時期は商品・お支払い方法によって異なります。お届け目安をご覧ください。注文後、会員様ページで配送状況を確認できます。送料は商品の種類・個数によって異なります。カート画面でご確認ください。

○返品・交換について
返品・交換を希望される場合は、必ず到着後8日間以内にカスタマーセンター専用の窓口まで。番号0120-XXX-XXXへご連絡ください。
返品できない商品があります。詳しくはこちらをご覧ください>>

○このサイトについて
▼トップページ | ▼特定商取引法に基づく表示 | ▼会社案内 | ▼個人情報保護への取り組み

商品のご注文・お問い合わせは

シズネット商事株式会社
通話料無料 0120-XXX-XXX
携帯電話からもOK

サイト上の表示義務が適正だと第三者によって確認されている。

日本通信販売協会の会員との表示。

【解説】

◆ネットショッピング（インターネット通販）における注意ポイント

- ① 所在地や連絡先、他の利用者の評価など事業者の情報を自分でしっかりと確認すること。
- ② 一般に流通している価格よりも大幅に安く販売されている場合など、購入する商品が模倣品でないか十分に注意すること。
- ③ 配送方法や配送期間などがどの程度かかるのかを知っておくこと。
- ④ クレジットカードが利用できず、支払方法が銀行振込のみしか用意されていない場合で、個人名口座の場合は十分に注意すること。
- ⑤ サイズ違いなど購入後にトラブルに遭遇することもあるため、キャンセル・返品条件・利用規約は事前に必ず確認すること。
- ⑥ 情報が不足している場合は、電話で確認すること。電話番号がない、繋がらないなど不審な点がある時は、申込みを中止すること。
- ⑦ トラブルが生じたら、支払後でも悩まず、速やかに各地の消費生活センターや警察等に相談すること。

《参照》 消費者庁、「インターネット通販トラブル～インターネット通販における注意ポイント～」（2015年12月21日取得 http://www.caa.go.jp/adjustments/internet_trouble/internet.html）

◆通信販売における返品ルール

通信販売は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という）で規制される取引の一つである。特定商取引法は、消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルールが定められている。（「クーリング・オフ」については、6章 p. 49 参照）

しかし、通信販売にクーリング・オフ規定はない。その理由は、通信販売が、自らの意思で相手方に電話したり、インターネットにアクセスして商品やサービスの購入をするので、契約の不意打ち性がなく、自分の意思でしっかり選ぶことができる状況にある（契約者の自主性）ことが挙げられる。

しかし、平成21年12月施行の特定商取引法の改正により、通信販売業者が返品特約（契約の申込みの撤回又は解除に関する事項）を広告に表示していない場合には、商品到着後8日間以内であれば、売買契約を解除し、返品することが可能となった（但し返送料は自己負担）。（特定商取引法第11条・第15条の2）

【ワーク4-2】のパソコン画面においては、「ショッピングご利用ガイド>返品・交換について」が上記返品特約を示す箇所である。

なお、返品特約の表示については、返品の可否、条件、返送料の負担の有無などを分かりやすく表示することとされており、経済産業省から「通信販売における返品特約の表示についてのガイドライン」が示されている。

◆ジャドママーク



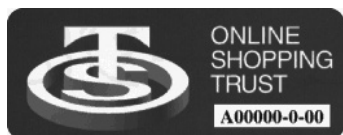
公益社団法人日本通信販売協会正会員のマーク。同法人は、特定商取引法の第30条に位置づけられた通信販売業界を代表する公益法人（1983年設立）。アフターケアの徹底、広告表現の適正化、通販110番での相談

などを、消費者団体や、官公庁の消費者窓口などと協力して進めている。

同協会の正会員である事業者は、通信販売広告に「JADMA (ジャドマ) マーク」を表示しており、通信販売業における電子商取引のガイドライン「協会ガイドライン」を定め、返品や交換に応じるなど公正な販売に努めている。

同協会に入会するには審査があり、また、会員の販売業者に苦情が発生した場合には同協会が苦情の解決にあたるため、JADMA の会員であるかどうかは一応の信用の目安になると思われる。

◆オンライントラストマーク



公益社団法人日本通信販売協会が付与するマーク。インターネットショッピングサイトでマークを取得した事業者のサイトに表示される。マークをクリックすると、その事業者の認証確認情報が表示される。

このマークは、①事業者が実在する、②事業者が特定商取引法や景品表示法の表示ルールを遵守している、③誇大広告表現が使われていないことを意味している。しかし、その事業者の商品・サービスの品質や内容、契約内容などを保証しているわけではないことに注意が必要である。

【関連する文献・資料リスト】

インターネット通販における注意ポイントが示されています

- ・消費者庁、「インターネット通販トラブル～インターネット通販における注意ポイント～」
(2015年12月21日取得 http://www.caa.go.jp/adjustments/internet_trouble/internet.html)
- ・財団法人日本産業協会、「インターネット通販 消費者のための表示の見方」
(2015年12月2日取得
<http://www.nissankyoo.or.jp/auction/information/informationshopping2.html>)

国民生活センターに寄せられた相談事例を確認することができます

- ・国民生活センター、「インターネット通販 相談事例」
(2015年12月2日取得 http://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/internet2.html)
- ・経済産業省、「2009.8.6 通信販売における返品特約の表示についてのガイドライン」
(2015年12月2日取得 http://www.caa.go.jp/trade/pdf/130220legal_6.pdf)

ジャドママークをもっと詳しく

- ・公益社団法人日本通信販売協会 (2015年12月2日取得 <http://www.jadma.org/>)

消費者を守る特別法（特定商取引法や割賦販売法）のポイントを詳しく知りたいときは

- ・日本司法書士会連合会編、2010、『ここがポイント！改正特商法・割販法』民事法研究会

5章 お金とカードとのつきあい方

開…いろいろな支払い方法 (教科書 p. 217)

東…支払方法の種類と特徴 (教科書 p. 229)

◇『学習指導要領解説 技術・家庭編』D身近な消費生活と環境

(1) 家庭生活と消費について、次の事項を指導する。

イ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。

【ねらい】

- 支払い方法にはどのような種類があり、それぞれどのような長所と短所があるのかを理解できる (クレジットカードは、後払いという程度)。
- おこづかい帳を利用し、家計管理を実践することができる。
- おこづかい帳をつけた後に、自分の経済生活を振り返ることができる。
- お金の使いみちには、3つの方法があることを理解できる。

【授業展開例】 ○は教師の発問 ・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	<p>カードとお金の管理について考える</p> <p>○今日は、お金とカードの使い方について学んでいきます。</p> <p>○まず何か購入した時、どういう支払い方がありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニでグミを買うときに現金で支払った。 ・いや私は、コンビニカードで支払ったよ。 ・親がデパートで服を買ってくれたとき、クレジットカードを使っていたな。 <p>○そうですね。支払い方法には、前払い、即時払い、後払いがありますね。</p> <p>○そして最近では現金以外で支払う方法がかなり普及しているようです。現金以外で主に支払う方法として、カードを利用していますね。</p> <p>○それでは、みなさんはどんなカードを持っていますか。机の上に出してみましよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスに乗るときに使うカード ・図書館で本を借りるときに使うカード <p>○では、自分なりの基準でグループに分けてみましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名前が書いてあるか、ないか (記名式/無記名式) ・物が買えるか、買えないか 	<p>*日常生活に目を向けさせる。</p> <p>*副教材の図をみながら、確認する。</p> <p>*さまざまなカードが出てくると思われるが、ここでは現金の代わりになるカードとそうでないカードという視点で分けさせ、ここでの学習につなげる。</p>

	<p>(現金の代わりになるか, ならないか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗り物に乗るときに使うか, 物を買うときに使うか (使用用途) <p>○いろんな分け方が出てきましたね。カードにはそれぞれ特徴があるようですね。</p> <p>○では, 現金の代わりになるカードとそうではないカードに分けてみましょう。</p>	
展 開	<p><u>カードの特徴</u></p> <p>○カードって, なぜあるのだと思いますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小銭を持ち歩かなくていい。 ・おつりがいらぬ。 <p>○ (よく利用している) プリペイドカードと現金との違いは何でしょう。【ワーク 5-1】に, それぞれの長所と短所を考えてみましょう。</p> <p>また, カードを発行している会社にとってのメリットも考えてみましょう。</p> <p>○では, 長所と短所を発表してみましょう。</p> <p>どんな観点がでてきたでしょうか。</p> <p><u>カードをどう管理するか</u></p> <p>○プリペイドカードは小銭を持ち歩かなくてもよいし, 割引があるなど, 便利な反面, いくら使ったかがわかりづらいという欠点が出てきましたね。では, カードをどう管理すればよいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お金の出し入れを書く必要がある⇒おこづかい帳へ (【ワーク 5-2】を宿題にする方法もある) <p>○それでは, どのようなおこづかい帳ならば, 利用しやすいでしょうか。グループでアイデアを出してみましょう。</p> <p><u>お金の3つの使いみち</u></p> <p>○お金の管理することを勉強しましたので, 最後にお金の使いみちについて考えてみましょう。お金には3つの使いみちがあります。それぞれについて【ワーク 5-3】を利用して, 考えてみましょう。</p>	<p>*カードがなぜあるのかを理解させる。</p> <p>*プリペイドカードと現金の違いを理解できる。</p> <p>*カードの意義を消費者としてのメリット, また事業者としてのメリットを理解できる。</p> <p>*カードの長所と短所を考えられる。</p> <p>*現金の代わりになるカードの管理には, おこづかい帳が有用であることに気づかせる。</p> <p>*【ワーク 5-2】は, 修学旅行などのイベントで実施しても良い。</p> <p>*3つの使いみちの違いを理解できる。</p>

まとめ	○今日はお金とカードの使い方について学んできました。みなさんは、どんなお金の使い方をしてますか。自分が持っているお金を把握するためにはどうすればよいでしょうか。ふりかえりの項目ごとに、今回の授業で気づいたこと、感じたことをまとめましょう。
-----	---

【ワーク解答と解説】

p. 12 ワーク 5-1

前払い式カード（プリペイドカード）の特徴を即時払い（現金）と比較してまとめましょう。

	便利な点・長所	不便な点・欠点
前払い式カード (プリペイドカード)	<ul style="list-style-type: none"> ・小銭を数えなくて済む ・現金の持ち合わせがなくても使える ・カードによっては割引もある 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来使うかどうかわからない分までまとめて出費する ・目的、店別にカードを買う必要がある ・チャージ式だと保証金が必要 ・残高がわかりにくい
即時払い（現金）	<ul style="list-style-type: none"> ・いつでもどこでも使える ・個人情報を知られない ・取引がその場で完了する ・手持ち金額の把握が簡単 	<ul style="list-style-type: none"> ・高額な買い物だとお金の持ち運びや確認がたいへん ・おつりの受け渡しが不便 ・小銭が多いとかさばる

【解説】

◆現金

いつでもどこでも使えるし、個人情報も知られなくて済む。取引はその場で完了し、手持ち金額の把握が簡単である。

しかし、高額な買い物だとお金も持ち運びや確認が大変であるし、小銭はかさばる。また現金を落としたときや盗難に遭ったときに、そのお金を他人に使われてしまう可能性がある。

◆前払いカード

プリペイドカード

商品・サービス購入に用いられる代金前払い、商品後渡し決済方式のカード。

静岡では TOICA, LuLuCa, 首都圏の JR と私鉄などで使える Suica や PASMO, 図書カード, 電子マネーである楽天 Edy などがこれにあたる。また楽天 Edy, LuLuCA, Suica などは、非接触型 IC

カードである。

利用者は、小銭を用意する必要がなく、割引やポイントが貯まるなどの利点もあるが、カードの紛失、変形等使用できなくなった場合、カード使用者が損失をこうむる。また発行者には、固定客の確保、顧客の消費行動に関する情報の入手、代金先取りによる資金運用や代金回収の費用節約などメリットが多い。資金決済に関する法律による規制を受ける。

参考：電子マネー

電子マネーとは所持金、支払金の情報をカードなどの媒体に電子情報として書き込まれているものをさす。電子マネーの多くは、プリペイドカードの一つである。

電子マネーの類型には、電子マネーをコンピュータのメモリーに記憶させ、インターネットなどのネット上で流通させるネットワーク型と、ICカードのチップに記憶させ、ICカードの読み書きが可能な端末等を通じて流通させるICカード型がある。

TOICA, Suica, PASMOなどの交通系カードに加え、コンビニエンスストアで使用できるnanacoなどの流通系カード、おサイフケータイなども普及している。

pp. 12-13 ワーク 5-2

①

- ・支出項目は細かく書かれているか（レシートの詳細まで記載できている）
- ・消費税と商品代金とを区別して書かれているか
- ・カード利用も記載されているか
- ・計算ミスはないか 等

②

- ・おこづかい帳の結果をふまえて、自分の経済生活を評価することができる
- ・評価した結果を次の経済生活に活かすことができる

【解説】

◆おこづかい帳の記帳は、家計管理の第一歩

おこづかい帳の記帳は、カードを含むお金のやりとりを見える化できるという利点がある。プリペイドカードなど現金でないやりとりが増えてくると、自分がどれだけお金を持っているかがわかりづらくなる。

またおこづかい帳をつけて、そこに現れた自分のお金の出し入れを振り返ることも大切である。ここで振り返るといのは、自分の金銭感覚とおこづかい帳の結果とにズレはないかどうか確かめるということである。ズレがあるのかどうかしっかり確認することで、今後の経済生活に役立てることができる。

なお、中学校では学習指導要領に家計管理のことがほとんど出てこないのが、あまり取り上げられないようだが、小学校、高等学校で家計管理について学ぶ以上、中学校でも家計管理について学ぶことは重要である。但し、その内容は、小学校時には現金の収支で済んでいたものが、中学校ではプリペイドカードなど現金以外の収支も考えなければならないので、だんだん複雑になるという視点も入れる必要がある。それが高等学校で指導するクレジットカードを入れた、より高度な家計管理の学習につながる。また貯蓄についても、家計収支の一つとして把握しておくことが考えられ

よう。

なお、おこづかい帳の記帳について、ワークでは「1週間」と想定しているが、修学旅行などのイベント時に実施しても良い。臨機応変に利用していただければ幸いである。

p. 13 ワーク 5-3

お金の3つの使いみちの役割について考えてみましょう。

	お金はどんなふうに使われる？	その使い方はどんな意味を持つ？
SPEND 自分のために使う	<ul style="list-style-type: none">・趣味や遊びに使う・必要な商品を買う	<ul style="list-style-type: none">・楽しい時間が過ごせる・便利なものを使うことができる・無駄づかいをしてしまうと自分が困ることがある
SAVE 貯金する	<ul style="list-style-type: none">・貯金箱にとっておく・銀行に預ける	<ul style="list-style-type: none">・お金が足りなくて、どうしても必要な買い物があるときに助かる・未来の夢のためにがまんすることができる
SHARE 人や社会のために使う	<ul style="list-style-type: none">・家族や友だちにプレゼントする・募金する	<ul style="list-style-type: none">・家族や友だちに喜びを与えることができ、自分自身の喜びにもつながる・社会に貢献することができる

【解説】

◆お金の使いみちについて

お金の使いみちについて、3つあがっている。SPENDは、自分で使うということだが、使いみち自体にも、2章で勉強したように、ニーズに使う場合とウォンツに使う場合がある。また、SAVEについても、銀行に預けるか、郵便局に預けるか、自分で持つておくかという選択もある。それぞれ重要な学習テーマである。

しかし特に指導が必要なのは、人や社会のために使うお金、SHAREの理解であろう。自分で何かを購入したり、お金を貯めたりするだけでなく、社会的に有用な組織などへお金を寄付あるいは融資することも選択肢にあることを理解してもらうことは、アメリカのように寄付の習慣があまりない、日本人にはとても重要なことである。具体的な例として、東日本大震災に対する寄付、Kiva（貧困緩和を目的にアメリカで設立。インターネットを介して融資する側（経済的に恵まれた人々）と融資される側（途上国の事業主）を結び付ける）などを事例にして説明すると理解してもらえるだろう。大切なことは、寄付する行為としてだけではなく、お金の使いみちの選択肢として、SHAREもあるということを、生徒たちに理解してもらうことである。

そしてこのような理解が、自分たちでよりよい社会を構築していこうとする「消費者市民」という概念へと結びつくことになる。

【その他 要点】

◆カードのタイプ

現金の代わりという視点でみると、カードは3種類に分かれている。

- ① 現金の代わりにならないカード（学生証など）
- ② 現金の代わりになるカード（流通系、鉄道系のプリペイドカード、クレジットカードなど）
- ③ 普段は現金の代わりにならないが、ポイントが貯まるなど、一定の条件がそろえば現金の代わりになるカード（家電量販店、本のチェーン店などのポイントカードなど）

また、お金の代わる代替品として広まっているのが、②のカードである。

さらに、小売店等によって、発行されているのが③のカードである。そこで商品を購入すれば、ポイントが貯まって、ある一定のポイント以上まで貯まると、割引券などと同様に、お金の代わりにもなるものである。これは明らかに小売店等が、お客様に他の競合店ではなく、自分の店で買ってもらえるように戦略として提供しているカードである。最近では例えば nanaco のような流通系カードのように、②と③の機能が複合したカードもでてきている。このようにカードは複合的な機能を組み合わせることもできるという特徴がある。

◆即時払いのカードがある

即時払いとしてわかりやすいのは、現金であるが、それ以外にもデビットカードがある。

デビットカードとは、使用の時点で本人の口座から利用額が自動的に引き落とされる即時決済機能を持つカードのことである。デビットカードの機能が組み込まれていると、デパートやスーパーなどの販売店のレジでキャッシュカードの提示によって、商品やサービスの購入ができる。銀行が発行したキャッシュカード口座の預貯金の範囲内であれば、デビットカードの加盟店で制限無く使用でき、利息や手数料はかからない。

使用の際には、レジで端末機に ATM（現金自動預け払い機）で使用している暗証番号を入力することで本人確認がされ、口座から買物代金が支払われる。

◆参考 後払いの典型例 クレジットカード

後払いカードの代表であるクレジットカードの仕組みなどは高校で教えるところなので、ここではクレジットカードの特徴についてまとめておく。

クレジットカードは消費者の信用に基づいて発行されるカードで、消費者はこのクレジットカードを使って、一定の条件（有効期限や利用可能枠の範囲での利用や会員規約の遵守等）で、クレジットのシステム（代金後払いでの商品を購入したり、サービスの提供を受ける）を利用することができる。

そのため、クレジットカードを持つことによって、現金を持たずに買い物ができる。アメリカなどはカード社会なので、欧米などに旅行する場合は、現金より使い勝手がよい。支払方法も一回払いから複数回払い、リボルビング払いなど多様である。ポイントサービスや旅行傷害保険など、カードにより様々な付加サービスもある。また、通常の買い物だけでなく、携帯電話料金や公共料金、新聞代など様々な支払いの場面で利用することができる。

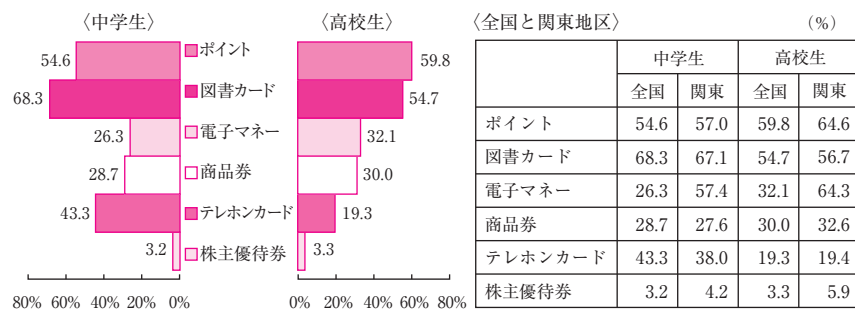
しかしクレジットカードは、「借金」である。つまり最終的には自分が持っているお金以上の借金は出来ない。カードだとなんか使いすぎてしまうといわれるが、それが後日、負担になることは忘れてはならない。

また、最近、注意すべきことはカードの不正利用である。紛失・盗難にあったカードの不正利用だけでなく、スキミング（磁気記録情報を読み取って偽造カードに利用すること）やフィッシング詐欺（偽のサイトに誘導して個人情報を入力させる）も多発している。但し、盗難や紛失にあっても、多くの場合は盗難保険によって被害が補償されるので、すみやかに会社に届け出ることが肝要である（60日や90日という制限があるため）。

・生徒たちの現状 カードの普及状況について

「半分以上の中学生がポイントカード、図書カードを利用している」

【図表24】電子マネーほかの利用状況



(注) 「利用している」と回答した割合。

《出典》金融広報中央委員会,2010, 『子どものくらしとお金に関する調査（第2回）』

(2015年11月3日取得 <http://www.shiruporuto.jp/finance/chosa/kodomo2010/pdf/10kodomo.pdf>)

【関連する文献・資料リスト】

金銭教育や金融教育を考えるには、以下のサイトをご利用ください。いずれも無料配布の教材もあげられており、調べるには有用です。

- ・金融広報中央委員会, 「知るぼると」「教える・学ぶ」
(2015年9月30日取得 <https://www.shiruporuto.jp/teach/>)
- ・一般(社)全国銀行協会, 「学校教育や消費者教育に携わる方」
(2015年9月30日取得 <http://www.zenginkyo.or.jp/education/>)

SHAREの考え方を理解するには有効な著作です。

- ・駒崎弘樹, 2010, 『「社会を変える」お金の使い方—投票としての寄付 投資としての寄付』英治出版

教材ではありませんが、Kivaについては詳しくはこちらへ

- ・Kiva japan (2015年9月30日取得 <http://kivajapan.org/>)

6章 消費者トラブルってなんだろう

⑧…消費生活のトラブルを防ごう(教科書 pp. 218-219)・消費者を支えるしくみ(教科書 pp. 224-225)

⑨…消費者トラブルを解決する方法を考えよう(教科書 pp. 234-237)

◇『学習指導要領解説 技術・家庭編』D 身近な消費生活と環境

(1) 家庭生活と消費について、次の事項を指導する。

イ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。

【ねらい】

- 消費者の弱みにつけこんだ悪質商法の事例について学ぶ。
- 不合理な選択行動の背景には、心理的な影響があることを理解する。
- なぜ断れないのか考えることを通じ、意思表示の重要性を理解する。
- トラブルにあった場合の救済方法としてのクーリング・オフ制度について理解する。

【授業展開例】 ○は教師の発問 ・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導 入	<p><u>消費者トラブルってなんだろう</u></p> <p>○これまでの授業では、モノやサービスを買うときには、その商品を買うかどうかよく考えて、何を買えば、どこでどのように買えばいいかよく調べてから買うことを学びました。けれども、消費者が人間である以上、いつも正しい判断ができるとは限りません。今日は消費者トラブルがどのようにして、起きてしまうのか、学びましょう。</p>	<p>*教科書 p. 218(開)p. 234(東)を参照</p> <p>*副教材 pp. 14-15 を用意</p> <p>*前時に学習した購入行為のプロセスを復習する。</p>
展 開	<p><u>消費者トラブルの実態</u></p> <p>○教科書 p. 218(開)に消火器の訪問販売のイラストがあります。もしも「消防署から来た」「法律で消火器を置くことが決まっている」と言われたらどうでしょうか？嘘を信じて買わされてしまった場合、フェアな取引と言えるでしょうか。</p> <p>○悪質業者は、私たち消費者の心理を操って、たくみにだまそうとします。そのだましのしかけを副教材 p. 14のイラストで見てください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わざと不安にさせたりするのはずるいと思う。 ・無料のプレゼントにこんな意味があったのか。 <p>○副教材 p. 15の【ケース1】のイラストを見て考えましょ</p>	<p>*教科書 pp. 218-219(開) p. 235(東)「悪質な訪問販売」を参照させる。</p> <p>*副教材 p. 9のダイエットサプリの広告をふりかえる。「医学博士推薦」「女優も使っている」は権威の利用、「幻の高山植物」は希少性、「45秒に1本」は社会性を利用したもの。</p>

	<p>う。【ワーク 6-1】について、断りにくい状況になってしまったのは、何が原因だったのでしょうか。また、どの場面が副教材 p. 14 の「その気にさせられる方法」にあてはまるでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成績のことで不安を感じているとき、良い話をもちかけられると信じてしまいそう。 ・長時間話をすると相手のペースになってしまう。 <p>○【ケース 2】のイラストを見てみましょう。先輩にはつきり断ることができなくて困ってますね。【ワーク 6-2】について、断れなくて後悔した経験や断れなかった理由を振り返ってみましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知り合いに誘われたら、何か買わされるなんて思わないでついて行ってしまうかもしれない。 ・断って「嫌な人」と言いふらされたら困る。 <p>○悪質な勧誘を受けたとき、どのように断ればよいでしょうか。【ワーク 6-2】について、断るべき状況のとき、きちんと断れるか、ワークブックに書きましょう。</p> <p>○どんな断り方があるでしょうか。グループで話し合っ て、発表しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・断っても納得してくれないのではないか。 ・話をしないで立ち去ったらどうだろうか。 	<p>*断りにくい状況がどのように作られたのか、消費者の立場で考える</p> <p>*事業者はどんな手口で消費者を誘導しようとしたのか考える。</p> <p>*時間があれば、『静岡市ヤングライフセミナー (pp. 20-21)』のマルチ商法のロールプレイをしてみる。</p> <p>*これまでの生活体験の中で、断れなかったこと、断れなくて困ったことをふりかえり、なぜ断れなかったか内省する。</p> <p>*どうすれば、過不足なく自分の気持ちを伝えることができるか、グループで話し合わせ、発表させる。</p>
ま と め	<p>○断りにくい状況があることが分かりましたか。自分に必要のない時には、勇気を持って「断る」ことが大事です。</p>	

【ワーク解答と解説】

p. 15 ワーク 6-1

ケース1の問題点を調べてみましょう。

消費者にとって断りにくい状況になってしまったのは、何が原因だったのでしょうか？

- ・最初は教材の話ではなくて勉強法の話だと思っていた
- ・偉い先生が監修しているから成績がアップすると思った
- ・長く話をして疲れてしまい断れなくなった 等

どの場面が、p. 15の「その気にさせられる方法」にあてはまるでしょうか

- ・偉い人の名前を使っていること
- ・1日10分で確実に成績がアップすると言っていること

【解説】

◆ケース1

補習教材の訪問販売の事例である。

「勉強についていいお話があります。お話だけでも聞いていただけますか」と教材の説明と明確に告げていないケースもある。テレビの教育番組の監修をしている会社だと信用させ、「系統学習だから関連付けて勉強するほうが覚えやすい」「小学生1年生から中学3年生までを揃えないと効果がない」と、高額なセット販売を勧めた。消費者が高くて買えないと断ると、量を少なくして再度勧誘し、契約するまで粘る。夜間に長時間勧誘するケースもみられる。

《出典》静岡県、「不当取引事業者に対する措置」（2015年11月14日取得
<http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-110/futoutorihiki.html>)

◆ケース2

マルチ商法の事例である。友人関係を利用して「久しぶりに遊ぼう」「儲かる仕事がある」などと声をかけ、具体的な内容や説明のないまま、説明会場に案内。「会員になれば誰でも簡単に儲けることができる」「1カ月に何人か誘って登録してくれれば月収100万円も夢ではない」ということを図に書いて説明。お金がないと断ると、「皆サラ金で借りているが、マージンで支払い、完済しているので大丈夫だ」と消費者金融を利用させる。アルバイトがあるので時間がないと断っても、勧誘を続け、夜間長時間勧誘を行った。

《出典》静岡県、「不当取引事業者に対する措置」（2015年11月14日取得
<http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-110/futoutorihiki.html>)

【その他 要点】

◆悪質商法とは

悪質商法とは、事業者が消費者の無知や弱み・判断力の低下につけこみ、消費者の思考・判断過程を狂わせることで、必要のないものを大量に売りつけたり、通常より高額な代金を請求する取引のことをいう。

消費者トラブルは、消費者に落ち度があって発生するのではなく、取引の方法が要因となって発生する。消費者被害に遭うというのは、毎日の暮らしをする中で、たまたまそういう経験をするということであり、「被害に遭う消費者」と「絶対に大丈夫なタイプ」がいるわけではない。

◆トラブルを招く心理的要因

悪質商法の中には、傍から見ると不合理に感じられる内容でも、当事者にとっては「その時には契約することが正しいと思った」という場合がある。契約してから「こんなはずではなかった」と気付く。

契約締結段階で心理的な影響を受けることにより、消費者が冷静に判断できなくなるのである。

○いきなり訪問されたり電話をされたりする（不意打ち性と販売目的隠匿）

訪問販売の場合は、消費者の依頼を受けることなく、突然消費者の生活の場に営業行為が持ち込まれる。電話勧誘販売もしかりである。消費者は予期しない状況下で、自宅という閉鎖的な空間の中で相対しなければならない。

また、訪問する際には自らの身分や訪問目的を明らかにしなければならないのに、悪質商法では、偽りの目的を告げるなど販売目的を明確に告げないことが見られる。「まさかセールスとは思わなかった」と気づいた時点では、相手に話の主導権を握られてしまっていることがある。

「点検に来た」といって訪問し、「布団にダニがいる」と言って布団を買わせたり、「工事をしないと地震で崩れる」などと言って、リフォーム工事を契約させる「点検商法」は典型的な例である。

○好意や親切に対してお返しをしなくてはと思う気持ちを利用する（返報性）

相手が好意を示してくれたり、親切にしてくれたりすると、お返しをしなくてはという気持ちが働く。

SF商法では、安売りや講習会を名目に人を集め、締め切った会場で日用品を無料で配り、「もらわなければ損」という一種の催眠状態を作り出し、最後に高額な商品売り付ける。お返ししなくてはという気持ちを利用した手口の一種である。

○おどされると不安になり言いなりになりやすい

将来の心配や不安になることを告げて、感情の揺さぶりをかけられると、その状態から脱却しようとして目の前の安易な解決策にすがりたくなる心理が働く。

「アンケートに答えてほしい」等と言って、販売目的を隠匿して営業所に同行し、肌診断をして「このままではシミだらけになる」と不安をあおり契約させるアポイントメント商法の事例にこうした心理を利用したものがみられる。

○偉い人や有名人の名前を使って信頼させる（権威の利用）

権威のある人には従おうという気持ちは誰にでもある。また有名人やタレントなど好意を感じる人物の言動は真似したくなる気持ちが働く。

「消防署のほうから来た」と身分を騙り、消火器を売り付けるといった「かたり商法」は、こうした心理を利用したものである。

○みんながやっているなら自分もやろうと思わせる（社会性）

多くの人々がやっていることに従おうとする心理は誰にでもある。「ランキング1位」「顧客満足度90%」といった宣伝文句は、この心理を利用したものである。

連鎖販売取引（マルチ商法）のセミナーでは、「これは素晴らしいビジネスで頑張れば月収7ケタも夢ではない」などと説明し、皆それを盲従している状態を作り出す。そのような状況では、一人だけ反論することは難しい。

○手に入りにくいものは手にいれたい（希少性）

「限定10名様」「残りわずか」「幻の」という宣伝文句に見られるように、希少性の訴求効果は大きい。買いそびれた時の後悔を回避したいという気持ちや、他の人とは違うものを持っている、自分は特別でありたいといった心理が働く。

利殖商法でも未公開株や社債の勧誘を行う際、「49名しか手に入らない」「選ばれた人しか買えない」などと巧みに心理誘導する例が目立つ。

《参照》 Cialdini, Robert, B, *Influence: The Psychology of Persuasion*, HarperBusiness; Rev. Ed., 1st Collins Business Essentials Ed 版 (=2007, 社会行動研究会訳, 『影響力の武器 第二版』, 誠信書房)
消費者庁中学生向け消費者教育副教材, 2011, 「消費者センスを身につけよう」
(2015年11月11日取得 <http://www.caa.go.jp/information/index9.html>)

「断る」 ことについて考えてみましょう。
あなたは今までに断ることができなくて後悔したことはありますか？ 例：宿題が残っていたのに遊びにいこうと言われた
断れなかったことによって、どんな困ったことがありましたか？ 例：徹夜で宿題したので寝不足になった
どうして断れなかったのでしょうか？ 例：断ったら次から誘ってもらえないかと思った
断るべき状況のとき、はっきりと断れますか？
モデルにならない？と街で声をかけられたら、どんなふうに断りますか？ 例：いやです！とだけ言って走り去る
先輩から申込書に名前だけ書いてくれと頼まれたら、どのように断りますか？ 例：「できません」とだけいう 「どうして」って聞かれたら、「どうしてもできません」とはっきり断る

【解説】

◆断り方を身につける

なぜ断れないのかを考えていくと、その背景には特有の思い込みが潜んでいる場合が多い。「もめごとを起こすくらいなら、自分が遠慮して丸く収めたい」「意見が対立した時に言い争うのは面倒。どうせ言い負かされるに違いない」「相手の機嫌を損ねて、気まずい思いをするのが嫌」という気持ちが底流にある。なぜそういう気持ちになってしまうのかを内省し、自分の意思を曲げて相手におもねることは、自分も相手も裏切っている行為だと気付かせたい。

「断る」ということは相手を否定するということではなく「わがままを言う」ということとも違うことを認識させたい。断るということは、自分自身の意思の表明であり、社会で責任を持ち生きていくためには必要な技術である。

《参照》平木典子，1993，『アサーショントレーニング—さわやかな「自己表現」のために』，日本・精神技術研究所

p. 16 発展ワーク (1)

クーリング・オフできる取引とその理由を考えましょう。

クーリング・オフできるのは…(①)

クーリング・オフできると考えた理由 (突然、声をかけられて買ってしまったから。)

p. 16 発展ワーク (2)

クーリング・オフの通知を書いてみましょう。

路上で突然「アンケートに答えてくれたら、プレゼントをあげるよ」と呼び止められました。アンケートに答えると「プレゼントはお店で渡す」と言われたのでついに行ったところ、化粧品を強く勧められました。帰れそうもなかったので、仕方なく買ったのですが、クーリング・オフをしたいと思います。



領収書兼売買契約書

お客様コード 0123456

あなたの名前 _____ 様 平成 XX年 X月 X日

金 20,000 円

商品名 キレイーナ化粧水 (180ml) 数量 1ケ

〒420-0000 静岡県静岡市葵区△△町100番地

株式会社 エブリデイ商事 代表取締役 静岡 △郎

電話番号 054-123-4567 担当 清水 ○美

通知書

下記の契約をクーリング・オフします。

契約年月日 平成 年 月 日

商品名 キレイーナ化粧水

金額 20,000 円

販売会社名

株式会社 エブリデイ商事

担当 清水 ○美

支払い済みの20,000円を返金し

商品を引き取ってください。

平成 年 月 日

自分の住所

名前

4 2 0 0 0 0 0

静岡県静岡市葵区
△△町100番地

株式会社 エブリデイ商事
代表取締役 静岡 △郎 様

自分の住所

自分の名前

《出す時の注意》両面コピーをとり、「特定記録郵便」や「簡易書留」など記録の残る方法で送付します。

◆クーリング・オフ制度

契約した後、頭を冷やして（cooling off）冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定の要件の中で、一定期間内であれば無条件で申し込みの撤回または契約を解除することができる法制度のこと。一旦契約が成立すると、当事者は互いに契約内容を守ることが原則であるが、冷静な判断ができないまま契約を締結してしまいがちな販売方法に対して例外的な規定を設けたものである。

トラブルの原因	取引形態の名称	取引形態の特徴	クーリング・オフ期間等
消費者が望まずに勧誘を受けて理解できないまま契約してしまう	訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス、点検商法など）	消費者の自宅など営業所以外の場所で不意打ち的に契約する	8日間
	電話勧誘販売	事業者から電話をかけて勧誘し契約する	
長期・高額の負担を伴う	特定継続的役務提供	身体の美化・知識技能の向上等のサービスを提供する6業種（エステティック・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービス）	8日間 (中途解約有り)
ビジネスに不慣れな個人を勧誘する	連鎖販売取引（マルチ商法）	商品代金や登録料を払って販売組織に参加し、新たに参加者を勧誘して商品等を販売して収入を得る取引	20日間 (中途解約有り)
	業務提供誘引販売取引（内職商法）	事業者が提供・紹介する業務を行って収入が得られると勧誘し、その業務のために必要な商品等を契約する取引	20日間
消費者が売り手という不慣れな立場に立たされる	訪問購入	消費者の自宅など営業所以外の場所で事業者が物品を買い取る取引	8日間

クーリング・オフの期間は法律で定められた項目がきちんと記載された契約書を受領した日から起算される。ワークブック p.11 の「領収書兼売買契約書」は、紙面の都合上、契約書を簡略化したので、法に定める記載事項を全ては満たしていない。契約書面が渡されていないときや記載内容に不備があるときは、8日間を過ぎていても、クーリング・オフが可能である。次ページの契約書は、ほぼ記載事項を満たしているので比較していただきたい。

また、下記の場合にはクーリング・オフの適用外となる。

- * 金融商品や電気通信の契約など他の法律で消費者が保護されている取引
- * 契約後直ちに履行が行われることが通例の役務（飲食店での飲食、カラオケなど）
- * 自動車の販売と貸与
- * 葬儀などすぐに役務の提供がされないと消費者が困る契約
- * 化粧品、健康食品などの消耗品を使用した場合
- * 現金で3,000円未満の場合

売買契約書		お客様コード	0123456
あなたの名前		様	平成 XX年 X月 X日
金	200,000	円	頭金として20,000円受領済み。
商品名	浄水器 SS1（スイドーシズオカ製）	商品設置	済
	残金は翌月末までに銀行振り込み。		
	260,000円→値引き後価格 200,000円	数量	1ヶ
	フィルター5個（サービス）		
〒420-0000 静岡県静岡市葵区〇〇町10番地			
株式会社 シズオカシャクショー 代表取締役 静岡 駿			
電話番号 054-123-4567			
担当 清水 清			

- 代金支払・商品の引渡し等に関する事項
法4条2号,3号,4号
- 目的物の特定に関する事項
法4条1号,
省令3条4号,5号,6号
- 当事者の確認に関する事項
省令3条1号,2号,3号
- クーリング・オフに関する事項
法4条5号

クーリング・オフのお知らせ

- ① お客様が訪問販売でご契約された場合、本書面受領された日から8日間を経過するまでは、書面により無条件で契約解除（以下クーリング・オフといいます）を行うことができ、その効力は書面を発信したとき（郵便消印日付）から発生します。ただし現金取引（契約したその場で商品の引き渡しを受けあるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと）でその金額が3,000円未満のときはクーリング・オフはできません。
- ② この場合お客様は①損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。③すでに代金または対価の一部または全部を払っている場合には速やかにその全額の返還を受けることができます。④商品を使用し、または権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。⑤役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の原状が変更された場合には、元の状態に戻すよう請求できます。
- ③ なお、健康食品、不織布及び幅が13センチメートル以上の織物、コンドーム及び生理用品、防虫剤、殺虫剤及び脱臭剤（医薬品を除く）、化粧品、毛髪用剤及び石鹸（医薬品を除く）・浴用剤、合成洗剤、洗浄剤、つやだし剤、ワックス、靴クリーム並びに歯ブラシ、履物、壁紙、配置薬については使用・消費した場合（ただし、事業者がお客様に当該商品を使用または消費させた場合を除きます）はクーリング・オフできませんのでご注意ください。
- ④ 上記クーリング・オフの行使を妨げるために、弊社担当者が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合には、改めてクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容の説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリング・オフできます。

【関連する文献・資料リスト】

トラブルの最新情報について知ることができます

- ・国民生活センター, 「注目テーマ」

(2015年12月8日取得 [ww.kokusen.go.jp/soudan_now/soudan_now.html](http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/soudan_now.html))

特定商取引法に関する様々な情報, 行政処分情報も掲載されています

- ・消費者庁・経済産業省, 「特定取引法ガイド」

(2015年12月8日取得 <http://www.no-trouble.go.jp/>)

景品表示法に関する様々な情報, 行政処分情報も掲載されています

- ・消費者庁, 「景品表示法関連報道発表資料」

(2015年12月8日取得 http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/)

無登録で金融商品の勧誘を行う業者等の注意喚起情報, 登録業者の検索ができます

- ・金融庁, 「詐欺的な投資勧誘等にご注意ください!」

(2015年12月8日取得 <http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/attention.html>)

建設業者・宅地建物取引業者・鉄道会社・バス事業者・タクシー事業者など国土交通省所管事業の行政処分情報が検索できます

- ・国土交通省ネガティブ情報等検索サイト

(2015年12月8日取得 <http://www.mlit.go.jp/nega-inf/>)

7章 静岡版もったいない運動

⑧…環境に配慮した生活（教科書 pp. 226-236）

⑨…環境に配慮した消費生活（教科書 pp. 242-247）

◇『学習指導要領解説 技術・家庭編』D 身近な消費生活と環境

（2）家庭生活と環境について、次の事項を指導する。

ア 自分や家族の消費生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できること。

【ねらい】

- 静岡市のごみ処理の現状を理解し、ごみを減らすための工夫を考えることができる。
- 環境に関するマークの意味を理解する。
- 静岡市の自然エネルギーを活用した風電君の取り組みを知り、省エネルギーの意義を理解する。
- 家電製品の消費電力から省エネルギーの方法を検討し、自分ができる節電について考える。
- 環境に配慮した消費生活が循環型社会を形成する基盤であることに気づく。

【授業展開例】 ○は教師の発問 ・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導 入	<p><u>「もったいない」に目を向ける</u></p> <p>○みなさんは、ごみの減量キャンペーンのマスコットキャラクター「しずも」ちゃんを知っていますか。静岡市でごみについてどんな取り組みをしているか、知っていますか。</p> <p>○みなさんは、清くんの意見を聞いて、どんなときに「もったいないなあ」と感じますか。</p> <p>○小学校では4つのRを勉強しましたね。覚えていますか。</p> <p>○この4つのRの中で、環境に優しいのはリフューズ・リデュースでしたね。ゴミになるものを断ったり、ゴミを出さないことが必要です。今日は環境に配慮した生活について考えていきましょう。</p>	<p>*小学校の学習を振り返らせる。</p>
展 開	<p><u>環境への負担をなくすには</u></p> <p>○一人が一日に出すごみの量は約1kgです。【ワーク7-1】を見てください。</p> <p>静岡市のごみ処理の統計が出ています。「グラフを見て気づいたこと」を書きましょう。</p> <p>○一人ひとりがごみを減らすにはどうすればよいでしょうか。「ごみを減らすための私のアイデア」を書き</p>	

<p>ましよう。</p> <p>○書いた意見を発表しましょう。</p> <p>○私たちが出すごみはどのように処理されていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃センターの焼却炉で焼却されて灰になる。 ・資源ごみは市の資源回収やスーパーマーケットなどで集められ、リサイクルされる。 ・ごみ焼却場で出た灰や、資源ごみを処理するときに生じるくずなどは埋め立て処分される。 <p>○収集日にごみを出すと私たちの身の周りは片付きますが、ごみは家庭から社会に移動しただけで、地球上から消えたわけではありません。私たちが生活で使ったものやエネルギーは地球で生み出されて消費された後、また地球に戻ってきます。生活の中でごみの発生を減らしたり、資源を再生して利用することが必要ですね。</p> <p><u>環境情報を理解して商品を選択する</u></p> <p>○【ワーク 7-2】のように、商品にはリサイクルのやり方やエネルギー消費量など環境に関する情報が表示されているものがあります。マークの意味とどんな役に立つか、線で結びましょう。</p> <p>○環境に関係するマークの意味やどんなことに役立つのかがわかりましたか。こうしたマークを活用することは、焼却に使うエネルギーを減らしたり、資源を再生して利用するリサイクルを適切に行うのに役立ったり、マークのついている商品を選ぶことによってリサイクルの循環ができ、環境への負荷を減らすことにつながります。</p> <p><u>電気を賢く使うにはどうすればよいか</u></p> <p>○中島浄化センターの「風電君」を知っていますか。これは再生エネルギーの風力で発電しています。</p> <p>○また、家庭にはいろいろな家電製品があります。使い方によって消費電力量は違ってきますが、ワット数が多い家電製品はそれだけたくさんの電気を使います。どの家電製品がもっとも電力を必要とするでしょうか。</p> <p>○あなたは節電のためにどんな取り組みができますか。できそうなことを考えて、【ワーク 7-3】に書きましよう。</p>	<p>*ごみを出した後、どこに行って最終的にどうなるか考えさせる。</p> <p>*ごみを減らすことが、環境とどのように結びつくのかを理解させる。</p> <p>*エコマーク、牛乳パック再利用、PET ボトルリサイクル、グリーンマーク、再生紙使用マークなど、これらのマークがついている商品を買うことが、環境を守ることにつながるかを理解させる。</p> <p>*電気がどのように作られているのかを理解させる。</p> <p>*節電の目的は自分のお金を節約するためだけではなく、地球の資源や環境を守るためであること</p>
--	---

		を意識させるようにする。
ま と め	<p><u>持続可能な循環型社会に向けて</u></p> <p>○今日の授業をふり返りましょう。1) 静岡市のごみ処理の現状を理解し、ごみを減らすための工夫を考えることができましたか。2) 環境に関するマークの意味を知ることができましたか。3) 節電の取り組みについて、自分ができそうなことを考えることができましたか。</p> <p>○地球は誰のものでもなく、地球上に住む生き物みんなの家です。地球の資源を維持し、環境を破壊しない持続可能な社会に向けて、私たちの生活スタイルを見直し、環境に優しい暮らしにしていきましょう。</p>	<p>*「持続可能な社会」「循環型社会」の用語を説明し、家庭だけでなく地域の取り組みも必要であることを理解させる。</p>

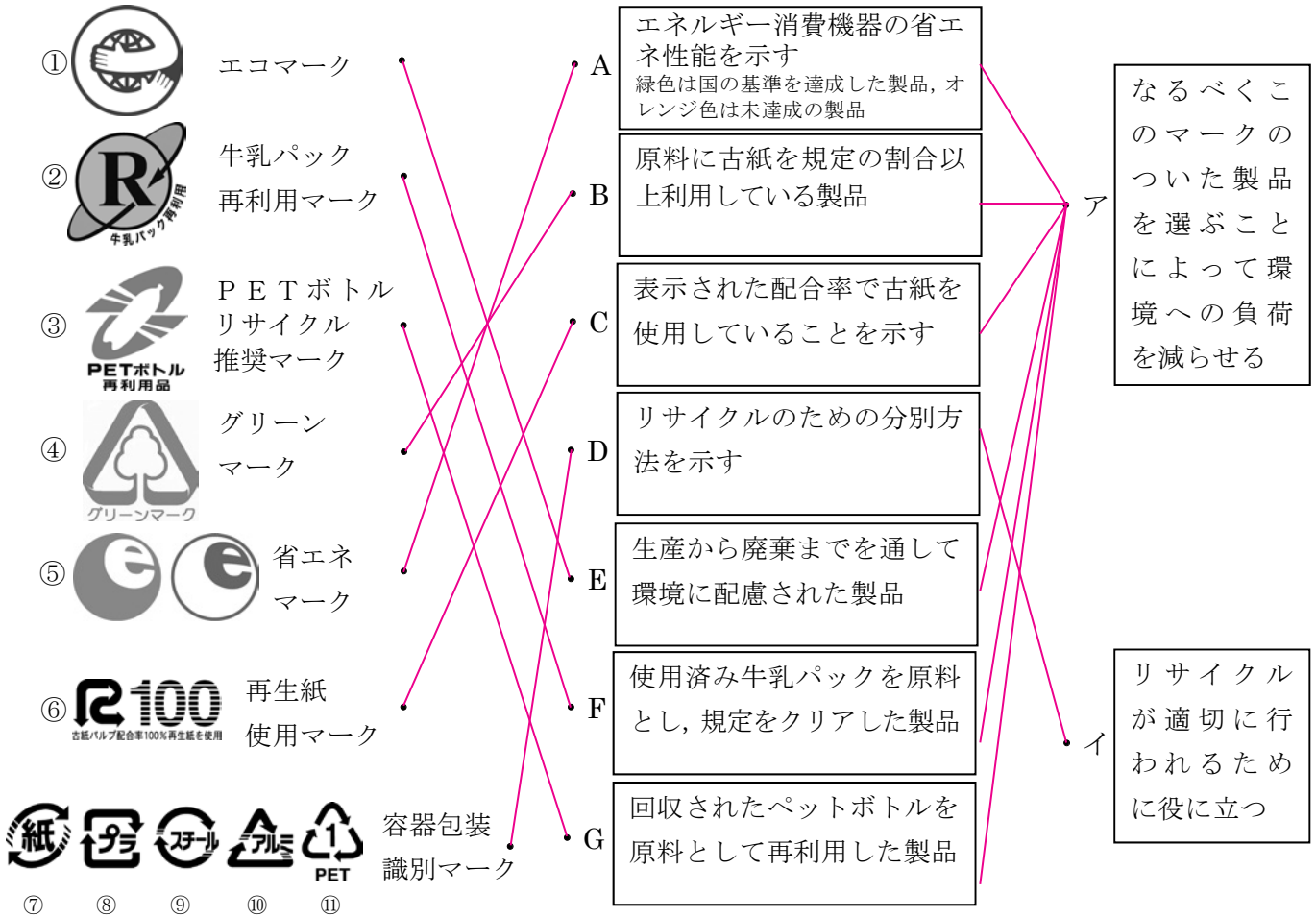
【ワーク解答と解説】

p. 17 ワーク 7-1

静岡市のごみ処理の統計は下の通りです。(平成 25 年度) どんなことに気づきましたか。一人ひとりがごみを減らすには、どうすればいいかな？

グラフを見て気付いたこと	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみが多い。資源ごみの割合って案外少ないんだ ・不燃ごみは割合では少ないけど処分するのはたいへんそう ・可燃ごみに紙が3割近くもある。リサイクルできないのかな
ごみを減らすための私のアイデア	<ul style="list-style-type: none"> ・食べられる分だけ作って食べ残しをしないようにする ・冷蔵庫の中をこまめにチェックして、期限前に食べるようにする
みんなの意見の中でいいなと思ったアイデア	<ul style="list-style-type: none"> ・紙ごみはなるべくリサイクルにする ・生ごみをコンポストで肥料にする
自分で取り組みそうと思ったアイデア	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物のときはエコバックを持っていく ・紙ごみをリサイクルする ・トレーをスーパーのリサイクルに出す

つぎのマークにはどんな意味がありますか？また、どんなことに役立つでしょうか。線で結びましょう。



あなたは、節電のためにどんな取り組みができますか？
できそうなことを考えてみましょう。

- ・使っていない電化製品の電気はこまめに消す
- ・エアコンの温度を適切な温度に設定する
- ・自然環境に対して、できるだけ電化製品に頼らないように生活の仕方を工夫する（例：夏の暑さに対して、すだれをつけたり、窓辺に植物を植えてグリーンカーテンをつくるなど）
- ・できる限り、家族が同じ部屋で一緒に過ごす
- ・節電の効果を調べたり、話題にしたりして、節電に対する意識を高める など

【解説】

◆循環型社会形成推進基本法 平成13年1月施行（平成12年6月公布）

環境基本法（平成五年法律第九十一号）の基本理念にのっとり、循環型社会を構築するにあたっての国民、事業者、市町村、政府の役割が規定された法律である。特に、事業者・国民の「排出者責任」の明確化や生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を掲げている。また、循環的な利用が行われる物品と処分が行われる物品を「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促している。この法律では処理の優先順位が初めて法定化され、[1]発生抑制、[2]再使用、[3]再生利用、[4]熱回収、[5]適正処分という優先順位となっている。

◆静岡版「もったいない運動」推進プロジェクト

社会の持続的な発展のためには、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減した循環型社会への転換が必要です。天然資源の消費の抑制により、製造、流通、販売、消費、廃棄の各段階で発生する温室効果ガスの削減に寄与することが期待できます。

静岡市では、一般廃棄物処理基本計画において「発生抑制、排出抑制・再使用・再生利用の4R（フォーアール）の推進」などを基本方針とし、「環境共生都市しずおか」の実現のため、各種施策を展開しています。

本プロジェクトでは、4Rを一言で表す言葉、「もったいない」をキーワードに掲げ、市民や事業者から排出されるごみ減量の促進、廃棄物の適正処理を推進します。

《出典》静岡市環境局環境創造課「静岡市地球温暖化対策情報サイト」

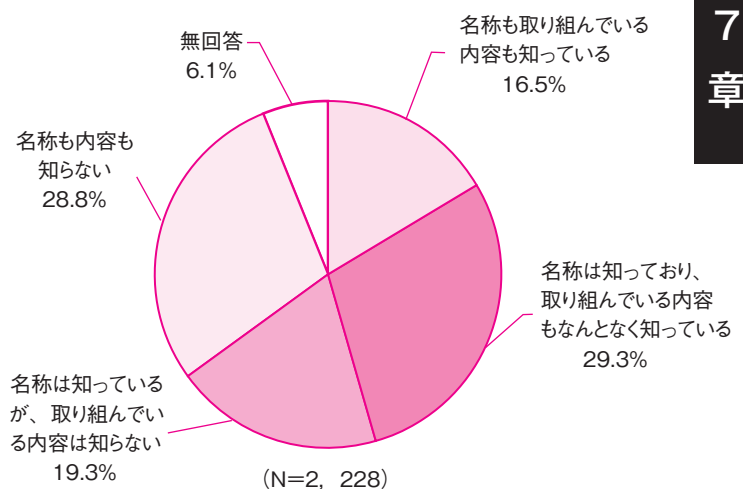
(2015年11月6日取得 <http://www.shizutan.jp/ondanka/saving/mottainai.html>)

【参考資料】

■図7-1 平成24年度市民調査 静岡版「もったいない運動」について

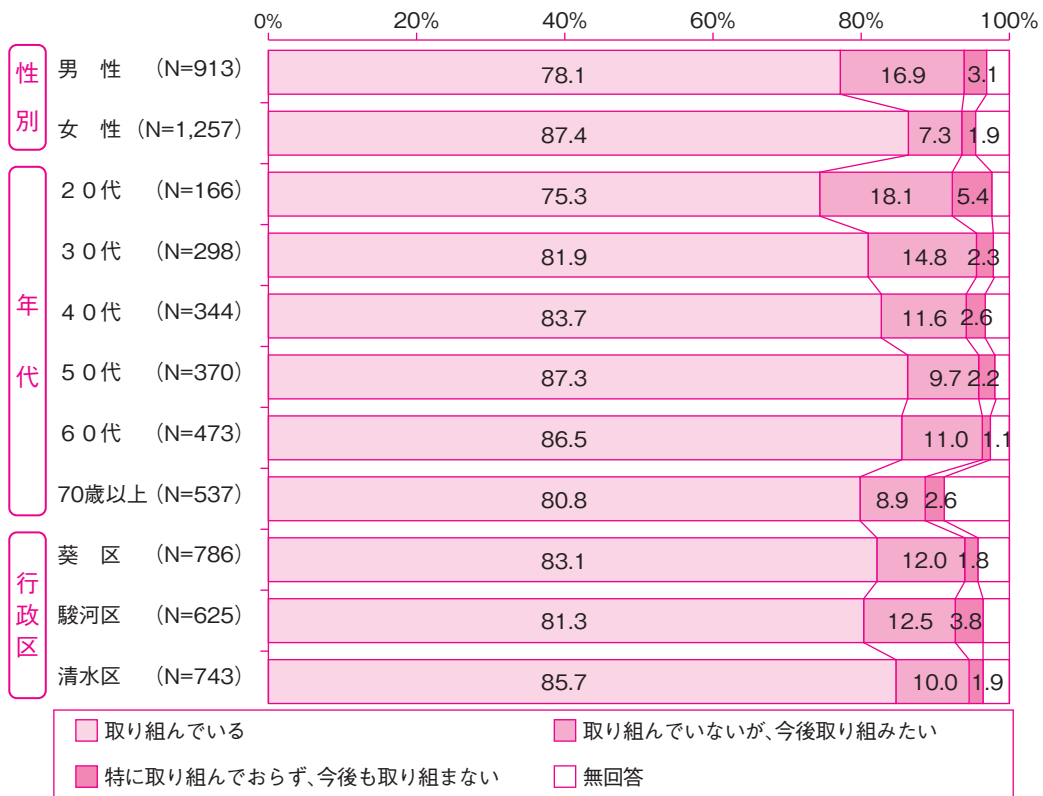
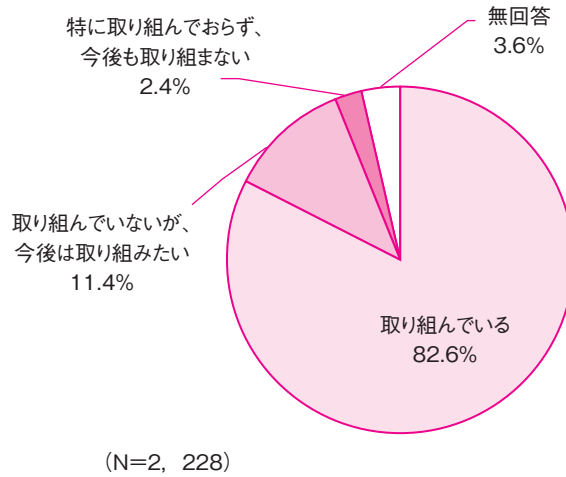
(1) あなたは、静岡市が、ごみ減量やリサイクルに関する施策として、静岡版「もったいない運動」を実施していることを知っていますか。
(○は1つ)

「もったいない運動」の名称を知っていたのは65.1%であった。「もったいない運動」の取組内容については、「名称も取り組んでいる内容も知っている」、「名称は知っており、取り組んでいる内容もなんとなく知っている」を合わせると45.8%である。



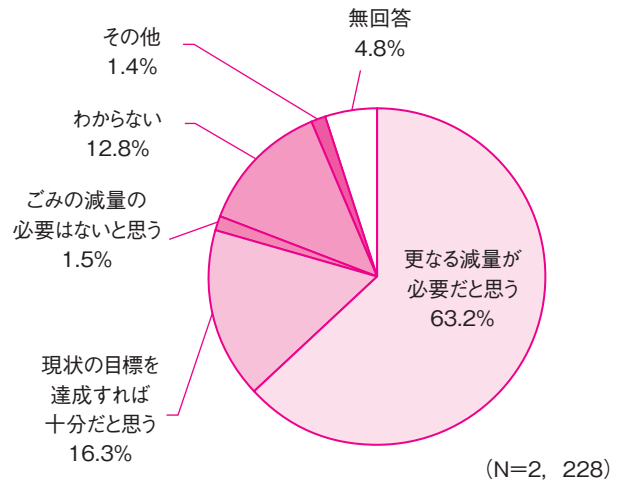
(2) あなたは、ごみの減量やリサイクルに取り組んでいますか。(〇は1つ)

ごみの減量やリサイクルについて、82.6%の人が「取り組んでいる」と答えた。「性別」でみると、「男性」よりも「女性」の方が「取り組んでいる」が高い。「年代別」でみると、「取り組んでいる」が最も高いのが「50代」の87.3%、最も低いのが「20代」で75.3%だった。



(3)「静岡市の市民一人1日あたりのごみ総排出量(資源ごみも含む)は、平成31年度に1,000gとする目標に対し、平成22年度実績が1,108gと順調に推移していますが、最終処分場の残余容量が逼迫している等により、今後更なる減量が必要であると認識しています。」あなたは、このことについて、どのように感じますか。(〇は1つ)

ごみの減量について、「更なる減量が必要だと思う」が63.2%と最も高い。

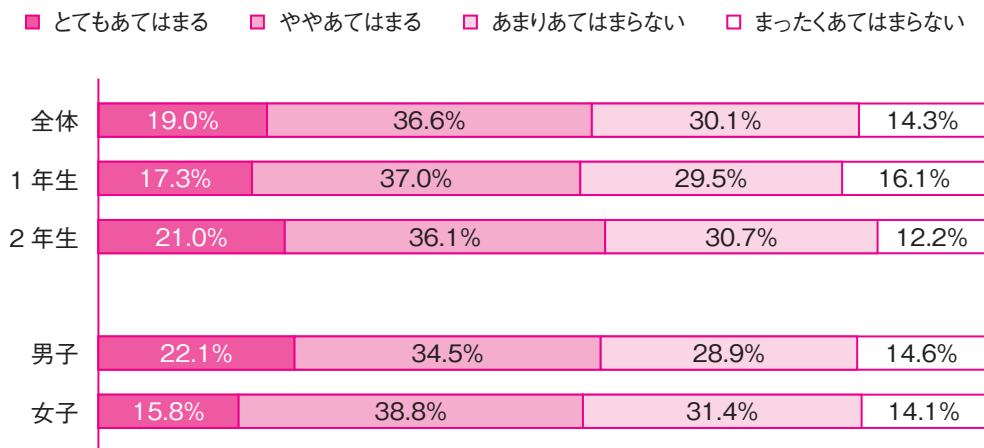


《出典》静岡市「平成24年度市民調査 静岡版「もったいない運動」について」(2015年11月6日取得 <http://www.city.shizuoka.jp/000140024.pdf>)

■図7-2 買い物の傾向

(1) レジ袋をもらう

全体の約6割がレジ袋をもらうという回答した。「とてもあてはまる」割合は、学年別では2年生、性別では男子が高い傾向にあった。



《出典》公益財団法人消費者教育支援センターおよび公益財団法人生命保険文化センター、2012「高校生の消費生活と生活設計に関するアンケート調査報告書」(対象者は全国の高等学校1年生及び2年生3,213名、調査時期は2012年7月)

■ 図 7-3 2015 年度夏季の節電メニュー

「節電メニュー」から、ご家庭ごとに実施できるものをチェックしていただき、定着節電として見込まれている以下の数値を目安に、ご協力をお願い致します。

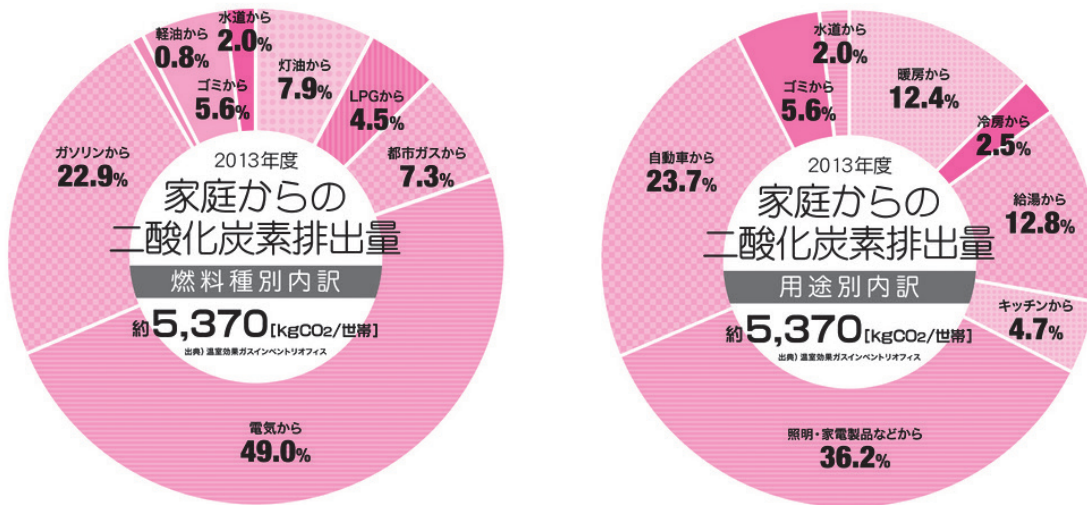
東北電力管内 ▲4.4% 東京電力管内 ▲12.2% 中部電力管内 ▲4.9%
 関西電力管内 ▲10.0% 北陸電力管内 ▲4.4% 中国電力管内 ▲3.7%
 四国電力管内 ▲6.0% 九州電力管内 ▲8.6% ※平成22年度比

基本となる10の節電メニュー		削電効果 (削減率)	チェック
エアコン  	①室温28℃を心がける。(設定温度を2℃上げた場合)	10%	
	②“すだれ”や“よしず”などで窓からの日差しを和らげる。(エアコンの節電になります。)	10%	
	③無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使用する。	50%	
※除湿運転やエアコンの頻繁なオンオフは電力の増加になる場合があるため注意が必要です。			
冷蔵庫 	④冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込みすぎないようにする。 ※食品の傷みにご注意ください。	2%	
照明 	⑤日中は不要な照明を消す。	5%	
テレビ 	⑥省エネモードに設定するとともに、画面の輝度を下げ、必要な時以外は消す。 ※標準→省エネモードに設定し、使用時間を2/3に減らした場合	2%	
温水洗浄便座 	⑦温水のオフ機能、タイマー節電機能を利用する。	どちらかで 1%未満	
	⑧上記の機能がない場合、使わない時はコンセントからプラグを抜く。		
ジャー炊飯器 	⑨早朝にタイマー機能で1日分まとめて炊いて、冷蔵庫や冷凍庫に保存する。	2%	
待機電力 	⑩リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切る。 長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜く。	2%	

《出典》経済産業省HP 2015 年度夏季の節電メニュー

(2015 年 11 月 6 日取得 <http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>)

■ 図 7-4 家庭からの二酸化炭素排出量（2013年度）世帯当たり



《出典》JCCCA 全国地球温暖化防止活動推進センター（2015年11月6日取得
http://www.jccca.org/chart/chart04_06.html）

【関連する文献・資料リスト】

- ・ 経済産業省，「節電」（2015年11月6日取得 <http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>）
- ・ 静岡市，静岡市風力発電施設「風電君」の概要（2015年11月6日取得
http://www.city.shizuoka.jp/041_000045.html）
- ・ 静岡市，2012，「平成24年度市民調査 4 静岡版「もったいない運動」について」（2015年11月6日取得 <http://www.city.shizuoka.jp/000140024.pdf>）
- ・ JCCCA 全国地球温暖化防止活動推進センター（2015年11月6日取得 http://www.jccca.org/chart/chart04_06.html）

8章 (エピローグ) 消費者問題と社会のしくみについて考える

⑧…消費者の権利と責任(教科書 pp. 220-225)

⑨…消費者の権利と責任について考えよう(教科書 pp. 236-239)・よりよい消費生活を目指して(教科書 pp. 240-241)

◇『学習指導要領解説 技術・家庭編』D 身近な消費生活と環境

(1) 家庭生活と消費について、次の事項を指導する。

ア 自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること。

【ねらい】

- 消費者問題の意味を理解できる。
- 消費者、事業者及び行政との関係を理解できる
- 消費生活センターの役割について理解できる。
- 消費者の権利と責任について、その趣旨を理解できる
- 消費者市民及び消費者市民社会の意味を理解できる。
- 自分の消費行動が社会と関わっていることを自覚し、消費者市民として行動できる。

○本章は全体のまとめであるので、これまでに学んできたことを、消費者の基本的な権利と責任という視点から整理できるようになることが期待される。例えば、消費者としての自覚も、適切な消費行動も、消費者トラブルとクーリング・オフも、もったいない運動も、ここでいう消費者の基本的な権利と責任に関わっていることと理解できることが望ましい。

【授業展開例】 ○は教師の発問 ・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	<p><u>消費者問題</u>について知る</p> <p>○まず消費者問題とは何か、副教材にある事例をもとに考えてみましょう。</p> <p>なぜこのようなことが起こるのでしょうか？</p> <p>グループで意見を出し合ってみましょう。</p>	<p>* 消費者問題の意味を理解させる。</p>
展開	<p><u>消費者を守る仕組み</u></p> <p>○消費者は事業者に比べて弱い立場なので、弱い立場の消費者を支援するために制度や法律が整備されています。</p> <p>・消費者を守るための法律があるのか。</p> <p>・クーリング・オフもその一つなんだね。</p> <p>○消費生活センターも弱い消費者を支援する行政機関です。理解するために、DVDを見ましょう。</p> <p>○相談することには、社会的な意義もあります。</p>	<p>* 消費者が事業者と比べて弱い立場であることを理解させる。</p> <p>* そして、行政等の支援の基本的な枠組みを理解させる。</p> <p>* ここで静岡市消費生活センターのDVDを見せる。</p>

	<p><u>消費者の基本的な権利と責任について考える</u></p> <p>○そして、消費者の権利があります。なぜこれがあるのでしょうか？少し考えてみましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私たちの生活を守るためにあるんだね。 ・それだけ消費者が痛い目に遭ってきたんだね。 <p>○消費者の権利は、弱い立場の消費者を具体的にどう守っていくのか、それを示したものです。</p> <p>○消費者の8つの権利をみていきましょう。</p> <p>○それでは理解できたかどうか、【ワーク 8-1】をやってみましょう。副教材 p. 21 に示した以外に、暮らしの中で「消費者の権利」が実現されていることを見つけましょう。</p> <p>○次に、ニセ牛缶の事例ではどの権利がなかったのでしょうか。【ワーク 8-2】に書きましょう。</p> <p>○消費者には権利とともに、責任があります。なぜでしょうか？</p> <p>○消費者の権利を行政や事業者が尊重してくれれば、消費者が学ばなくても安心して買い物ができます。でも人任せではいけませんよね。消費者自らしっかり学び、責任を果たしていくことが求められています。</p> <p>○そしてそれが「消費者市民」なのです。</p> <p>○事業者や国も消費者の権利を尊重し、消費者が消費者の責任を果たす社会を「消費者市民社会」といいます。</p> <p>○自分が責任を果たせるようになったかどうか、p. 21 の【ワーク 8-3】で確認しましょう。</p> <p>○3人の10年後の未来をのぞいてみましょう。</p> <p>○3人とも社会全体に対して思いやりをもった消費行動ができるようになりましたね。</p> <p>*（時間があれば）さて、今度は応用編です。実際に、あなただったらどちらを選びますか。【発展ワーク】に書き込みながら、よく考えてみましょう。</p>	<p>* 消費者の権利がなぜあるのかを理解させる。</p> <p>* 消費者の8つの権利について穴埋めをしながら、理解させる。</p> <p>* 少し考えさせる。意見を出してもらおう。</p> <p>* 5つの消費者の責任を説明する。</p> <p>* 消費者市民とは何か、消費者の基本的な権利と責任と結びつけて考えさせる。</p> <p>* 消費者市民社会の意味が理解できる。</p> <p>* 発展では、様々な論理的な理由を検討しながら、自分の意見を言えるようにする。</p>
まとめ	<p>○今回の授業では、たくさん学んだと思います。ふり返しを利用して、それぞれどのように理解したかを書いてみましょう。</p>	<p>* 消費者の基本的な権利と責任について、その理念を理解し、これまでの学んできたことと結びつけ、消費者市民について理解させる。</p>

【ワーク解答と解説】

p. 21 ワーク 8-1

8つの消費者の権利について次の（ ）に語句を記入しましょう。

p. 21 の図に示した以外に、あなたの暮らしの中で「消費者の権利」が実現されていることはありますか。

基本的な需要が満たされる権利

生活に必要なものが保障される。

健全な環境が確保される権利

健全な生活環境の中で働き、生活する。

(安全) が確保される権利

健康や命にかかわる危険な商品によって消費者が危害を受けることがないように保障される。

自分の暮らしの中では…車のリコール制度、ガス器具などの安全規制、添加物の規制など。
副教材 3 章が該当

(選択) する権利

自分の意思で自由に商品やサービスを選ぶ権利が保障されている。

自分の暮らしの中では…店も選べるし、買いたいみかんもいろんな種類が並んでいて自分の
意思で選べること。副教材 4 章が該当

必要な情報を (知らされる) 権利

商品を選ぶ時に、正しい表示やお店の人から適切な情報を知ることができる。

自分の暮らしの中では…野菜は原産地の表示がある。肉の量り売りでは正確な秤を使っている。
副教材 3 章が該当

(意見が反映) される権利

企業や消費生活センターなどに意見を申し出たときに意見が反映されて対応策がとられる。

自分の暮らしの中では…リンゴを買ったら腐っていたので店に言ったら取り替えてくれた。
副教材 6 章, 8 章が該当

(消費者教育) を受けられる権利

被害や事故にあわないような力を身につけるため、学校や家庭で学ぶ機会がある。

自分の暮らしの中では…今、家庭科で勉強している。副教材全体が該当

(被害の救済) を受けられる権利

被害を受けて、企業や消費生活センターに相談したとき、対応策がとられる。

自分の暮らしの中では…まだ被害にあってないからわからない。副教材 6 章, 8 章が該当

ニセ牛缶事件では、どの権利がなかったでしょうか。

- ・安全が確保される権利（ハエが入っていた）
- ・必要な情報を知らされる権利（原材料がインチキだった）
- ・選択する権利（希望する商品が買えない）

【解説】

◆消費者の権利について

日本においては、2004(平成 16)年に施行された消費者基本法に初めて消費者の権利が記載された。消費者は事業者等に比較して、情報力、交渉力等が弱い(消費者基本法第一条)。そこで消費者と事業者との格差を縮めるためにさまざまな法律がある。消費者基本法では、消費者自らが何もしなくても、行政や事業者は消費者の権利を尊重する責務がある(消費者基本法第二条)と定められている。

この仕組みが社会で守られているからこそ、我々は信頼して日々商品を選択し、困ったときには、行政の相談窓口を頼ることができる。消費者の権利は、1962年にケネディ大統領が特別教書で「消費者の4つの権利」(安全を求める権利、知らされる権利、選ぶ権利、意見を聞いてもらう権利)を提唱したのが最初であるが、80年代に Consumers International(国際消費者機構)が「消費者の8つの権利」として拡大したものを消費者基本法の基本理念として取り入れたことになる。

- ・生徒たちが以下の項目について、「できる」と答える割合の多い方が、「消費者の責任」を果たし「消費者市民」に近づいているといえます。

消費者の責任についてふり返ってみましょう。あなたは責任を果たせていますか？

チェック項目	具体的な項目	できる	まあまあ	まだまだ
【批判的な意識を持っていますか】	衝動買いをしないで、必要な買い物かどうかじっくり考えて買う。			
	広告や表示の内容をうのみにしないで、根拠を確かめる。			
	どこでどのように買えばよいか、考えてから買う。			
【環境への自覚は身に付きましたか】	ごみを減らすことができる。			
	電気や水をむだ使いしない。			
	山や川や海などの自然にふれ、そのかけがえのなさを知っている。			
【社会的関心を持っていますか】	新聞やニュースを見て、世の中の動きに関心を持っている。			

	契約や取引のルールを学ぶ気持ちを持つ。			
	生活必需品のおよその値段を知っている。			
【自立した消費者として行動できていますか】	不審な取引や被害に遭ったとき、窓口相談することができる。			
	断るべき時、自分の意思をきちんと相手に伝えることができる。			
	商品やサービスに不満があった場合、相手に的確に状況を伝え、対応してもらうことができる。			
【消費者として団結し連帯することができますか】	周りの人とあいさつができる。地域の活動に参加できる。			
	インターネットを適切に使い、不確かな情報を書き込まない。			
	「この商品やサービスを購入すると、どうい影響があるか。」と考えることがある。			

【解説】

◆消費者の責任と消費者教育

消費者の責任としてあがっている「批判的な意識を持つ責任」、「行動する責任」、「社会的関心を持つ責任」、「環境への自覚の責任」、「消費者として団結し連帯する責任」のいずれもが、最終的に消費者教育で身につけさせたい目標であり、そのような視点を生徒たちが自覚できるような授業が望まれている。

とりわけ重要な「批判的意識を持つ責任」とは、事業者の広告や宣伝などによって惑わされないことだけでなく、自分自身の消費生活に対する「批判的な意識」を持つことも含む。そしてあくまで消費者の権利と対になった概念であるので、バランス良く指導することが望ましい。

それぞれの10年後

【解説】

◆消費者市民としての生き方

ここで取り上げているのは、「消費者市民」であるということを実感して生きるとこういう将来像も描けるという意味であり、あくまで一つの参考例である。授業でこの部分を利用する場合には、ここにあがっている例を参考にして、生徒たちには、「消費者の責任」を果たした「消費者市民」として生きた場合に、どのような将来の姿が描けるのか、自分の希望する進路と重ねて考えさせてみるのも良い。このようなことを通じて、生徒たちは「消費者市民」としての自分の姿を具体的にイメージできるのではないだろうか。

状況によって、どの選択肢も選ぶ可能性もある。

理由の妥当性によって、どれも正解であるし、不正解でもある。

【解説】

◆消費者市民という考え方

どちらが正解ということではなく、なぜそちらを選ぶのか、その理由を問いただしていくことで、自分の日常的な消費行動をふり返ることに目的がある。

確かに選択肢をみると、上からB, B, B, Aと選ぶと「消費者市民」に近いと考えられるかもしれない。

しかし、いくらモノを大切にと言っても、お金がないけれど、どうしても必要なならば、安い服を選択するだろうし、時間に余裕がなく、些細なトラブルだったら、メーカーなどに連絡しないかもしれない。また国産だから買うというのも、もしその理由が国産＝安全と思い込んでいるならば、批判的思考が不十分であり、必ずしも「消費者市民」とはいえない。

重要なのは、なぜ一方を選択するのか、その理由をしっかりと考えるということである。

そして自分の意見を考え、他人の意見を聞くことで、色々な考え方があることに気づき、自分の考え方を深めることにつなげることが求められる。

【その他 要点】

◆消費者問題とは

消費者問題とは、すべての人々が消費者であるという現代社会の構造に根差す問題として、消費者トラブルのうち、社会全体で解決しなければならない問題をいう。私たちは他人が作ったモノやサービスを購入して生きている。そのため、現代の経済社会環境によって、日々消費者としての生活権（生存権）が脅かされる可能性がある。ちなみに消費者庁は英語にすると、Consumer Affairs Agencyであり、直訳すれば「消費者問題庁」である。

◆消費生活センターとは

現在、都道府県及び市町の消費生活センターは2009（平成21）年に制定された消費者安全法第8条、第10条及び政令で規定されている。一般に消費生活センターといった場合には、衣食住など消費生活全般に関する「消費生活相談」と消費者被害を未然に防ぐため、また暮らしに役立つための「情報提供」、講座開催などの「啓発発動」を行う行政機関のことである。

また2012年の消費者教育の推進に関する法律（以下「消費者教育推進法」という）制定後、消費生活センターは「消費者教育の拠点」になることが期待されており、消費者教育の推進に向けてより一層、積極的な取り組みを求められている。

◆消費者市民、消費者市民社会とは

消費者市民、消費者市民社会という概念は、21世紀に入って、よく用いられるようになった概念である。日本でも消費者教育推進法で「消費者市民社会」が条文に規定されているように、消費者教育の新たな目標として示されるようになった。

ヨーロッパのコンシューマー・シチズンシップ・ネットワーク（CCN）では、消費者市民について「倫理，社会，経済，環境面を考慮して選択を行う個人である。消費者市民は家族，国家，地球規模で思いやりと責任を持って行動を通じて，公正で持続可能な発展の維持に積極的に貢献する」市民と定義している。そして「消費者市民」として積極的に参画する人々が構成する社会を「消費者市民社会」という。簡潔に言えば，「消費者の責任」を果たすことが，「消費者市民」につながり，さらに「消費者の権利」を国や事業者が尊重する社会が「消費者市民社会」につながることになる。このように「消費者の権利と責任」は，「消費者市民社会」ととても関連が深い概念である。

なお，消費者教育推進法では「消費者市民社会」を以下のように定義している。

「消費者が，個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ，自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して，公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」をいう（消費者教育推進法第二条第二項）。

【関連する文献・資料リスト】

消費者の権利と責任を理解させる副教材としてこちらもあります

- ・消費者庁中学生向け消費者教育副教材，2011，「消費者センスを身につけよう」
(2015年9月30日取得 <http://www.caa.go.jp/information/index9.html>)

消費者庁が進めている「消費者市民社会」を含めた学習の体系図や資料はこちらです

- ・消費者庁，2013，「消費者教育の体系イメージマップ」
(2015年9月30日取得 http://www.caa.go.jp/information/pdf/130122imagemap_4.pdf)

消費者問題については以下の本が参考になります

- ・御船美智子編著，2006，『消費者科学入門』光生館

外伝1 ネットの落とし穴に気を付けよう

⑧…消費生活のトラブルを防ごう(教科書 pp. 218-219)

⑨…消費者トラブルを解決する方法を考えよう(教科書 pp. 234-235)

『学習指導要領解説 技術・家庭編』D 身近な消費生活と環境

(1) 家庭生活と消費について、次の事項を指導する。

イ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。

【ねらい】

- インターネットにおける消費者トラブルを知り、その防止策を実践する。
- 生徒と保護者が、スマートフォンやパソコンの使用について話し合う機会を提供する。

近年、未成年者のインターネットに関する消費者トラブルが急増しているが、トラブルを未然に防ぐためには、スマートフォンやパソコンの使用について、フィルタリングを利用するなど保護者が適切な管理をしたり(ペアレンタル・コントロール)、家庭のルールを定めることが効果的である。

本章は、見開き2頁の読み物仕立てにしており、授業で使用するほか、コピーして保護者に配布することを想定している。生徒が保護者と共に、スマートフォンやパソコンを通じたインターネットの利用に関するトラブルを知り、トラブルに巻き込まれないための利用方法について話し合い、家庭において実践することが大切である。

*フィルタリング(有害アクセス制限)

インターネット上のページなどを一定の基準により「表示してよいもの」(子ども向けの健全サイトなど)と「表示禁止のもの」(出会い系サイトやアダルトサイトなど)に分け、子どもに見せたくないページにはアクセスできないようにすること。「フィルタリング」には、様々な機能があり、子どもの年齢やご家庭のポリシーにあわせて選択することができる。

《出典》総務省、「ご存じですか?フィルタリング」(2015年12月2日取得)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/pdf/leaflet.pdf

【授業展開例】 ○は教師の発問 ・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	<p><u>あなたにとってスマートフォンとは</u></p> <p>○みなさんは、スマートフォンやパソコンをどのように利用していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・友だちとメール交換をよくする。 ・友だちとのゲーム対戦が多いかな。 ・インターネットで動画を見ることが多い。 <p>○スマートフォンやパソコンは、インターネットを通して世界中の人と交信ができたり、家にいながら買い物ができたりするので大変便利ですね。でも、インターネットは便利な反面、使い方を誤ると大変危険であり、未成年者のトラブルが急増しています。これから、スマートフォンやパソコンの使い方について考えてみましょう。</p>	<p>*生徒自身が、スマートフォンやパソコンを日常どのように利用しているかを確認する。</p> <p>*スマートフォンやパソコンの使い方について、普段親と話し合っているか、また、どんなところに気をつけて利用しているかを聞いてもよい。</p>
展開	<p><u>【懸賞に応募したら】</u></p> <p>○アドレスや電話番号は個人情報です。送信した個人情報が不当に利用されてしまう危険があるので、個人情報の入力には慎重に行う必要があります。</p> <p><u>【芸能ニュースのリンクを次々開いたら】</u></p> <p>○こんなとき、みなさんだったらどうしますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手に連絡して払えないと断る。 ・親や専門機関に相談してみる。 ・なんとかお金を用意して支払う。 <p>○いわゆるワンクリック詐欺の手口です。事例では、5,000円を支払うという契約をしていないので支払う必要はありません。このようなときは、親や先生に相談することが大切です。</p> <p><u>【アプリのレビューで友だち探しをしたら】</u></p> <p>○インターネットで通信する相手は実際に目で見て確認することができないので、相手は年齢や性別を簡単に偽ることができます。プロフやSNSで知り合った人に写真を送ったり、実際に会うことは大変危険な行為です。</p>	<p>*同じような経験がないか、生徒に尋ねてみるもよい。</p> <p>*詐欺に遭わないという予防も大事であるが、不当な請求を受けた際は、直ぐに大人に相談する必要があることを伝えること。</p>

	<p>【無料で始めたゲームだったけど】 ○どうしてゲームのアイテムを買い続けてしまったのか、話し合ってみましょう。</p>	<p>*インターネットを介したゲームには、依存性や中毒性があることを理解させる。</p>
<p>まとめ</p>	<p>○スマートフォンやパソコンでインターネットを利用する際は、個人情報の送信を特に気をつける必要があります。</p> <p>○知らない人からのメールに返信したり、表示されているサイトをクリックすることも危険な行為です。</p> <p>○スマートフォンでアプリを購入するときなど、契約時に「同意」を求める文章が表示されます。内容をよく読んで確認する習慣をつけてトラブルを未然に防ぎましょう。</p> <p>○スマートフォンやパソコンの使用については、親と話し合い、家庭における利用のルールを作りましょう。</p>	<p>*副教材を印刷し、生徒から保護者に渡して、携帯電話やパソコンの利用について話し合う機会を提供してもよい。</p>

【解説】

◆青少年のインターネット利用実態

内閣府が平成27年2月に発表した『平成26年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果（速報）』によれば、青少年のインターネット利用実態は次のとおりである。

<p>○青少年のインターネットの利用状況（インターネット利用率）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の7割台後半（中学生 79.4%）が、いずれかのインターネット接続機器でインターネットを利用。 ・インターネットを利用する機器は、スマートフォン（42.9%）、ノートパソコン（23.0%）、携帯ゲーム機（18.5%）、タブレット（12.6%）、デスクトップパソコン（11.0%）、携帯音楽プレーヤー（9.5%）が上位。 <p>○青少年のインターネットの利用状況（利用内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年のインターネットの利用内容は、中学生では、動画視聴（68.8%）、ゲーム（68.7%）、音楽視聴（65.2%）が上位。 <p>○青少年のインターネットの利用状況（利用時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年のインターネット利用は、学校種が上がるとともに長時間傾向。とりわけ、青少年のスマートフォンを通じたインターネット利用が長時間化。
--

- ・中学生では、約5割がスマートフォンを通じて2時間以上インターネットを利用。平均時間は123.4分。

○青少年のインターネット利用に関する保護者の取組（取組内容）

- ・青少年がスマートフォンを利用する保護者のうち、8割台後半がいずれかの方法で青少年のインターネット利用に関する取組を実施。
- ・実施している取組は、「フィルタリングを使っている（43.4%）」、「子供のネット利用状況を把握している」（34.1%）、「大人の目の届く範囲で使わせている（26.0%）」が上位。

○家庭のルール

- ・青少年のインターネットの使い方について、「(家庭の) ルールを決めている」と回答した中学生の保護者は85.2%であるのに対し、中学生の回答は69.3%であり、認識のギャップが見られる。

◆未成年者のインターネットに関連する消費者トラブル

インターネットは急速に社会に浸透しており、情報収集、買い物やゲーム、電子掲示板など、もはや私達の暮らしと切り離すことができないものであるが、それに伴い、インターネットにまつわるトラブル（迷惑メール、出会い系サイト、アダルト情報サイトなど）が次々に発生している。

近年、未成年者にもインターネットの利用は広がっており、自宅のパソコンや携帯電話を通して様々なサイトにアクセスする機会が増えていることから、未成年者がトラブルに巻き込まれることも少なくない。授業を通してトラブル事例やトラブルへの対処・回避方法を知ることは有益である。

国民生活センターに寄せられた最近の相談事例

- ・母親名義で契約している携帯電話で、中学生の息子がアニメサイトを視聴して、1日で100万円以上の通信料が発生した。どうしたらよいか。
- ・高校生の息子が、スマートフォンの英単語アプリに表示されたバナー広告に触ったところ、アダルトサイトに登録されてしまい、請求を受けている。どうしたらよいか。
- ・中学生の息子が、通信教育専用のタブレット端末でオンラインゲームをした。息子は小遣いで電子マネーを購入したうえで遊んでいたようだが、実は以前登録した私のクレジットカードで高額課金されていた。
- ・今日、中学生の娘が占いサイトに登録すると「スピリチュアルカウンセラー」から鑑定メールが届いた。しかし、詳細な結果を知るにはポイント購入が必要だと別のメールが届いた。解約したい。

《出典》国民生活センター、「子どもの消費者トラブル」（2015年12月2日取得 http://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/kodomo_trouble.html)

◆迷惑メールと個人情報 [副教材 p.24] 【懸賞に応募したら・・・】

迷惑メールが届く理由としては、以下のものが考えられる。

①宛先の知らないメールに返信したこと

迷惑メールの送信者は、プログラムを組んでメールアドレスを作成し、無差別に大量のメールを自動送信している。そのメールに返信すれば、実在するメールであると認識されてリストに登録され、より多くの迷惑メールが届くことになる。

②ホームページや掲示板に個人を特定できる情報を掲載したこと

ホームページや掲示板に、自分の名前・学校名・住所・電話番号・メールアドレスなどを掲載することで、それらの情報を収集した者から迷惑メールが届くことになる。

③懸賞サイトや占いサイトなどの無料サイトにアクセスしたこと

懸賞サイトや占いサイトなどの無料サイトのなかには、個人情報を集めることを目的として開設されたものがあり、サイトに登録したメールアドレスが業者に売買されたりすることで不正利用されてしまう。

迷惑メールを受け取らないようにするためには、むやみに返信・アクセスしたり、インターネットの掲示板などにメールアドレスなどの個人情報を書き込まないことが大切であり、併せて、送信者が不明なメールに対しては絶対に返信しないことを伝えることが必要である。

◆ワンクリック詐欺 [副教材 p.24] 【芸能ニュースのリンクを次々開いたら・・・】

無料占い、音楽配信、ゲーム、アニメなどのサイトを閲覧していたところ、意図せずにアダルトサイトや出会い系サイトなどに接続し、「登録ありがとうございます」などと表示され、高額な請求を受ける手口。スマートフォンの識別番号などを画面上に表示して消費者個人を特定したように思わせたり、料金請求画面を消しても定期的に表示させる等により、消費者を不安にさせて請求を行う。

ワンクリック詐欺は、契約が成立したと消費者に誤認させるが、消費者に契約意思はなく、契約は成立していないのであるから利用料金の支払義務はない。

ワンクリック詐欺を防止する方法は以下のとおり。

- ① アダルトサイトや出会い系サイトなどに興味本位でアクセスしたり、サイト内を安易にクリックしないこと
- ② 相手方業者に対し、電話やメールなどで慌てて連絡しないこと
- ③ 利用料金の請求を受けても、言われるとおりに支払わず、家族や消費生活センターなどに相談すること

◆プロフ、SNSサイトの注意点 [副教材 p.25] 【アプリのレビューで友だち探しをしたら・・・】

プロフとは、携帯電話で操作できるプロフィール（自己紹介）サイトを指す。

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）とは、プロフィールや掲示板を基本として、コミュニティやサークルと呼ばれるテーマごとの集まりを作り情報交換ができるサイトのこと。ツイッターやフェイスブック、LINE、インスタグラムは代表的なSNSである。

注意点① 個人を特定できるような情報は掲載しないこと

SNSやプロフなどに安易に自分の名前や学校といった個人情報を記載したために、嫌がらせを

受けるなどの被害が発生している。インターネットで発信した情報は、様々な人に見られる可能性があるため、個人情報に掲載することは非常に危険であるという認識を持つこと。SNSやプロフ上には、自分や友達の名前や写真、学校名、住所、電話番号、ID、メールアドレスなどの個人情報を安易に掲載しないこと。

注意点② 知らない人からのメールに返信したり、SNSやプロフで知り合った人に子どもだけの判断で会わないこと

SNSやゲームサイトのミニメールは、個人的なやりとりが簡単にできるため、見知らぬ人に親近感を持ちやすい傾向がある。しかし、相手は性別や年齢等を容易に偽ることができるので、メールに返信したり、写真を送ったり、直接会ったりすることは大変危険な行為である。

子どもの判断だけで行動すると、犯罪に巻き込まれる可能性があることを強く認識させる必要がある。

注意点③ 不用意な発言に注意すること

SNSやプロフなどで、身のまわりに起きた出来事を発信したり、友達の書いた日記などにコメントを書き込む際、軽い気持ちで書き込んだ友達への悪口などが思わぬ形で広がり、相手をひどく傷つけてしまったり、イジメに発展してしまうことがある。インターネットで情報を発信するときは、人とのつながりなどを意識して、様々な人に見られる可能性があることを意識して利用する必要がある。

◆**無料オンラインゲームにおけるトラブル** 【副教材 p.25】【**無料で始めたゲームだったけど・・・**】

スマートフォンやパソコンを利用して遊ぶオンラインゲームに関する相談は、未成年者に多い。オンラインゲームのなかには、アバターやゲームに用いるアイテム等を次々に買い足していくことが可能なものもあり、この拡張性がゲームを面白くしている一方、多くの場合、拡張するためには追加的に費用を支払うことが必要という特徴がある。

テレビや雑誌等では「無料」と謳っていても、全てを無料で利用できるわけではなく、知らないうちに有料アイテムで遊んでいる場合もあるため、無料のはずが高額な利用料金を請求されてしまったといったトラブルが発生する。

また、オンラインゲームは保護者の目が届きにくいいため、保護者の知らないうちに子どもが見知らぬ相手に個人情報を教えてしまい、身に覚えのないところから請求されたり、出会い系サイトなどからの勧誘メールが執拗にくるなどのトラブルにつながる。

オンラインゲームに関するトラブルの防止策は以下のとおり。

- ① 「無料」と謳っていても利用料や通信費がかかることがあることに注意すること
- ② サイトにアクセスしただけで利用料金を請求されても言われるままに支払わないこと
- ③ 不用意に個人情報を教えないこと

◆**スマートフォンの注意点**

スマートフォンは、専用のウェブサイトのほか、パソコンのウェブサイトや動画、SNSなどを利用することができる。また、クラウドサービスとの連携により情報共有も容易になっており、無線LAN

機能により高速回線を利用することもできる。さらに、位置情報サービスや写真などと連携した多彩なサービスを利用することができ、その利便性は高い。

注意点① 料金

パソコン用のウェブサイトの閲覧や利用者が認識しない自動的な通信などにより、パケット通信料が思いがけず高額になりやすいため、慎重に料金プランを選択すること。

注意点② セキュリティ

パソコンと同じように、ウイルス感染や個人情報漏えいの危険性があるため、OS(基本ソフト)の更新を随時行い、ウイルス対策ソフトの利用を行い、アプリケーションをインストールする際は、OS 提供会社や携帯電話会社が安全性の審査をおこなっているアプリケーション提供サイトを利用すること。

【関連する文献・資料リスト】

青少年のインターネット利用状況が分かります

- ・内閣府，2014，『平成 26 年度青少年のインターネット利用環境実態調査結果』（2015 年 12 月 2 日取得 <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h26/net-jittai/gaiyo.html>)

子どもの消費者トラブル事例が紹介されています

- ・独立行政法人国民生活センター，「子どもの消費者トラブル」
(2015 年 12 月 2 日取得 http://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/kodomo_trouble.html)

インターネットトラブルの実例を挙げ、その予防法と対処法をご紹介します

- ・総務省，「インターネットトラブル事例集」（2015 年 12 月 2 日取得
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html)

外伝2 安全・安心に製品を使うには

- ⑧…消費者の権利と責任(教科書 pp. 220-223)・暮らしの中のマークを探してみよう(教科書 pp. 214-215)
- ⑨…消費者の権利と責任について考えよう(教科書 pp. 238-239)・安全, 品質, 福祉に関する表示やマーク(教科書 p. 232)

『学習指導要領解説 技術・家庭編』D 身近な消費生活と環境

(1) 家庭生活と消費について, 次の事項を指導する。

イ 販売方法の特徴について知り, 生活に必要な物資・サービスの適切な選択, 購入及び活用ができること。

【ねらい】

- 取扱説明書の説明やマークの意味を正しく理解することができる。
- 製品を適切に安全に使用する必要性に気づく。
- 消費者の責任について理解する。

【授業展開例】 ○は教師の発問 ・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	<p><u>取扱説明書に関心を持つ</u></p> <p>○取扱説明書を読んだことはありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見たことはあるけど, 文字がいっぱい読まない。 ・操作に困ったときだけ, 読む。 ・読まなくても, 手探りでどうにかすれば使えるから, 読む必要がない。 	<p>* 実際の取扱説明書を提示するなど, 関心を持たせるとよい。</p>
展開	<p><u>取扱説明書の禁止事項を読み取る</u></p> <p>○ドライヤーの使い方のイラストを見て, してはいけない使い方はどれでしょう。取扱説明書の「安全上のご注意」を見て選びましょう。【Q1】</p> <p>○取扱説明書には, その製品に関する情報が書かれています。情報を知ることによって, 購入した製品を大切に使えます。取扱説明書には, 「安全上のご注意」のように文章による表現もありますが, 禁止事項がマークで示されているものもあります。</p> <p>テキストにあるマークは, それぞれどんな意味があるでしょう。該当するものを選びましょう。【Q2】</p>	<p>* どのマークがどの意味を示しているのか確認しながら, 答え合わせをする。</p>

	<p>○①～⑥の斜線がついているマークや⑰⑱の×がついているマークを見て、共通していることは何でしょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・してはいけないこと。 ・禁止されていること（禁止事項）。 <p>○⑦～⑫の黄色の三角マークや、⑲⑳に共通していることは何でしょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意しなければいけないこと。 	<p>*マークの表示の共通項を探させることで、何を伝えようとしているのかを理解させる。</p> <p>*マークの表示の共通項を探させることで、何を伝えようとしているのかを理解させる。</p>
<p>ま と め</p>	<p><u>消費者としての責任</u></p> <p>○ここまで取扱説明書の内容を見てきました。どうして取扱説明書は必要だと思いますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使い方がわからない消費者がいるから。 ・誤った使い方をしてケガをされたら困るから。 <p>○取扱説明書は、消費者に製品を適切に安全に使ってもらうためのものです。消費者として、購入した製品に責任を持ち、安全に大切に使うことが必要ですね。</p>	<p>*消費者は製品を適切に使う責任があるが、もし製品の欠陥により、消費者が損害を被った場合は、製造者に損害賠償を求めることができることにもふれる。</p>

【解説】

◆リスクを低減して、安心して暮らす

製品の安全性は、消費者の命や健康にかかわる問題である。消費者自身が正しく、安全に製品を使うことが求められる。その一方で、消費者は製造者に比べて情報の質や量、交渉力に乏しいため、製品に欠陥があっても損害賠償を求めることが困難である。そこで、製造物責任法（1995年施行。通称「PL（Product Liability）法」）により、製造物の欠陥（通常あるべき安全性を欠いていること）によって生命、身体または財産に損害を受けた場合、消費者が製造者に損害賠償を求めることができる。

本ワークでは、日常生活におけるリスクを減らすために、消費者としてできることに気づかせることをねらいとしている。製品の取扱説明書は、誤った使い方をしたときに生じる危害や損害についてわかりやすく表示し、説明したものである。また、製品には、消費生活用製品の安全マーク（PSCマーク）や電気用品の安全マーク（PSEマーク）、SGマークなどの表示がある。消費者は、あらかじめ製品のリスクの程度を知り、安全性の高い製品を購入すること、購入した製品に対して正しい使い方をするすることで、危険から身を守ることができる。消費者の責任として、製品を適切に安全に使用する必要性を理解させたい。

【参考資料】

■家庭用電動工具の使い方に注意！—指の切断や内臓損傷の事故も— [2011年12月8日:公表]

電動工具は「切る」「穴をあける」「削る・磨く」など様々な作業で使われ、種類も多くある。最近では一般消費者向けの商品が数多く売られているなか、ホームセンターで電動工具をレンタルしているところもあり、購入しなくても手軽に電動工具に接する機会がある。しかし、便利な電動工具も使い方に注意しないと、思わぬ大事故を引き起こしかねない。例えば、2010年12月から開始した医療機関ネットワークには、「自宅の庭の枝を小さく切断していたところチェーンソーが横に滑り、左手を受傷した」など2011年9月末までに26件の情報が寄せられた。このほか、2010年3月末日で終了した危害情報システムの病院情報によると、2005～2009年度の5年間で347件の危害情報が寄せられていた。電動工具による受傷は、カッターや包丁のような刃物による受傷に比べ重傷になるものもあり、指の切断や内臓損傷などの情報もあった。また、電動工具が身近になったことで高齢者や初心者が被害に遭う事例もあった。そこで、今まで電動工具に接していなかった消費者やこれから使おうと思っている消費者の事故の未然防止を図るために、具体的な事例を基に電動工具の使用時の注意を情報提供することとした。(中略)

消費者へのアドバイスとして、(1) 電動工具を使用する際は、工具の使用に潜んでいる危険を理解し、正しく使用する。特に初めて使用する際は、十分注意する。(2) 用途が違う使用は絶対にしない。(3) 取扱説明書に記載されている適切な保護具は必ず装着する。また、工具に巻き込まれないよう服装に注意し、軍手は着用しない。

業界への要望として、使用者が使い方や危険性をより理解できるよう、動画を使うなど、一層の啓発活動を要望する。

(国民生活センター ホームページより抜粋)

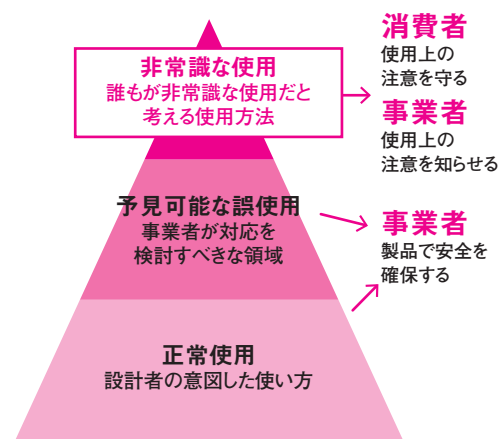
■誤使用や不注意によって起こる事故は誰の責任？

製品に対して100%の安全を求めることは不可能である。…(中略)…1990年国際安全規格ISO/IECガイド51「安全側面—規格への導入指針」が制定され、以下のような基本的な考えが示された。

①人間は高い能力を有するにも係わらず、忘れる・気付かない・勘違いなどのヒューマン・エラー(Human Error)から逃れられない。

②機械も必ず故障するため、人間に規則を守らせる対応だけでは安全を確保することに限界がある。

このような考え方を背景に、製品の使い方は右図の3つに分類され、「正常使用」と「予見可能な誤使用」については事業者が製品安全を確保する責任があるとされ、それ以外の「非常識な使い方」は、消費者が使用上の注意を守る義務があると考えられている。(消費者庁『リスクの学習帖』p.10より抜粋)

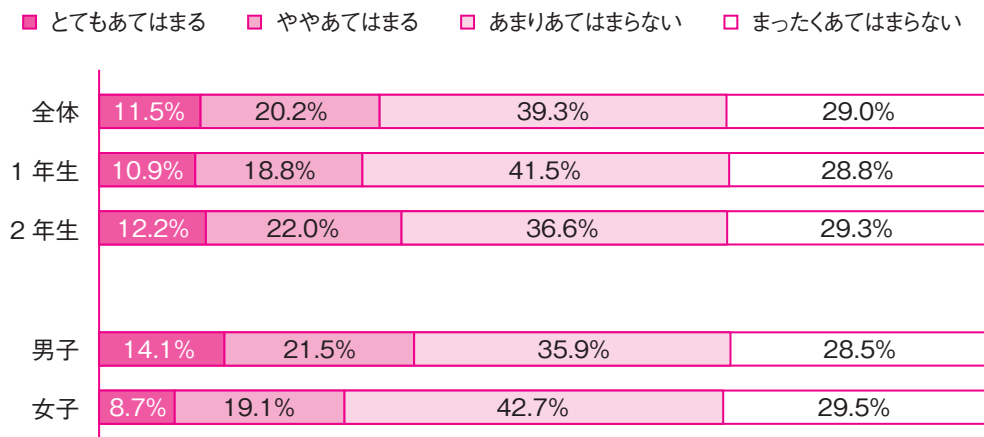


出典:(独)製品評価技術基盤機構「消費生活用品の誤使用防止ハンドブック」

■買い物の傾向

(1) 商品に問題があった場合、企業などに連絡する

全体の約3割が商品に問題があった場合、企業などに連絡すると回答した。学年別では2年生、性別では男子の方が「連絡する」傾向が強かった。



《出典》公益財団法人消費者教育支援センターおよび公益財団法人生命保険文化センター，2012「高校生の消費生活と生活設計に関するアンケート調査報告書」(対象者は全国の高等学校1年生及び2年生3,213名，調査時期は2012年7月)

【関連する文献・資料リスト】

- ・ 国民生活センター，「家庭用電動工具の使い方に注意！一指の切断や内臓損傷の事故もー」(2015年11月6日取得 http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20111208_1.html)
- ・ 消費者庁，『リスクの学習帖』(2015年11月6日取得 <http://www.caa.go.jp/safety/pdf>)

評価規準モデル及び授業展開例

1 教科書 pp. 206-225(開) pp. 224-241(東) 「身近な消費生活」

〔指導時数〕 6時間

2 学習指導要領の内容 「学習指導要領解説 pp. 66-68」

D (1) 家庭生活と消費

ア 自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること。

イ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。

3 評価規準の設定例 () 内は評価方法

時間	生活や技術への 関心・意欲・態度	生活を 工夫し創造する能力	生活の技能	生活や技術についての 知識・理解
1	家庭生活と消費について 関心をもって学習活動に取り組み、消費生活をよりよくしようとしている。 (発言, 行動観察, ノート等)			消費生活の仕組みを知り、物資・サービスの選択、購入及び活用に関する知識や中学生にかかわりの深い販売方法の特徴について理解している。 (行動観察, ノート, ワークシート等)
2			物資・サービスの選択、購入及び活用について必要な情報を収集・整理することができる。 (行動観察, ワークシート等)	
3		収集・整理した情報を活用して物資・サービスの選択、購入及び活用について考え、工夫している。 (言語活動等)		
4				消費生活におけるトラブルについて理解し、その解決方法が分かる。 (行動観察, ノート, ワークシート等)
5				基本的な消費者の権利と責任について理解している。 (行動観察, ノート, ワークシート等)
6				消費者を支える機関の必要性や消費者基本法の趣旨について理解している。 (行動観察, ノート, ワークシート等)

1 教科書 pp. 226-237(開) pp. 242-250(東) 「環境に配慮した生活」 [指導時数] 2時間

2 学習指導要領の内容 「学習指導要領解説 pp. 68-69」

D (2) 家庭生活と環境

ア 自分や家族の消費生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できること。

3 評価規準の設定例 () 内は評価方法

時間	生活や技術への 関心・意欲・態度	生活を 工夫し創造する能力	生活の技能	生活や技術についての 知識・理解
1	自分や家族の消費生活が環境に与える影響について関心を持ち、環境に配慮した消費生活を実践しようとしている。 (発言, 行動観察, ノート等)			自分や家族の消費生活が環境に与える影響について理解し、環境に配慮した消費生活に関する知識を身に付けている。 (行動観察, ノート, ワークシート等)
2		自分や家族の消費生活を点検し、環境に配慮した消費生活について考えたり、実践を通して自分なりに工夫したりしている。 (言語活動等)		

1 / 8 消費生活のしくみを知ろう

- ・D(1)ア「自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること。」
- ・教科書 pp.208-209(開) pp.226-227(東) 消費者としての自覚をもとう
- ・副教材 1章 みんなは消費者？

【目標】消費生活の仕組みを知り、契約の意味について理解できる。

【生活や技術についての知識・理解】

【授業展開例】○は教師の発問 ・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	<p><u>消費生活の学習を始めよう</u></p> <p>○現在の日本では、生活に必要なものの多くを商品として購入しています。</p> <p>○小学校での学習を生かしてよりよい消費者を目指そう。</p>	<p>*教科書p.209(開) p.225(東)を見せ、学習のイメージをつかませる。</p>
展開	<p><u>消費生活のしくみを理解しよう</u></p> <p><u>「自分や家族の消費生活を振り返ってみよう」</u></p> <p>○毎日の生活の中でお金を支払って購入しているものを挙げよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料品、衣料品、水道、電気、通信など。 ・物資(形があるもの)とサービス(具体的な形のないもの)があるんだなあ。 <p>○消費生活のしくみを整理しよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活：お金を支払って商品を購入し、生活すること。 ・消費者：商品を購入し、使用する人のこと。 ・消費：商品(物資やサービス)を購入し利用すること。 <p>購入するためにはお金が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入：働いて得たお金。 ・お金と商品(物資・サービス)が循環することによってわたしたちの消費生活が成り立っているんだ。 <p><u>契約について考えよう</u></p> <p>○「副教材」1章を読んで考えてみよう。</p> <p>【ワーク1-1】 p 2の葵さんたちの行動から「契約」を見つけよう。</p>	<p>*教科書p.208(開) p.226(東)の絵を参考にして考えさせる。</p> <p>*教科書p.209(開) pp.224-225(東)の図を使い、消費生活のしくみを整理する。</p> <p>*「副教材」1章</p> <p>*「副教材」【ワーク1-1】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちと待ち合わせるのは約束だと思う。 ・塾で勉強することやオンラインによるネットゲームなどで遊ぶことも契約なのかな。 ・契約：法律によって保護された約束事。 <p>○【ワーク1-2】を見て考えよう。契約はどの時点で成り立つのだろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書にサインをしたときだと思う。 ・お金を払ったときじゃないの。 ・難しいなあ。どこにもあてはまる気がする。 ・お店の人に「ください」といった時点で契約成立なんだ。 <p>○【ワーク1-3】を見て考えよう。いったん成立した契約もなかったことにできるのかな。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もちろん返せると思う。 ・領収書やレシートが必要じゃない。 ・あまり高くないものなら返せるんじゃないかな。 ・えっ。契約が成立したら、一方的には解除できないんだ。 ・契約をするときには、消費者も責任をもってよく考えないといけないな。 	<p>* 契約と約束の違いを説明する。契約も約束も「する」とお互いに決めたのに守らなかったら、信用を落とす。意思表示には責任を伴うことを伝える。</p> <p>* 答え合わせをする。誤解が多いのはどれかを確認し、説明を加える。</p> <p>* 副教材【ワーク1-2】</p> <p>* 意思の合致があった時点で、契約は成立することを伝える。</p> <p>* 「副教材」【ワーク1-3】</p> <p>* 自己都合による一方的な理由で、いったん結んだ約束を反故にすることはできないことを伝える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>消費生活の仕組みを知り、契約の意味について理解している。</p> <p style="text-align: right;">(行動観察, ワーク)</p> </div> <p>* 時間があれば【ワーク1-4】を問いかける。</p>
まとめ	<p>○契約をする際には、消費者はどんな態度で臨むことが大切だろうか。今日の学習をもとに考えてみよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お店の人に「ください」といった時点で契約は成立するから、その前によく商品を見て、よく考えて買うことが大切だな。 ・一度購入したら返品を断られることもある。どのお店で買うのかも大切だと思った。 	<p>* ノート(ワークシート)に記述させる。</p> <p>* 「副教材」【ふり返り】を参考にする。</p>

2/8 商品の選択と購入について考えよう

- ・D(1)イ「販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。」
- ・教科書 pp.216-217(開) pp.228-229(東) 販売方法と支払い方法について知ろう
pp.210-211(開) pp.230-233(東) 商品の選択と購入について知ろう
- ・副教材 2章 何を選ぶか、何をあきらめるか?
4章 どこで買う?どんなふうを買う?

【目標】中学生にかかわりの深い販売方法の特徴について知り、物資・サービスの選択・購入にかかわる消費者の視点について理解できる。 【生活や技術についての知識・理解】

【授業展開例】○は教師の発問 ・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点									
導 入	<p>販売方法と支払い方法について知ろう</p> <p>何を選ぶか、何をあきらめるか?</p> <p>○ものを購入するかしないかは、どう判断したらよいのだろう。 「副教材」2章を読んで考えてみよう。</p> <p>・ものを購入する時には欲しい(ウォンツ)という理由だけで買うのではなく、本当に買う必要がある(ニーズ)のか検討しながら計画的に買い物をする必要があるんだな。</p>	<p>*「副教材」2章 p.6</p> <p>*教科書pp.210-211(開)「商品購入のプロセス」p.226(東)</p> <p>「中学生の消費生活」を参考にする。</p> <p>*時間があれば、「副教材」2章【ワーク2-1】を行い、「必要なもの」と「必ずしも必要ではないもの」があることを実感させる。</p>									
展 開	<p>さまざまな販売方法について知ろう</p> <p>○商品を購入する場合、どこで購入しますか。</p> <p>・近所の店、スーパーマーケット、コンビニなど ：店舗販売</p> <p>・インターネット、カタログ、テレビショッピングなど ：無店舗販売</p> <p>○店舗販売と通信販売の長所と短所は何だろう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>長 所</th> <th>短 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店 舗 販 売</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・商品を直接見て購入できる。 ・他の商品と比較できる。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗がないと購入できない。 ・営業時間に制約がある。 ・店によっては、展示や在庫に限りがある。 </td> </tr> <tr> <td>通 信 販</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗に行かなくても商品が購入できる。 ・時間を選ばず買い物できる。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・実物を見ることができない。 ・トラブルが心配。 </td> </tr> </tbody> </table>		長 所	短 所	店 舗 販 売	<ul style="list-style-type: none"> ・商品を直接見て購入できる。 ・他の商品と比較できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗がないと購入できない。 ・営業時間に制約がある。 ・店によっては、展示や在庫に限りがある。 	通 信 販	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗に行かなくても商品が購入できる。 ・時間を選ばず買い物できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実物を見ることができない。 ・トラブルが心配。 	<p>*同じ商品を購入するにしても、販売方法に違いがあることを理解させる。</p> <p>*「副教材」4章 p.10</p> <p>*「副教材」【ワーク4-1】</p> <p>*比較することで、通信販売は便利な反面、実物が想定していたものと違ったり、販売店が信頼に足る店なのかを確かめることが難しいといったリスクがあることを認識させる。</p>
	長 所	短 所									
店 舗 販 売	<ul style="list-style-type: none"> ・商品を直接見て購入できる。 ・他の商品と比較できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗がないと購入できない。 ・営業時間に制約がある。 ・店によっては、展示や在庫に限りがある。 									
通 信 販	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗に行かなくても商品が購入できる。 ・時間を選ばず買い物できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実物を見ることができない。 ・トラブルが心配。 									

	<p>売 ・店舗販売に比べて安いものがある。</p>	
	<p>バスケットボールシューズの購入を例に考えてみよう</p> <p>○商品を賢く購入するためには、どんなプロセスで行えばよいのだろうか。</p> <p>①目的や課題を考える。</p> <p>②情報を集めたり、方法を検討したりする。</p> <p>③決定する。</p> <p>④商品を購入する。</p> <p>⑤消費行動を評価する。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">それぞれのプロセスでは、どんな視点が大切なのだろうか。</p> <p>①目的や課題を考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰のためか、予算はどのくらいか。 <p>②情報を集めたり、方法を検討したりする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すでにあるもので間に合わないか。 ・品質、機能、価格、アフターサービス、環境への影響はどうか。 ・安全、品質、福祉に関するマークも確認する。 <p>③決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払い方法を確かめたか。 ・環境や自分以外の人のことも考えたか。 <p>④商品を購入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品に間違いがないか確かめて受け取ったか。 ・領収書、保証書、取扱説明書などを受け取ったか。 <p>⑤消費行動を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的に買うことができたか。 ・生活の中できちんと活用しているか。 	<p>*参考DVD「商品を購入する時には」 －自転車为例に考えよう－ 問題提起編(消費者庁)</p> <p>*これまでの生活経験をもとに考えさせる。</p> <p>*個人で考えさせたことをもとに、グループで話し合う場を設定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>中学生にかかわりの深い販売方法の特徴について知り、物資・サービスの選択、購入にかかわる消費者としての視点について理解している。</p> <p style="text-align: right;">(行動観察・ワーク)</p> </div> <p>*プロセスの段階で「本当に必要だったか」を考えることの重要性を押さえる。</p>
<p>まとめ</p>	<p>○物資・サービスを選択、購入する際には、消費者はどんな態度で臨むことが大切だろうか。今日の学習をもとに考えよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売方法にはいろいろある。それぞれの長所と短所を考慮して、自分の条件にあった購入方法を選択することが大切だな。 ・購入するときは、商品の品質をしっかりと確認することが大切だと思った。いろいろなお店を比べたり、表示やマークを確認することが大切だな。 ・賢い消費者になるためには、購入した後でその購入方法がよかったかを振り返り、次に生かすことが大切なんだと思った。 	<p>*ノート(ワークシート)に記述させる。</p> <p>*「副教材」【ふり返り】も参考にする。</p>

3/8 商品の選択と購入について考えよう「自転車の購入を例に」

- ・D(1)イ「販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。」
- ・教科書 pp.216-217(開) pp.228-229(東) 販売方法と支払い方法について知ろう
pp.210-213(開) pp.230-233(東) 商品の選択と購入について知ろう
- ・副教材 3章 表示をじっくり見てみよう

【目標】 物資・サービスの選択，購入及び活用について必要な情報を収集・整理することができる。

【生活の技能】

【授業展開例】 ○は教師の発問 ・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	<p><u>自転車の購入について考えよう</u></p> <p>商品を選択，購入するときの意思決定のプロセスについて復習</p> <p>○意思決定のプロセスを復習しよう。</p> <p>①目的や課題を考える。</p> <p>②情報を収集したり，方法を検討したりする。</p> <p>③決定する。</p> <p>④実行(購入)する。</p> <p>⑤評価・反省する。</p>	<p>*前時に学習した意思決定のプロセスについて復習する。</p>
展開	<p><u>商品を適切に選択・購入・活用しよう</u></p> <p>○自転車を購入する場合，知りたい情報はどんなことだろう。</p> <p>①デザイン(形・色) ②大きさ・サイズ</p> <p>③価格 ④機能・安全性</p> <p>⑤保障・アフターサービス</p> <p>○知りたい情報を，どのような方法で収集するか。</p> <p>・チラシ広告 ・テレビCM</p> <p>・カタログ ・展示してある実物</p> <p>・商品パンフレット ・インターネットによる情報検索</p> <p style="text-align: center;">など</p> <p><u>自転車の購入を例に考えてみよう</u></p> <p>○目的にあった自分用の自転車を購入するとしたら，どの自転車がいいだろう。チラシ広告やカタログ，インターネットによる情報などを①～⑤の視点で整理してみよう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>目的にあった自分用の自転車を購入するとしたら，どの自転車を選べばいいだろう。</p> </div> <p><活用法></p> <p>・僕は通学用の自転車が欲しい。丈夫で安全なものが必要だ。</p>	<p>*教科書p.211(開)「本当に必要なものを購入するプロセス」p.230(東)「考えてみよう」を参考にする。</p> <p>*これまでの生活経験をもとに考えさせる。</p> <p>*ノートに，自転車の活用方法と，チラシ広告などから得た情報を①～⑤の視点で整理させる。</p> <p>*自転車が掲載されているチラシ広告や自転車のカタログを持参させる。教師もいくつか準備しておく。</p>

	<p>・僕は休日に使う自分だけの自転車を自分のお小遣いで買うよ。自分の体にあったサイズで、お小遣いの範囲で買える自転車はないかな。</p> <p><例Aの自転車></p> <p>①赤色だけど、このデザインもいいな。○</p> <p>②サイズもぴったりだ。○</p> <p>③この店の販売価格だと予算オーバーだな。△</p> <p>④三段変速って書いてある。○</p> <p>この自転車にはB A Aマークがついているぞ。○</p> <p>⑤保障やアフターサービスについては、チラシ広告だけではわからないな。△</p> <p><例Bの自転車></p> <p>①自分の好きな青色。デザインもかっこいい。◎</p> <p>②サイズもぴったりだ。○</p> <p>③この自転車は、セール価格で安い。◎</p> <p>通信販売だと送料がかかるのかな。△</p> <p>④マウンテンバイクって書いてある。○</p> <p>変速機能やB A Aマークの記載がない。△</p> <p>⑤ネットショッピングだから、アフターサービスはないかもしれない。△</p> <p>○個人で調べたことを、グループで確認しよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Aの自転車は、通信販売だと安く買うことができるよ。○ ・Bの自転車はマウンテンバイクって書いてあるけれど本当にそうかな。確認した方がいいよ。△ ・自分はBの自転車の方が△が多い。 ・△については、実物を見に行くなど、他の方法で確認した方がいいね。 ・どんな方法で購入するかによっても、価格は変わってくるな。 	<p>*個人で考えたことをもとに、グループで確認し合う場を設定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>物資・サービスの選択、購入及び活用について必要な情報を収集・整理することができる。(行動観察・ワークシート)</p> </div>
まとめ	<p>○次の時間は、今日整理した情報をもとにどの自転車をどの方法で購入するか考えよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今日の情報で△が多い自転車については、買うのが不安だな。 ・今日の情報で△だったところについて、次回までに実物を見に行き確認しておこう。 	<p>*まとめとして、「副教材」3章【ワーク3-1, 3-2】を行い表示や広告を読み取ることの必要性を実感させる。</p>

4/8 商品の選択と購入について考えよう「自転車の購入を例に」

- ・D(1)イ「販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。」
- ・教科書 pp.216-217(開) pp.228-229(東) 販売方法と支払い方法について知ろう
pp.210-213(開) pp.230-233(東) 商品の選択と購入について考えよう
- ・副教材 4章 どこで買う? どんなふうを買う?
5章 お金とカードとのつきあい方

【目標】 収集・整理した情報を活用して物資・サービスの選択、購入及び活用について考え、工夫できる。

【生活を工夫し創造する能力】

【授業展開例】 ○は教師の発問 ・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点									
導入	<p>自転車の購入について考えよう</p> <p>販売方法の特徴を復習しよう</p> <p>○店で買い物をする場合と通信販売で買うときの違いを思い出してみよう。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>長所</th> <th>短所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗販売</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・商品を直接見て購入できる。 ・他の商品と比較できる。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗がないと購入できない。 ・営業時間に制約がある。 ・店によっては、展示や在庫に限りがある。 </td> </tr> <tr> <td>通信販売</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗に行かなくても商品が購入できる。 ・時間を選ばず買い物できる。 ・店舗販売に比べて安いものがある。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・実物を見ることができない。 ・トラブルが心配。 </td> </tr> </tbody> </table>		長所	短所	店舗販売	<ul style="list-style-type: none"> ・商品を直接見て購入できる。 ・他の商品と比較できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗がないと購入できない。 ・営業時間に制約がある。 ・店によっては、展示や在庫に限りがある。 	通信販売	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗に行かなくても商品が購入できる。 ・時間を選ばず買い物できる。 ・店舗販売に比べて安いものがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実物を見ることができない。 ・トラブルが心配。 	<p>*「副教材」4章【ワーク4-1】を行う。</p> <p>*教科書p.216(開) p.228(東)を参考にする。</p> <p>*参考DVD「商品を購入する時には—自転車を例に考えよう—」問題提起編，問題発生編(消費者庁)</p>
	長所	短所									
店舗販売	<ul style="list-style-type: none"> ・商品を直接見て購入できる。 ・他の商品と比較できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗がないと購入できない。 ・営業時間に制約がある。 ・店によっては、展示や在庫に限りがある。 									
通信販売	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗に行かなくても商品が購入できる。 ・時間を選ばず買い物できる。 ・店舗販売に比べて安いものがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実物を見ることができない。 ・トラブルが心配。 									
展開	<p>収集・整理した情報の活用</p> <p>○前時に収集・整理した情報をもとに、自分の目的にあった自転車を選び、どの販売方法のものを購入するかも考えよう。</p> <p><自転車></p> <p>①デザイン(形・色) ②大きさ・サイズ</p> <p>③価格 ④機能・安全</p> <p>⑤保障・アフターサービス</p> <p><販売方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗販売(近所のお店) ・店舗販売(スーパーなど大型量販店) ・通信販売(カタログ) ・通信販売(インターネットショッピング) 	<p>*これまでの学習をもとに、なぜそのように考えたか理由も考えさせる。(ノート)</p> <p>*自転車が掲載されているチラシ広告や自転車のカタログを持参させる。教師もいくつか準備しておく。</p>									

	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>目的にあった自分用の自転車を購入するとしたら、どの自転車を選び、どの販売方法のものを購入したらいいだろう。</p> </div> <p><活用法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・僕は通学用の自転車がほしい。丈夫で安全なものが必要だ。 <p><自転車> 自転車Aを選ぶ。</p> <p>①通学用なので、丈夫さと安全性が最優先。この自転車にはB A Aマークがついている。</p> <p>②3段変速なので、通学用に便利だと思う。</p> <p>③サイズもぴったりだし、赤色もデザインもまあまあ気に入っている。</p> <p>▲保障やアフターサービスについては、チラシ広告だけではわからない。</p> <p><販売方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車Aが掲載されているのはこのチラシ広告だけだった。 <p>▲この店の販売価格では予算オーバーだ。同じものがあれば、違う店や通信販売で購入することも考えたい。</p> <p>○目的別グループになって、お互いの意見を交換しよう。</p> <p><自転車></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保障やアフターサービスについては、実物を見に行くなど、他の方法で確認した方がいいな。 <p><販売方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Aの自転車は、通信販売だと安く買うことができるよ。 ・アフターサービスのことを考えると、近所の店の方が便利じゃないかな。 ・通信販売だと送料はかかるのかな。 	<p>*自分が選んだ理由について、優先する順にノートに記述する。</p> <p>*不明な点、今後確認したい点についても記述する。</p> <p>*個人で考えたことをもとに、活用目的別グループで確認し合う場を設定する。</p> <p>*グループで出た意見をもとに、考えが変わった点については、赤ペンで書き加えさせる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>収集・整理した情報を活用して自転車の購入及び活用について考え、工夫している。(言語活動)</p> </div>
<p>まとめ</p>	<p>○グループで話し合ったことをもとに、自分の自転車購入について整理しよう。</p> <p>▲保障やアフターサービスについては、チラシ広告だけではわからない。</p> <p>→実物を見に行くなど、他の方法で確認する。</p> <p>▲この店の販売価格だと予算オーバー。</p> <p>→通信販売だと安く買うことができるけれど、通学用なので故障した時にすぐに修理してもらえる近所の店で買う。</p>	<p>*発展として「副教材」4章【ワーク4-2】を行い、インターネットショッピングにおいて注意する点を実感させたり、5章【ワーク5-1】を行い、前払い式カードの特徴を現金払いと比較したり、まとめたりすることも考えられる。</p>

5 / 8 消費生活のトラブルを防ごう

- ・D(1)イ「販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。」
- ・教科書 pp.218-219(開) pp.234-237(東) 消費者トラブルを解決する方法を考えよう
- ・副教材 6章 消費者トラブルってなんだろう

【目標】消費生活におけるトラブルについて理解し、その解決方法がわかる。

【生活や技術についての知識・理解】

【授業展開例】○は教師の発問 ・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	<p><u>消費生活のトラブルを防ごう</u></p> <p><u>消費者トラブルってなんだろう</u></p> <p>○消費生活における消費者トラブルの現状はどうなっているの だろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年発生している消費者トラブルは複雑になっている。 ・被害者年齢は幅広い。 ・オンラインゲームトラブルは特に中学生に多い。 	<p>*教科書p.218(開) p.235(東), 「副教材」 p.14</p> <p>*消費生活センターの相談件数のグラフを提示する。</p> <p>*教科書p.218(開) p.234(東)「考えてみよう」のような事例について、家族や友人などから聞いた情報でもよいので発表させる。</p>
展開	<p><u>消費者トラブルの実態を知ろう</u></p> <p>○どのような場合に消費者トラブルになってしまうのか、考えてみよう。</p> <p>「副教材」 p.15ケース①を見て【ワーク6-1】を考えてみよう。</p> <p><消費者にとって断りにくい状況になった理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・最初は勉強の話だと思っていた。 ・偉い先生が監修しているから成績がアップするかもしれないと思った。 ・長い話をされて、早く切り上げたくなった。 <p><どの場面が「その気にさせる方法」なのだろう></p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきなり訪問したこと。 ・偉い先生の名前を使ったこと。 <p><u>消費者トラブルを防ごう</u></p> <p>○消費者トラブルの中には、消費者が断れなかったという相談も多くあります。</p> <p>「副教材」 p.15ケース②を見て、【ワーク6-2】を考えてみよう。</p>	<p>*「副教材」 p.15【ワーク6-1】 DVD「静岡市消費生活センターの役割と仕事」を視聴させる。</p> <p>*断りにくい状況がどのように作られたのか、消費者の立場で考えさせる。</p> <p>*事業者がどんな手口で消費者を誘導しようとしたのか考えさせる。</p> <p>*「副教材」 p.15【ワーク6-2】</p>

	<p><断れなかった理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・褒められたと思い、軽い気持ちでついて行ってしまった。 ・知り合いに誘われて、名前だけならいいかと軽い気持ちだったから。 <p>○悪質な勧誘を受けた時、どのように断ればいいのか。【ワーク6-2】で考えてみよう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>悪質な勧誘を受けた時、どのような言い方で断ればいいだろうか。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・曖昧な返事だと販売者につけいる隙を与えてしまう。 ・すぐに返事をしないで、「家族に相談します」と答える。家族と一緒に改めて説明を聞き、公正な販売者かどうか判断する。 ・いくら知り合いでも、自分の名前を安易に貸してはいけない。自分の名前を書くということは「自分が責任をもちます」ということを理解する。 ・「断る」と「わがままを言う」とは違うんだ。 ・「断る」とは、自分を尊重することにつながるんだ。 <p><u>消費者を支える仕組みを知ろう</u></p> <p>○消費者を守る仕組みとして、クーリング・オフ制度がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問販売やキャッチセールスなどのように、販売者の意思で始まった取引の場合、一定期間内に書面で通知すれば契約を解除することを認めてくれるんだ。 ・インターネットショッピングなどの通信販売には適用されないんだ。 	<ul style="list-style-type: none"> *これまでの生活経験の中で、断れなかったこと、断れなくて困ったことを振り返り、なぜ断れなかったかを振り返らせる。 *個人で考えたことをもとに、グループで話し合う場を設定する。 *グループで出た意見をもとに、考えが変わった点については、赤ペンで書き加えさせる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>消費生活におけるトラブルについて理解し、その解決方法がわかる。(発言、ノート)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> *教科書pp.224-225(開) pp.234-235 (東)「副教材」 p.15 *時間があれば、「副教材」 p.16【発展ワーク】を行うことも考えられる。
<p>まとめ</p>	<p>○他にも様々な消費者トラブルがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな消費者トラブルがあるんだな。 ・消費者トラブルに巻き込まれてしまうと、家族にも迷惑をかけてしまうな。 ・安易な気持ちで購入すると、トラブルになってしまうこともある。自分の行動には責任を持たないといけない。 	<ul style="list-style-type: none"> *消費者トラブルに関するDVDを視聴する。 *「静岡市ヤングライフセミナー」 p.20のロールプレイを行うことも考えられる。

6 / 8 消費生活の権利と責任

- ・ D(1)ア「自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること。」
- ・ 教科書 pp.220-225(開) pp.238-239(東) 消費者の権利と責任について考えよう
pp.240-241(東) よりよい消費生活を目指して
- ・ 副教材 8章 消費者問題と社会のしくみについて考える

【目標】 基本的な消費者の権利と責任について理解し、消費者を支える機関の必要性や消費者基本法の趣旨について理解できる。 【生活や技術についての知識・理解】

【授業展開例】 ○は教師の発問 ・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	<p><u>消費者の権利と責任について考えよう</u></p> <p><u>消費者トラブルはなぜ起こるのだろう</u></p> <p>○消費者問題とは何か。ニセ牛缶事件で考えてみよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者が消費者をだましたり、ごまかしたりすることによって起こるトラブルを消費者問題というんだ。 ・ 最近もこうした消費者問題は起こっている。 ・ 消費者やまじめな事業者が損をして、商品の品質低下を招くことになってしまうな。 	<p>* 「副教材」 p.19</p>
展開	<p>○消費者は組織である事業者に比べたら、決定的に弱い立場である。そこで、消費者を支援するために、制度や法律が整備されている。</p> <p><u>消費者の権利と責任について理解しよう</u></p> <p>○消費者の権利とはどんなことだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者基本法などによって消費者の権利が保障されている。 ・ 消費者の権利：商品・サービスについて、十分な情報を与えられること。 <p>○消費者の8つの権利について、「副教材」 p.21【ワーク8-1】で考えてみよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者の基本的ニーズが保障される権利 ・ 安全を求める権利 ・ 知らされる権利 ・ 選択する権利 ・ 意見を反映させる権利 ・ 補償を受ける権利 ・ 消費者教育を受ける権利 ・ 健全な環境を享受する権利 	<p>* 「副教材」 pp.20-21</p> <p>* 教科書p.220(開) pp.238-239(東)を読み、消費者の権利がどのように尊重されているのかを理解させる。</p> <p>* 「副教材」 p.21【ワーク8-1】</p>

<p><ニセ牛缶事件で足りなかった権利></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全が確保される権利(ハエが入っていた) ・必要な情報が知らされる権利(原材料がインチキだった。) ・選択する権利(希望する商品が買えない) <p>○私たちも、自立した消費者を目指す責任がある。</p> <p>「副教材」 p.21【ワーク8-3】を考えてみよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者の責任：トラブルにならないために、消費者としてしなければならないことを実行すること。 <p><消費者の責任></p> <ul style="list-style-type: none"> ・批判的意識を持つ責任 ・主張し行動する責任 ・社会的弱者への配慮をする責任 ・環境への配慮をする責任 ・連帯する責任 <p>○消費者の責任について振り返ってみよう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>消費者として責任を果たすために、生活の中でどのようなことを意識していくべきだろうか。</p> </div> <p><批判的意識をもつ責任></p> <ul style="list-style-type: none"> ・衝動買いをしないで、必要な買い物かどうかじっくり考えて買う。 <p><環境への配慮をする責任></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の消費生活が他者や環境に与える影響について自覚する。 <p><主張し行動する責任></p> <ul style="list-style-type: none"> ・断るべき時に、自分の意志をきちんと相手に伝える。 <p><社会的関心を持つ責任></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞やニュースを見て、自分の意志をきちんと相手に伝える。 	<p>*個人で考えたことをもとに、グループで話し合う場を設定する。</p> <p>*グループで意見をもち、考えが変わった点については、赤ペンで書き加えさせる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>基本的な消費者の権利と責任について理解し、消費者を支える機関の必要性や消費者基本法の趣旨について理解している。(発言、ノート)</p> </div> <p>*時間があれば、ワークシート複写編 No.194を行い、消費者の権利と責任について整理することも考えられる。</p> <p>*発展として「副教材」5章【ワーク5-3】を行い、お金の使い途の目的について整理することも考えられる。</p>
<p>ま ○中学生であっても消費者の一員です。</p> <p>と</p> <p>め</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の消費行動が社会全体に影響を与えることを自覚しよう。 ・消費者としての権利と責任を自覚して生活することが大切だ。 	<p>*教科書p.221(開) pp.240-241(東)「グリーンコンシューマー」, 「買い物は投票」もあわせて押さえる。</p> <p>*「副教材」8章 p.22</p> <p>*発展として、「副教材」p.23を行うことも考えられる。</p>

7/8 環境に配慮した生活

- ・ D(2)ア「自分や家族の消費生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できること。」
- ・ 教科書 pp.226-231(開) pp.242-250(東) 環境に配慮した消費生活
- ・ 副教材 7章 静岡版もったいない運動

【目標】 自分や家族の消費生活が環境に与える影響について理解し、環境に配慮した消費生活に関する知識が理解できる。 【生活や技術についての知識・理解】

【授業展開例】 ○は教師の発問 ・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	<p>環境に配慮した生活について考えよう</p> <p>自分の生活を振り返ろう</p> <p>○エネルギー消費による二酸化炭素排出を抑えるために、私たちにできることを考えてみましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗濯機やエアコンの使い方など今まで気にしてなかったな。 ・ほんの少し気をつかったり、協力したりすれば、省エネルギーになるんだな。 ・自分や家族ができる省エネルギー対策がけっこうあるんだな。 	<p>*教科書p.229(開)「参考」p.243(東)</p> <p>「資料」を参考にする。</p> <p>*「エネルギー消費と環境」「資源の消費と廃棄物」「循環型社会」を整理する。</p>
展開	<p>「静岡版もったいない運動」<ごみの減量化>について考えよう</p> <p>○「静岡版もったいない運動」を知っていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市としてごみ減量に取り組んでいるんだね。 ・今までいろいろなものを捨ててしまっていたな。 ・少し工夫すればもっと減らせるかも。 <p>ごみを減らす方法を考えてみよう</p> <p>○「静岡版もったいない運動」を達成するためにできることを考えてみよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4Rや5Rの考え方が参考になるね。 <p>「静岡版もったいない運動」を達成するために、どんなことができるだろうか。</p> <p><グラフを見てわかったこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどが可燃ごみだね。資源ごみの割合って意外と少ないんだね。 ・家庭系可燃ごみのグラフを見ると、台所から出る野菜くずや食べ残し、紙ゴミが多いことがわかる。 	<p>*「副教材」7章p.17</p> <p>*静岡市の一人1日あたりのごみ総排出量を実物で示す。(平成25年度1,008g)</p> <p>*「静岡版もったいない運動」で目指しているごみ減量の実物の量を実物で示す。</p> <p>*静岡市の一人1日あたりのごみ総排出量を平成34年度には860gまで減量すると目標が設定されている。(静岡市一般廃棄物処理基本計画より)</p> <p>*「副教材」【ワーク7-1】</p> <p>「グラフを見てわかったこと」、「ごみを減らすための私のアイデア」を書かせる。</p>

<p><ごみを減らすための私のアイデア></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厨芥類を減らすために、冷蔵庫の中をチェックして、期限内に食べられるようにする。Reduce ・ 紙ゴミはリサイクルに出す。Recycle <p>○ 友だちの中でいいなと思ったアイデア、自分で取り組みそうだなと思ったアイデアを【ワーク7-1】に書こう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 着られなくなった衣類など親類にあげる。Reuse ・ 買い物をするとき、必要のない包装を断る。Refuse <p><u>環境に配慮した生活にチャレンジしよう</u></p> <p>○ 「エネルギー消費」「資源の消費」について自分で実践できそうなことを考えてみよう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>「エネルギーの消費」について、どんなことが実践できるだろうか。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ エアコンの暖房設定温度を21度から20度にする。 ・ 電気カーペットの温度調節を「強」から「中」にする。 ・ 使っていない家電製品の主電源を切る。 ・ 歯磨きの時に水を止める。 ・ 皿やフライパンの汚れを不用な布や紙で拭き取ってから洗う。 <p>○ 「資源の消費」「エネルギーの消費」のどちらか選んで1週間実践しよう。</p> <p>①自分の課題 ②なぜその理由に決めたのか ③何をするのか？ 調べること、体験すること</p>	<p>* 「副教材」【ワーク7-1】 「みんなの意見の中でいいなと思ったアイデア」, 「自分で取り組みそうと思ったアイデア」を書かせる。</p> <p>* 参考：教科書pp.228-235(開) pp.242-245(東)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>自分や家族の消費生活が環境に与える影響について理解し、環境に配慮した消費生活に関する知識を身につけている。(発言・ノート)</p> </div>
<p>ま ○ 次の時間までの1週間、自分の選んだ実践にチャレンジし、と 結果を記録しよう。(環境アクションプラン)</p> <p>め ① エアコンの暖房設定温度を20度にする。 ② 国が推奨する暖房設定温度は20度と言われるけど、我が家は21度。設定温度を1度下げただけで年間1,480円節約できる。1度なら、衣服で調節できると思う。 ③ エアコン暖房設定を温度21度から20度に下げ、快適さを比較する。家族からも聞き取る。</p>	<p>* 時間があれば、「副教材」7章【ワーク7-2, 7-3】を行うことも考えられる。</p>

8 / 8 消費者の権利と責任

- ・D(2)ア「自分や家族の消費生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できること。」
- ・教科書 pp.226-231(開) pp.242-250(東) 環境に配慮した消費生活
- ・副教材 7章 静岡版もったいない運動

【目標】自分や家族の消費生活を点検し、環境に配慮した消費生活について考えたり、実践を通して自分なりに工夫できる。 【生活を工夫し創造する能力】

【授業展開例】○は教師の発問 ・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	<p><u>環境に配慮した生活について考えよう</u></p> <p>「環境に配慮した生活へのチャレンジをしよう(環境アクションプラン)」</p> <p>○「資源の消費」「エネルギーの消費(水の節約も含む)」のどちらかを選んで1週間実践しましたね。</p>	<p>*前時の学習をもとに、1週間自分の選んだ実践にチャレンジし、結果を記録させる。</p> <p>*教科書p.240(開) p.247(東)を参考にする。</p>
展開	<p><u>実践したチャレンジを交流しよう</u></p> <p>○実践したチャレンジを交流しよう。</p> <p>①自分の課題</p> <p>②なぜその課題に決めたのか</p> <p>③何をするのか? 調べること、体験すること</p> <p>④実践した結果、感想</p> <p><資源の消費(例)></p> <p>①家庭から1週間が出る紙ごみの量を調べる。</p> <p>②今まで紙ごみも捨ててしまっていた。1週間でどのくらいの紙ごみを捨ててしまっていたのか調べてみたかった。</p> <p>③家庭から1週間が出る紙ごみの量を調べた。</p> <p>④・紙ごみが本当に多いことがわかった。袋や箱など、包装ごみがほとんどだった。必要のない包装を断ることも大事だと思った。</p> <p>・環境によいことはわかっているけど、面倒なことはなかなか続かない。紙ごみは意識したが、ついコンビニでペットボトルを買ってしまっていた。</p> <p><エネルギー(水も含む)の消費(例)></p> <p>①エアコンの暖房設定温度を21度から20度にする。</p> <p>②国が推奨する暖房設定温度は20度と言われるけど、我が家は21度。設定温度を1度下げただけで年間1,480円節約できる。1度なら、衣服で調節できると思う。</p>	<p>*各自が実践した環境に配慮したチャレンジについて①～④の視点で交流する。</p> <p>*交流が充実できるように、交流の仕方を工夫する。</p> <p><例1>2つのテーマに分けて、実践したワークシートを机に並べて見合う。</p> <p><例2>グループ発表を2回行う。</p> <p>①違うテーマのグループ</p> <p>②同じテーマのグループ</p> <p>*友だちの実践から学んだことについて、付箋やコメントで伝える。自分の交流ワークシートにも記録させる。</p>

	<p>③エアコンの暖房設定温度を21度から20度に下げ、快適さを比較する。家族からも聞き取る。</p> <p>④暖房設定温度を1度下げても、体感温度はあまり変わらなかった。</p> <p><エネルギー(水も含む)の消費(例)></p> <p>①台所の排水をきれいにする。</p> <p>②天ぷら油を大きじ1杯流すと、きれいな水に戻すのに5,000リットルの水が必要だと知ってびっくりした。今まで環境に悪いことを平気でしてしまっていた。</p> <p>③皿やフライパンの汚れを不用な布や紙で拭き取ってから洗う。</p> <p>④ちょっと面倒だったけれど、たくさんの油汚れが拭き取れた。今まで本当に水を汚していたなと思った。洗剤やすすぎ水の節約にもなると、お母さんが言っていた。</p> <p><u>エコ宣言をしよう</u></p> <p>○みんなの実践を参考にして、持続可能な社会に向けて自分に実践できるエコ生活を宣言しよう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>環境に配慮した生活に向けて、自分はどのようなことが実践できるだろうか。</p> </div> <p><資源の消費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋を1枚もらうのを断ると、二酸化炭素の排出量を24gも減らせるんだって。これから買い物には自分のバッグを持っています。 <p><エネルギーの消費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・お風呂も、自分の好きな時間に入っていた。少し気をつければ、ガスや電気が節約できる。電気を作るのには、たくさんのエネルギーが必要で地球温暖化の大きな原因だということがわかった。これからは家族と同じ時間帯に入るようにします。 	<p>* 1日の生活を簡単な絵で示す。自分の生活を見直し、環境に配慮した生活について実践できそうなことをエコ宣言として記述させる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>自分や家族の消費生活を点検し、環境に配慮した消費生活について考えたり、実践を通して工夫したりしている。(発言、ノート)</p> </div>
<p>ま と め</p>	<p>○自分のエコ宣言を発表しよう。</p>	<p>*自分のエコ宣言を発表させる。 *グループ内で発表することも考えられる。</p>

Presented by Shizuoka city Consumer Advice center

静岡市消費生活センター

静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所 静岡庁舎新館1階

静岡市清水区旭町6番8号 静岡市役所 清水庁舎4階

中学校 家庭分野 D[身近な消費生活と環境]副教材

エブリデイ消費者!

制作・著作 静岡市市民局生活安心安全課

静岡市消費者教育副教材作成委員会

委員長	色川 卓男	静岡大学教育学部教授
副委員長	小清水 貴子	静岡大学教育学部准教授
委員	増田 真也	司法書士
委員	早川 泉	静岡市教育委員会学校教育課指導主事
委員	大野 こずえ	静岡市立籠上中学校教諭
委員	井口 順子	静岡市消費生活センター相談員
協力		静岡大学消費生活研究サークル

平成28年3月発行